

---

# 雲南市 子ども・子育て支援事業計画

---

平成 27 年（2015 年）3 月  
島根県 雲南市

## はじめに

人口減少、少子高齢化、人口の東京圏一極集中が進むなか、多様な地域社会の形成をめざす「まち・ひと・しごと創生法」が平成 26 年 11 月に公布され、地方の一層の努力が期待されています。

山紫水明の私たちのふるさと雲南市は、「人の幸(さち)」「自然の幸(さち)」「歴史の幸(さち)」「食の幸(さち)」など、多くの幸(さち)があり、その中で培われた暮らしの中から「笑顔あふれる地域の絆」「世代がふれあう家族の暮らし」「美しい農山村の風景」「多彩な歴史遺産」「新鮮で安全な食と農」の五つの恵みを活かしたまちづくりを進めています。

高齢化率が国の四半世紀先を進む雲南市は、全国が直面する課題が先んじて訪れる「課題先進地」であり、全国に先駆けて課題解決を図る「課題解決先進地」をめざします。

雲南市の強みは、地域自主組織をはじめとする地域全体で「子育てを見守り、子どもたちを育てる」素地があることです。

平成 27 年度より子ども・子育て支援新制度がスタートします。雲南市では、幼児期の保育や地域における子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、平成 27 年度から向こう 5 年間の「雲南市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、「安心して子育てのできる支えあいのあるまち うんなん」を基本理念に、その具体化のため 4 つの基本目標を掲げています。一つ目に「地域で安心して子育てできる環境づくり」、二つ目に「子育てと仕事を両立できる社会づくり」、三つ目に「子どもの生きる力を育てるまちづくり」、最後に「親子の健やかで安心な暮らしづくり」としており、今後 4 つの目標に向かい施策を展開します。

そして、保護者には子育てに楽しみ・生きがいを感じられ、子どもにはこの地に生まれ育ったことへの喜びが感じられるよう、すべての子育て家庭において、子どもを安心して産み育てることができるよう市民、地域、企業や関係機関・団体等との役割分担と相互の連携を図りながら、基本理念の実現に向けて取り組みます。

最後に、この計画の策定にあたりご尽力をいただきました「雲南市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、利用意向把握調査（ニーズ調査）、子育て施設のアンケート調査及びパブリックコメントにご協力をいただきました市民の皆様、関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

雲南市市長 **速水 雄一**



## ～ 目 次 ～

<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	1
【1】計画策定の社会的背景	1
【2】本市における子育て支援施策と策定趣旨	3
【3】計画の位置付け	4
【4】計画の期間	5
【5】計画の策定方法	5
<b>第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く環境</b>	7
【1】人口等の動き	7
1. 人口・世帯数の推移	7
2. 人口動態	8
3. 年齢別人口構成	8
4. 世帯構成の状況	9
5. 出生数の推移	9
6. 婚姻件数等の推移	10
7. 年齢別就業率	12
8. 就学前児童の人口推計結果	13
【2】子育て支援施設や事業等の状況	14
1. 子育て支援施設の状況	14
2. 子育て支援事業の状況	19
【3】次世代育成支援行動計画（後期計画）の点検・評価	22
【4】利用意向把握調査（ニーズ調査）の結果概要	28
【5】関係団体等ヒアリングシート調査の結果概要	39
<b>第3章 本市における子育て支援の課題</b>	46
<b>第4章 子育て支援の基本的な考え方</b>	49
【1】基本理念	49
【2】基本目標と取り組み方針	49
【3】施策の体系	50
<b>第5章 施策の展開</b>	51
【基本目標1】地域で安心して子育てできる環境づくり	51
【基本目標2】子育てと仕事を両立できる社会づくり	55
【基本目標3】子どもの生きる力を育てるまちづくり	57
【基本目標4】親子の健やかで安心な暮らしづくり	60

<b>第6章 子育て支援施設・事業の整備方針</b>	63
【1】子ども・子育て支援新制度の概要	63
1. 制度の目的	63
2. 施設や事業等について	63
3. 地域子ども・子育て支援事業	65
4. 保育の必要性の認定区分	67
【2】教育・保育提供区域の考え方	68
【3】子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について	69
1. 教育・保育事業の実績値及び見込量（総括表）	69
2. 地域子ども・子育て支援事業の実績値及び見込量（総括表）	70
【4】提供体制の確保の内容等	71
1. 子育て支援施設の見込量と提供体制	71
2. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と提供体制	74
<b>第7章 計画の推進にあたって</b>	88
<b>資料編</b>	89

# 第1章 計画の策定にあたって

## 【1】計画策定の社会的背景

わが国では、平成元年の「1.57 ショック」を機に、国の少子化対策が本格化し、平成6年12月「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が発表され、以降の子育て支援施策の基本的な枠組みが示されました。

平成11年12月、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定され、その後、平成15年7月には、少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ成長する社会を形成することを目的とした「少子化社会対策基本法」と、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、新たな取り組みが展開されました。

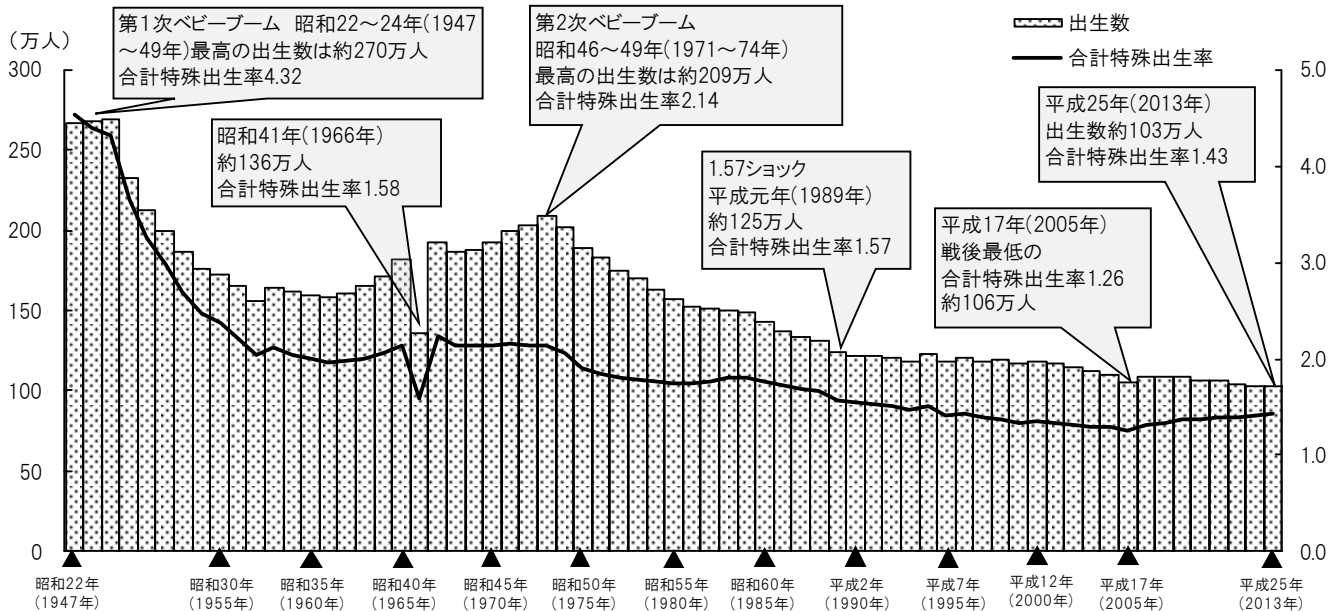
しかし、依然として出生率の低下などを要因とした少子化が進行しています。

特に、都市部においては、待機児童問題等の解決が依然として課題となっている一方で、地方都市においては、少子高齢化の進行とともに子どもの人口が減少し、近くに保育施設がなくなってしまうといった地域も多くみられます。

また、仕事と子育てを両立できる環境が必ずしも十分ではないことから、安心して子どもを産み育てることができない人も多くなっています。

さらに、子育て家庭が地域の中で孤立し、子育ての負担感や経済的負担も増大する中で、育児疲れや虐待などの問題も大きくクローズアップされています。

◆合計特殊出生率の推移(全国平均)◆



資料：厚生労働省「人口動態統計」

こうした課題を踏まえ、平成 24 年 8 月、待機児童の解消をはじめ、子どもや子育て家庭を支えるため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。この関連 3 法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から施行されることになりました。

### 子ども・子育て関連 3 法

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部改正法  
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律)
3. 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法  
(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)

### 子ども・子育て支援制度のポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設
- 認定こども園制度の改善
  - ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
  - ・市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
  - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体による費用負担
  - ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 子ども・子育て会議の設置
  - ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（市町村等における設置は努力義務）

## 【2】本市における子育て支援施策と策定趣旨

本市における子育て支援施策については、「雲南市総合計画」における基本的な考え方を踏まえ、平成 22 年 3 月に策定した「雲南市次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づいて推進しているところです。この計画では「安心して子育てのできる支えあいのあるまち うんなん」を基本理念に掲げ、子どもが健やかに育ち、子どもと子育てにやさしい社会の構築を目指し、様々な施策を総合的に推進してきました。

### 雲南市次世代育成支援行動計画（後期計画）

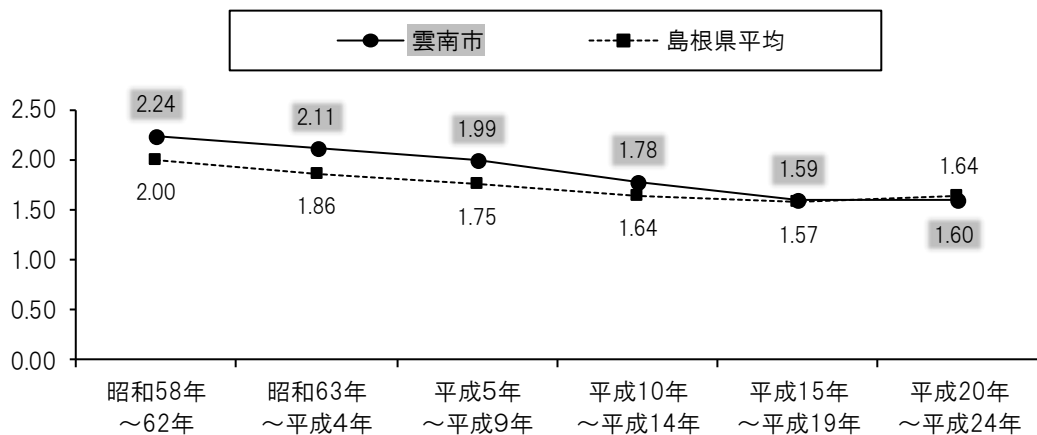
（平成 22 年 3 月策定）

### 基本理念「安心して子育てのできる支えあいのあるまち うんなん」

本市は、平成 16 年 11 月に 5 町 1 村が合併して誕生した、中国地方の中山間地域に位置する田園都市です。市内には、ヤマタノオロチ伝説で知られる斐伊川が流れ、多くの遺跡や古墳が発掘され、また、陰陽を結ぶ交通の要衝としても栄えてきました。

本市においても少子高齢化は課題となっており、合計特殊出生率も、減少傾向から近年は改善がみられるものの、長期的には低水準で推移しています。

◆本市の合計特殊出生率の推移(期間平均)◆



資料：厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

一方で、共働き世帯の増加等に伴い、保育所の入所希望者は増加傾向にあります。

このような現状と、これまでの本市における子育て支援施策の取り組みを踏まえ、本市で生まれ育つすべての子どもが健やかに成長する環境と、地域全体で子育てを支える取り組みのさらなる充実を図ることを目的として、このたび、「雲南市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」と表記）」を策定しました。

特に、すべての子育て家庭において、子どもを安心して産み育てることができるよう、子育て支援の指針・施策を明らかにするとともに、子育て支援策のより一層の充実を目指します。

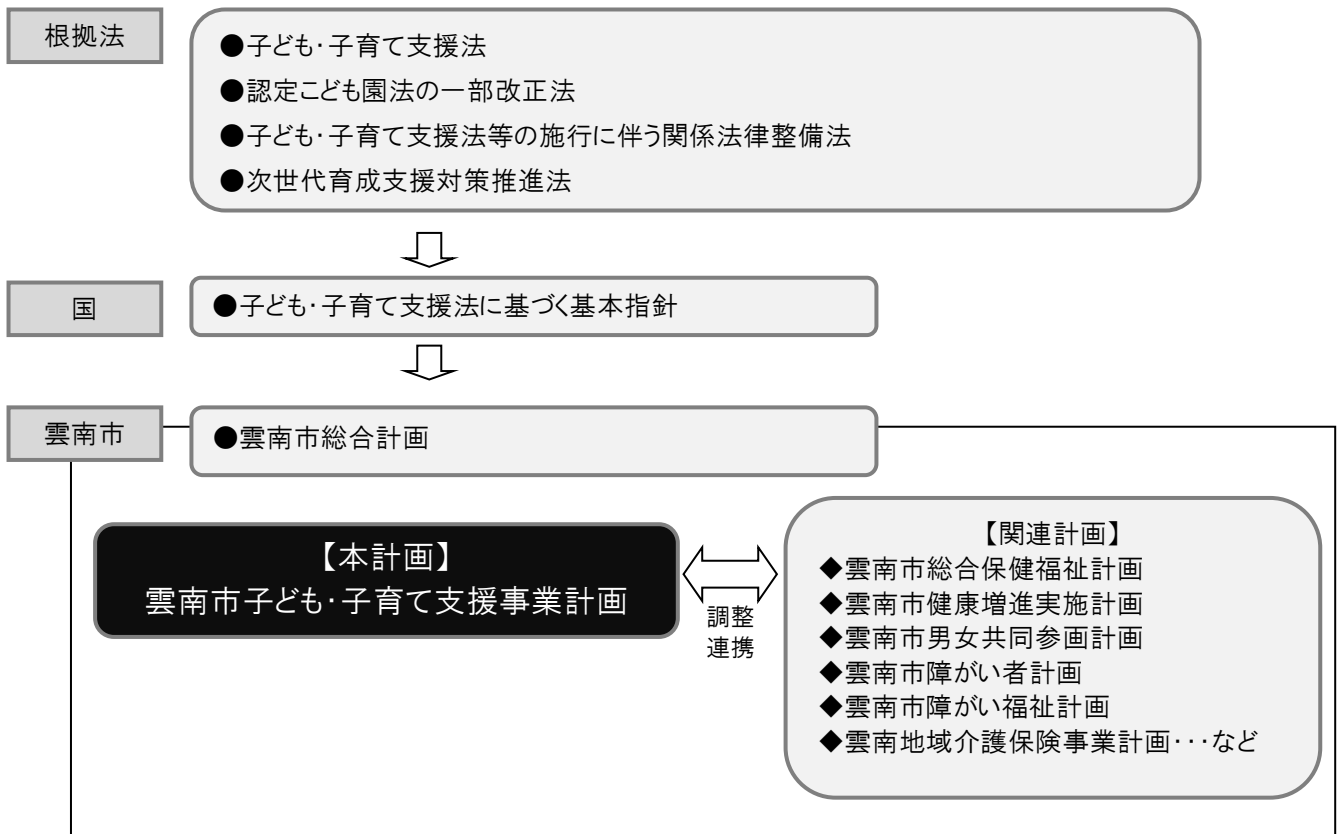
### 【3】計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられます。その上で、国から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、計画期間における「子どものための教育・保育給付（幼稚園や保育所などへの入所支援）」及び「地域子ども・子育て支援事業（子育て支援のための施策や事業）」の事業量の見込み、並びにそれらの提供体制確保策を定めています。

本計画は、上位計画である「第 2 次雲南市総合計画（前期基本計画）」をはじめ、「雲南市総合保健福祉計画」「雲南市男女共同参画計画」等、関連する他の部門計画との整合にも配慮するものです。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮するとともに、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応できるように配慮します。

#### ◆関連計画との整合イメージ◆



なお、本計画においては、国が示す「教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園などを総称して）」を「子育て支援施設」と表記し（制度名称や法令文等は除く）、「保育所」「保育園」は国に準じて「保育所」で表記を統一しています（固有名称を除く）。



## 【4】計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。平成 31 年度に、それまでの取り組みの評価・見直しを行い、平成 32 年度からの次期計画につなげます。

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度
【本計画】雲南市子ども・子育て支援事業計画	本計画						
					見直し	次期計画	

## 【5】計画の策定方法

### 1. 利用意向把握調査「ニーズ調査」等の実施

計画の策定にあたり、市内の就学前児童及び小学校児童を持つ保護者に対し、現在の就労状況や幼稚園や保育所など子育て事業の利用状況及び今後の利用希望や子育てに関するニーズ等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、郵送での配布・回収によりアンケート調査を実施しました。アンケートの調査内容については、「国のモデル調査票」に本市独自の設問を加えて設計しています。

調査名称	就学前児童保護者調査	小学校児童保護者調査
調査対象	就学前の子どもがいる全ての世帯	小学生の子どもがいる全ての世帯
調査方法	郵送配布・回収	郵送配布・回収
調査期間	平成 25 年 12 月	平成 25 年 12 月
配布数	1,343 件	1,296 件
回収状況	834 人 (62.1%)	779 件 (60.1%)

さらに、本市の幼稚園・保育所・認定こども園及び子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターなどの子育て支援施設を対象とし、本市の子育ての実態や保護者ニーズ、意見等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、郵送での配布・回収によりヒアリングシート調査を実施しました。

調査名称	雲南市子ども・子育て支援事業計画策定のための関係団体調査
調査対象	①幼稚園・保育所・認定こども園 ②子育て支援センター・ファミリー・サポート・センターなどの子育て支援施設
調査方法	ヒアリングシートの郵送配布・回収
調査期間	平成 26 年 2 月 (②は平成 26 年 5 月)
回収状況	①20 件、②19 件、合計 39 件

## 2. 次世代育成支援行動計画（後期計画）の検証と評価

次世代育成支援行動計画（後期計画）に基づき実行している様々な子育て支援施策や取り組みについては、毎年度、検証を行うとともに、実施にあたっての問題点や課題の抽出を行い、見直しを進めてきました。本計画は、それぞれの取り組み内容の検証・評価を踏まえ、策定しています。

## 3. 子ども・子育て会議による策定体制

計画の策定にあたっては、上記のアンケート調査等を通して実態や意見等を把握するとともに、学識経験者・各種団体や組織の関係者などから構成される「雲南市子ども・子育て会議」に諮り、専門的見地から意見をいただきました。

庁内においては、担当課長等で構成される「雲南市子ども・子育てワーキングチーム会議」を開催し、審議を重ねました。

### ◆雲南市子ども・子育て会議の開催経緯◆

実施期日		主な審議内容
第1回	平成25年 10月25日（金） 午前9時30分～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長・副委員長の選出等</li> <li>・雲南市の現状と取り組みについて</li> <li>・子ども・子育て支援新制度について</li> <li>・ニーズ調査の実施について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
第2回	平成26年 3月17日（月） 午後3時～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雲南市次世代育成支援行動計画の評価について</li> <li>・市内の子どもの人口推移等、施設の立地状況・施設現状について</li> <li>・市の人口推計について</li> <li>・地域子ども・子育て支援事業について</li> </ul>
第3回	平成26年 6月4日（水） 午前9時30分～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業量の見込みの設定について</li> <li>・事業計画の骨子について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> <li>・雲南市次世代育成支援行動計画の目標事業量達成状況の公表について</li> </ul>
第4回	平成26年 8月1日（金） 午後2時～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準を定める条例等について</li> <li>・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて</li> <li>・雲南市子ども・子育て支援事業計画について</li> </ul>
第5回	平成26年 10月22日（水） 午後2時～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雲南市子ども・子育て支援事業計画について</li> </ul>
第6回	平成27年 2月23日（月） 午後2時～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雲南市子ども・子育て支援事業計画について</li> <li>・パブリックコメントとそれに対する市の考え方</li> <li>・教育・保育施設の利用定員について</li> <li>・平成27年度保育所保育料について</li> <li>・平成27年度幼稚園及び認定こども園（1号こども）保育料について</li> <li>・平成27年度における支援事業計画に係る主な取り組みについて</li> </ul>

## 第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く環境

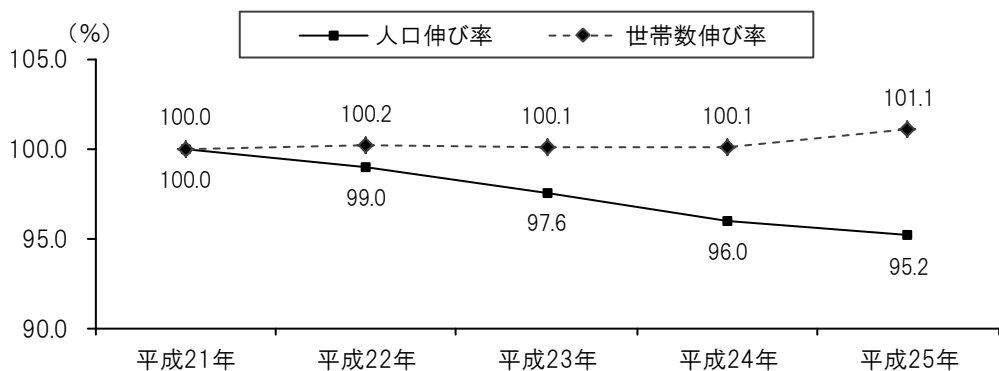
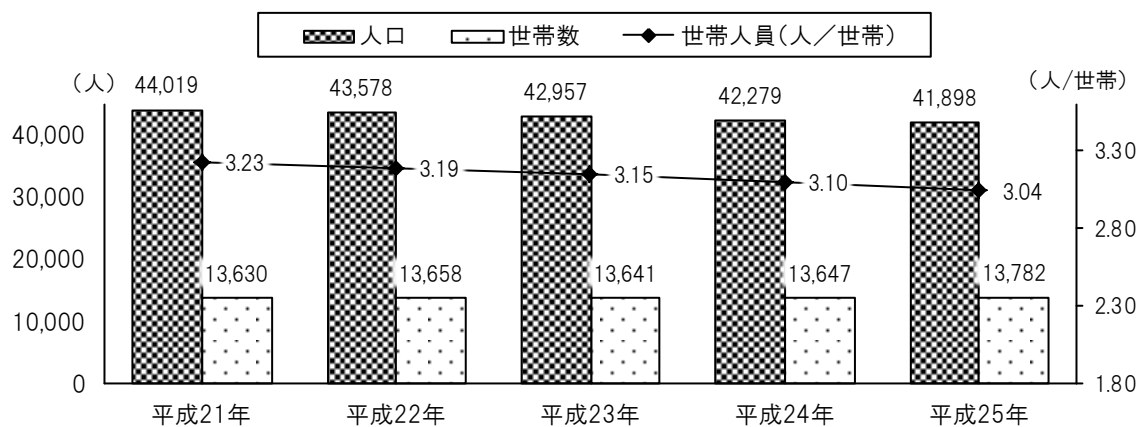
### 【1】人口等の動き

#### 1. 人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成25年3月現在で42,000人近くと、この5年で約2,100人の減少（平成21年を100.0とした場合95.2）となっています。

1世帯あたりの人口数を示す世帯人員は、平成21年の3.23人から平成25年で3.04人と、緩やかに小家族化傾向にあります。

◆人口・世帯数の推移◆



	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
人口	44,019	43,578	42,957	42,279	41,898
世帯数	13,630	13,658	13,641	13,647	13,782
世帯人員(人/世帯)	3.23	3.19	3.15	3.10	3.04
人口伸び率(%)	100.0	99.0	97.6	96.0	95.2
世帯数伸び率(%)	100.0	100.2	100.1	100.1	101.1

資料：住民基本台帳(各年3月末現在)

## 2. 人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生、死亡の差からみる「自然動態」は近年マイナスで推移しています。つまり、死亡者数が出生者数を上回っている状態にあります。転入、転出からみる「社会動態」についても、転出者数が転入者数を上回るマイナスを示し、転出超過傾向が継続しています。

平成 24 年度では、自然動態がマイナス 360 人、社会動態がマイナス 224 人であり、合計 584 人の人口減少となっています。この人口減少数は、前年度に比べてやや少なくなっています。

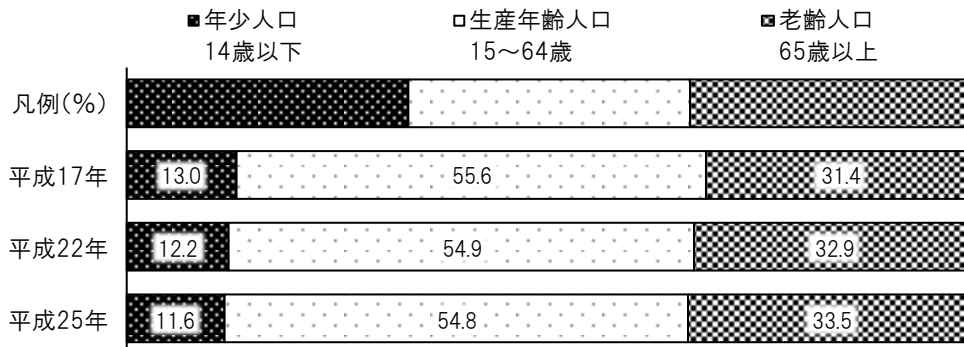
	自然動態(c)			社会動態(f)		人口動態(g)	
	出生者数(a)	死亡者数(b)		転入者数(d)	転出者数(e)		
平成 21 年度	300	584	-284	908	1,089	-181	-465
平成 22 年度	275	617	-342	825	1,116	-291	-633
平成 23 年度	286	680	-394	761	1,058	-297	-691
平成 24 年度	245	605	-360	850	1,074	-224	-584

注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)  
資料：住民基本台帳(各年3月末現在)

## 3. 年齢別人口構成

本市の高齢化率は3割以上で、増加傾向で推移しており、平成 25 年 3 月現在で 33.5%となっています。一方、14 歳以下の年少人口は減少傾向で推移しています。本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

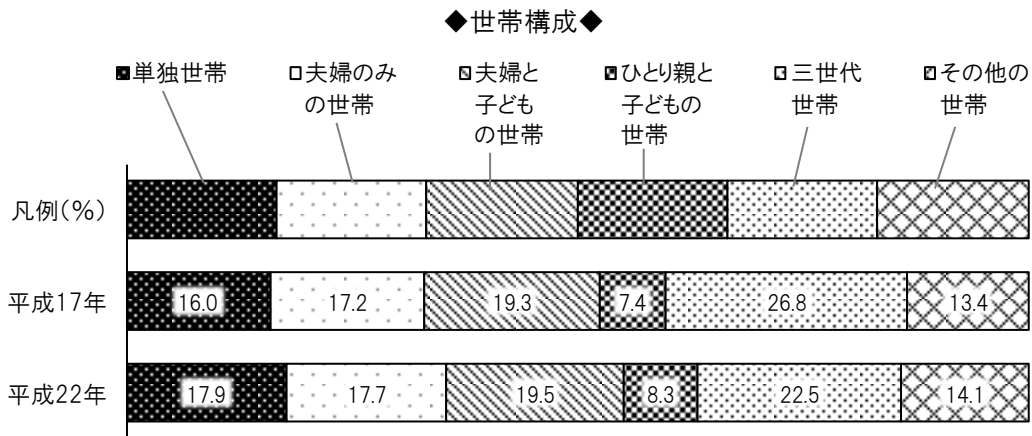
◆年齢3区分別人口構成比◆



資料：住民基本台帳(但し、平成 17 年と 22 年は国勢調査)

#### 4. 世帯構成の状況

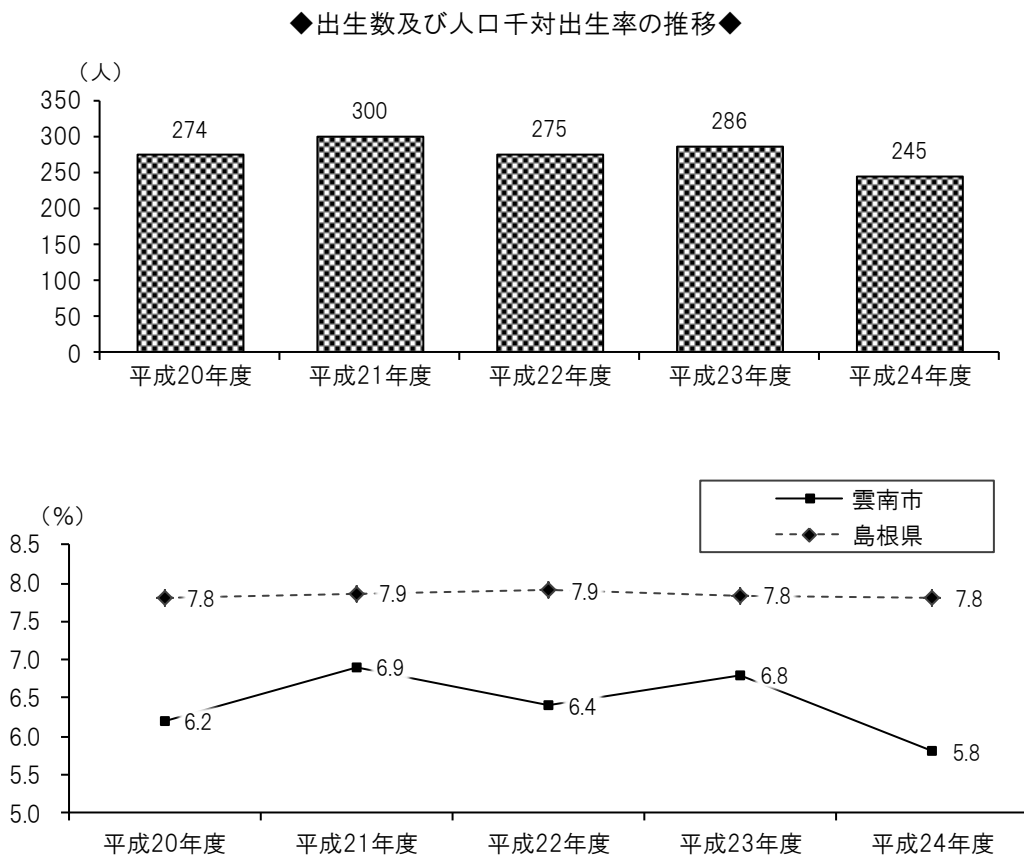
世帯構成を、5年間の推移でみると、世帯人員が多い「三世帯世帯」が減少し、「単独世帯」や「ひとり親と子どもの世帯」などで増加がみられます。



資料：国勢調査

#### 5. 出生数の推移

出生数は、近年増減を繰り返しながら推移していましたが、平成 24 年度では過去 5 年間で最も少ない 245 人に減少しています。人口千人あたりの出生率は、島根県の平均を下回って推移しています。



資料：住民基本台帳(各年3月末現在)

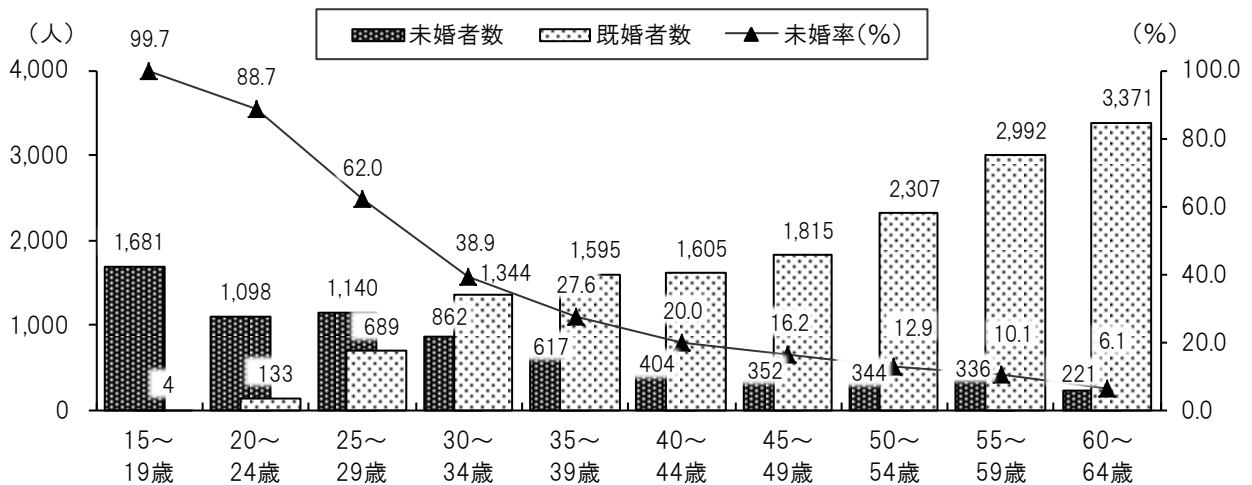
## 6. 婚姻件数等の推移

本市の婚姻件数は、近年、年間 150～160 件程度で推移しています。

本市の未既婚者数を、年齢別にみると、20 歳代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30 歳代の前半になると逆転します。

つまり 30 歳代前半ではおよそ 6 割が既婚者ということになり、婚姻の中心的年齢層であることがわかります。

◆年齢別未既婚者数と未婚率◆



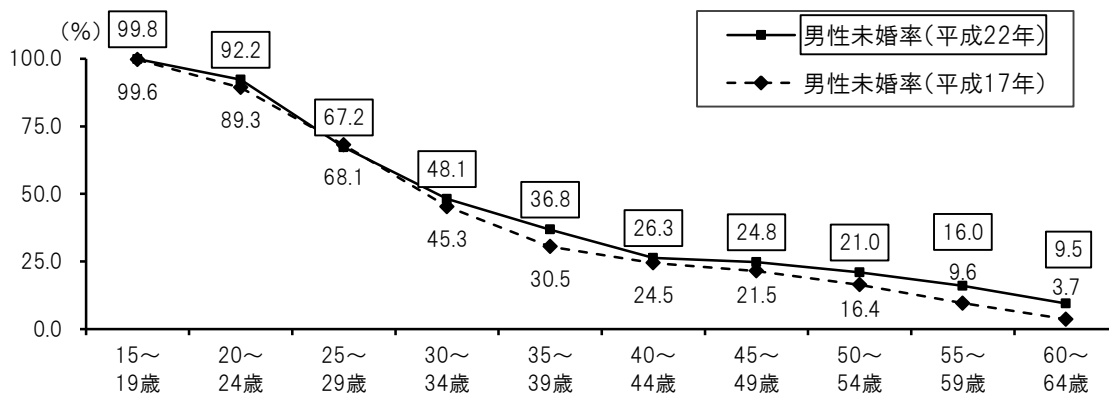
資料：国勢調査(平成 22 年)

未婚率を5年間の推移で見ると、男女ともに増加傾向で推移しており、特に婚姻の中心的年齢層である「30歳代」では、近年男女ともに増加しています。

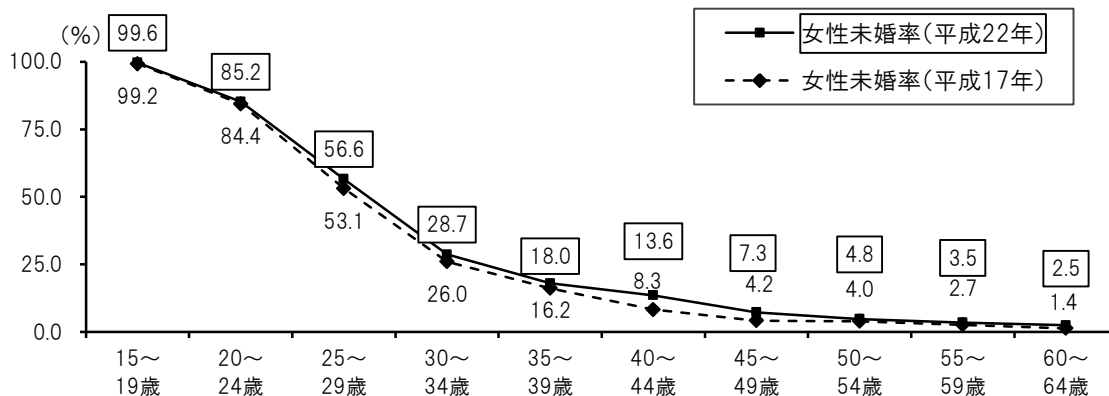
また、女性の場合20歳代後半や40歳代前半の未婚率の増加も目立っています。本市でも、緩やかに晩婚化が進行している状況にあることがうかがえます。

◆年齢別未婚率の推移◆

【男性】



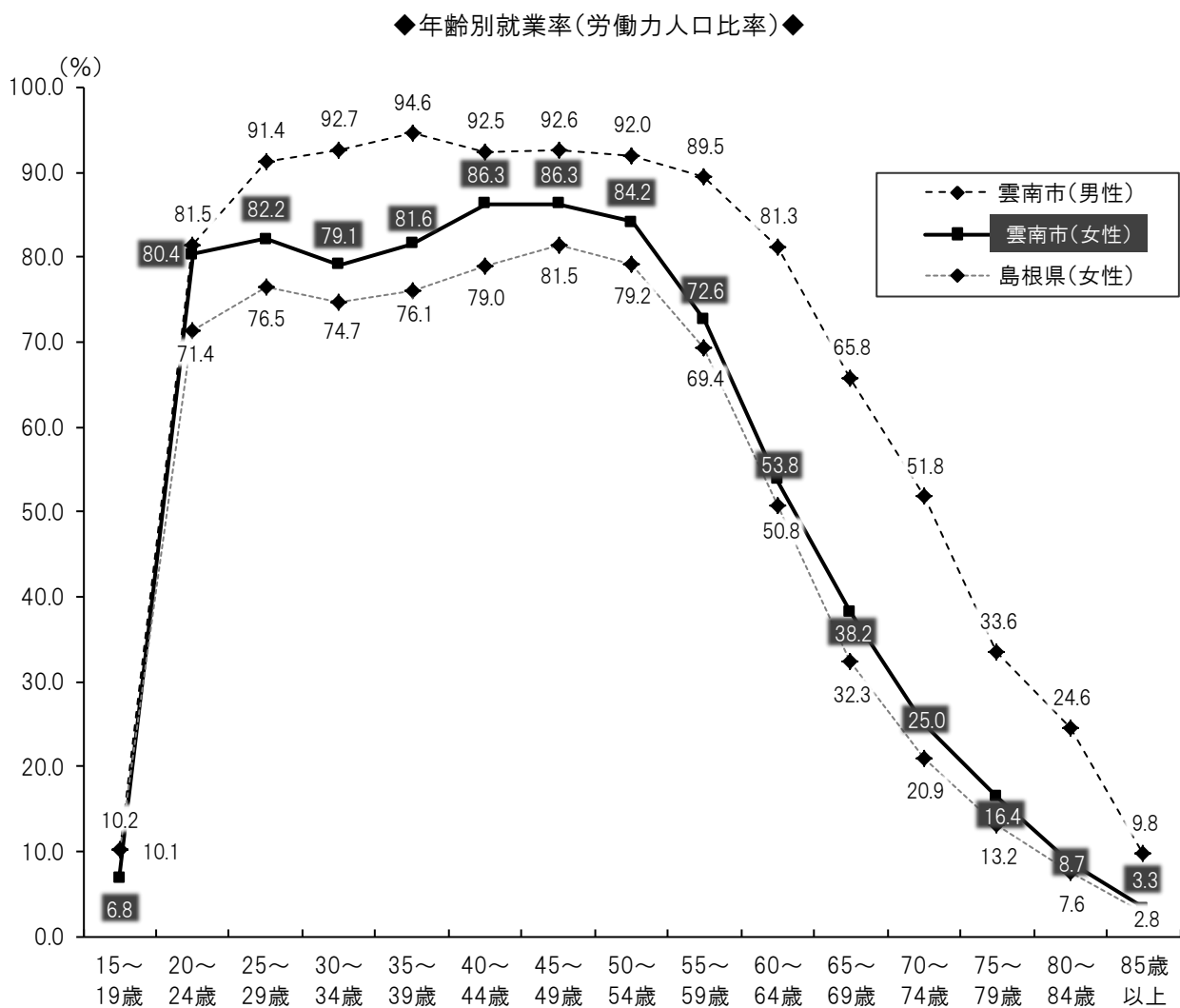
【女性】



資料：国勢調査

## 7. 年齢別就業率

本市における女性の就業率をみると、30歳代前半の「婚姻～子育て開始時期」に一旦減少し、その後、再び上昇をみせるいわゆる「M字カーブ」の状況にあります。一方で、女性の就業率は全体的に島根県の平均を上回っていることから、共働き世帯が比較的多い地域であることがうかがえます。今後、再就職支援など、女性の就労支援施策のより一層の強化が求められます。

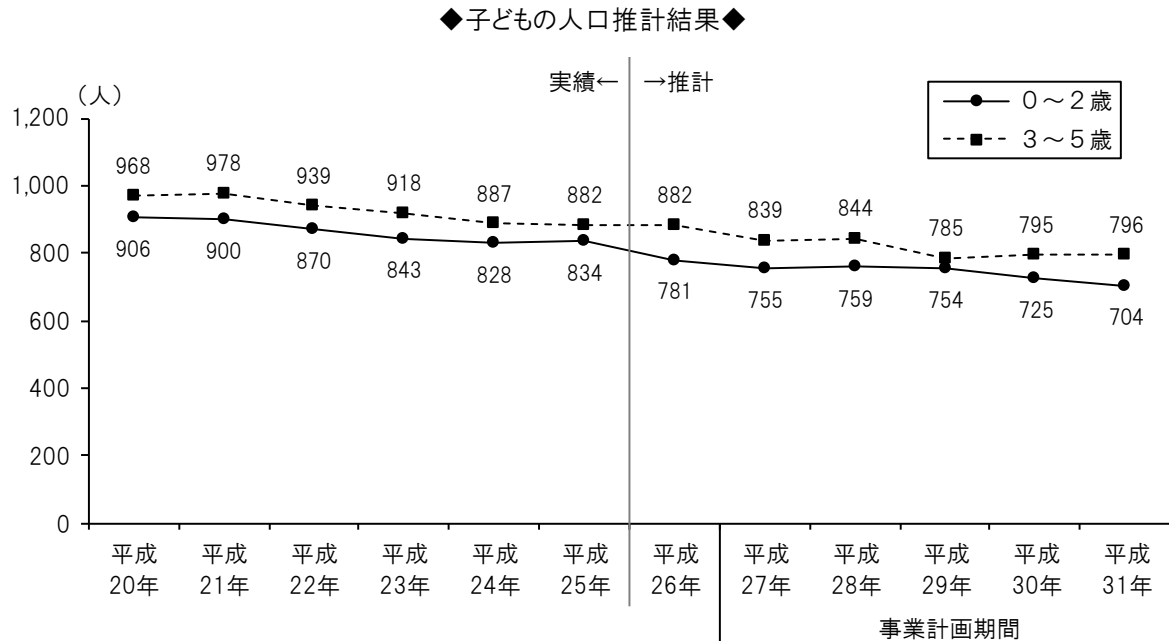


資料：国勢調査(平成22年)



## 8. 就学前児童の人口推計結果

人口推計結果<sup>注</sup>によると、子どもの人口の推計結果については、0～2歳児、3～5歳児ともに大きな変動無く、横ばいで推移すると推計されますが、長期的には緩やかな減少傾向にあります。



	実績値 ←						→ 推計値					
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～5歳	1,874	1,878	1,809	1,761	1,715	1,716	1,663	1,594	1,603	1,539	1,520	1,500
0～2歳	906	900	870	843	828	834	781	755	759	754	725	704
0歳	305	292	253	293	256	260	248	237	243	236	226	220
1歳	291	317	302	261	304	267	268	255	258	252	245	236
2歳	310	291	315	289	268	307	265	263	258	266	254	248
3～5歳	968	978	939	918	887	882	882	839	844	785	795	796
3歳	326	318	292	310	289	277	312	262	272	259	274	261
4歳	328	323	323	291	308	295	272	313	274	270	262	274
5歳	314	337	324	317	290	310	298	264	298	256	259	261
6～11歳	2,264	2,169	2,138	2,059	2,055	1,964	1,903	1,848	1,772	1,800	1,763	1,714
6歳	331	318	340	309	321	300	309	294	248	304	267	263
7歳	405	337	319	338	307	328	298	301	286	248	314	274
8歳	350	402	346	330	339	309	321	300	308	292	253	313
9歳	392	349	400	351	331	341	303	310	301	313	299	254
10歳	370	388	348	400	355	332	337	307	329	320	320	293
11歳	416	375	385	331	402	354	335	336	300	323	310	317

注：人口の推計にあたっては、第2次雲南市総合計画と同様な手法で推計しています。実績値(平成20年～平成25年)として、島根県が毎年公表している「(推計人口)市町村・年齢(各歳)別人口(10月1日現在)」を用いるとともに、国立社会保障・人口問題研究所が推計した、平成27年と平成32年の推計結果を用いたコーホート変化率法で算出しています。コーホート変化率法とは、コーホート(同期間に出生した集団＝年齢層のかたまり)ごとの、対象期間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものと仮定して推計する方法です。さらに、推計結果には、本市の総合計画で目標値として定めた施策増加人数(平成27年12人、平成28年19人、平成29年30人、平成30年53人、平成31年71人)を反映させています。

## 【2】子育て支援施設や事業等の状況

### 1. 子育て支援施設の状況

#### (1) 保育所の現状

市内にある保育所数は、平成 26 年 5 月 1 日現在、公立保育所（認定こども園は別区分で記載）7 園、私立 3 園の合計 10 園です。現在、市内の保育所において、大東町、加茂町、木次町、三刀屋町の施設で受け入れ園児数が飽和状態にあります。

#### ◆保育所の現状◆

年度	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
施設数(園)	11	11	11	11	10	10
定員(人)	760	770	795	825	780	770
園児数(人)	770	788	804	827	798	779
施設充足率(%)	101.3	102.3	101.1	100.2	102.3	101.2
備考		四ツ葉学園保育所定員変更	斐伊保育所定員変更	三刀屋保育所定員変更	木次保育所が認定こども園へ	斐伊・掛合保育所定員変更

資料：福祉行政報告例第 54 表の各年 5 月 1 日現在(広域受託含む)

注：保育所においては、配置人員や面積など最低基準を満たす範囲内であれば一時的に定員を超える児童を受け入れることが可能となります。

上表において施設充足率が 100%を超過しているのも、このためです。

上表には認定こども園の保育所籍の園児数は含まれてないが、その数を含めると増加している。

就学前児童の保育状況についてみると、全児童数に占める保育所の入所児童数の割合は、平成 21 年の 41.0%から、平成 26 年で 46.8%と増加しています。年齢別では 1～2 歳児で減少していますが、4～5 歳児では増加しています。

#### ◆保育所入所児童数の現状◆

保育所	平成 21 年			平成 26 年			入所児童数(b)の増減(%)※
	全児童数 a(人)	保育所入所児童数 b(人)	入所児童割合(%) c=b/a	全児童数 a(人)	保育所入所児童数 b(人)	入所児童割合(%) c=b/a	
0歳	292	48	16.4	248	48	19.4	0.0
1歳	317	153	48.3	268	136	50.7	-11.1
2歳	291	176	60.5	265	157	59.2	-10.8
3歳	318	155	48.7	312	148	47.4	-4.5
4歳	323	120	37.2	272	152	55.9	26.7
5歳	337	118	35.0	298	138	46.3	16.9
合計	1,878	770	41.0	1,663	779	46.8	1.2

※平成 21 年から平成 26 年の、入所児童数の増減割合

資料：福祉行政報告例第 54 表(広域受託含む)(各年 5 月 1 日現在)

資料：「全児童数(a)」は島根県「(推計人口)市町村・年齢(各歳)別人口(各年 10 月 1 日現在)」、「入所児童数」は庁内資料(各年 5 月 1 日現在)

◆保育所の入所児童数◆

	定員 (人)	年齢別児童数(人)							施設 充足率 (%)	
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
公立	大東保育園	120	8	21	26	24	23	25	127	105.8
	かもめ保育園	80	5	18	18	20	16	14	91	113.8
	斐伊保育所	80	5	11	22	16	10	6	70	87.5
	三刀屋保育所	120	5	22	22	25	33	20	127	105.8
	吉田保育所	30	0	4	1	2	6	4	17	56.7
	田井保育所	30	0	6	0	2	3	5	16	53.3
	掛合保育所	90	5	11	20	19	17	26	98	108.9
私立	あおぞら保育園	90	4	17	19	17	17	18	92	102.2
	たちばら保育園	30	6	9	9	4	3	0	31	103.3
	四ツ葉学園保 育所	100	10	17	20	19	24	20	110	110.0

資料：福祉行政報告例第 54 表(広域受託含む)(平成 26 年5月1日現在)

## (2) 幼稚園の現状

市内の幼稚園は、平成 26 年 5 月 1 日現在、公立 9 園です（うち 1 園は休園。認定こども園は別区分で記載）。入園児童数については、年々減少傾向にあり、それに伴い施設充足率も平成 26 年で 19.1%と、近年は減少傾向にあります。

### ◆幼稚園の現状◆

年度	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
施設数(園)	15	15	13	14	11	9
定員(人)	1,545	1,545	1,435	1,475	1,190	1,080
園児数(人)	389	337	304	290	237	206
施設充足率(%)	25.2	21.8	21.2	19.7	19.9	19.1
備考			休園:1園(温泉) 閉園:1園(中野)	温泉幼稚園再開	木次幼稚園が認定こども園へ閉園(阿用、久野):2園	休園:1園(飯石) 閉園:1園(温泉)

資料:庁内資料(平成 26 年 5 月 1 日現在) ※定員は、休園・閉園は除く。年度末閉園は翌年度備考欄に記載。

幼稚園の入園児童数については、平成 21 年で全児童数に占める入園割合が 39.8%と、全児童数の約 4 割が入園していましたが、平成 26 年では 23.4%と大きく減少しています。

### ◆幼稚園入園児童数の現状◆

幼稚園	平成 21 年			平成 26 年			入園児童数(b)の増減(%)※
	全児童数 a(人)	幼稚園入園児童数 b(人)	入園児童割合(%) $c=b/a$	全児童数 a(人)	幼稚園入園児童数 b(人)	入園児童割合(%) $c=b/a$	
3歳	318	95	29.9	312	48	15.4	-49.5
4歳	323	130	40.2	272	82	30.1	-36.9
5歳	337	164	48.7	298	76	25.5	-53.7
合計	978	389	39.8	882	206	23.4	-47.0

※平成 21 年から平成 26 年の、入園児童数の増減割合

資料:「全児童数(a)」は島根県「(推計人口)市町村・年齢(各歳)別人口(各年 10 月 1 日現在)」、「入園児童数」は庁内資料(各年 5 月 1 日現在)

### ◆幼稚園の入所児童数◆

	定員(人)	年齢別児童数(人)				施設充足率(%)
		3歳	4歳	5歳	合計	
大東幼稚園	180	8	15	15	38	21.1
西幼稚園	125	12	9	8	29	23.2
佐世幼稚園	90	3	6	6	15	16.7
海潮幼稚園	90	2	4	6	12	13.3
斐伊幼稚園	105	9	8	7	24	22.9
寺領幼稚園	105	3	10	9	22	21.0
西日登幼稚園	105	1	4	1	6	5.7
三刀屋幼稚園	210	8	24	21	53	25.2
飯石幼稚園	70(休園中)	—	—	—	—	—
鍋山幼稚園	70	2	2	3	7	10.0

資料:庁内資料(平成 26 年 5 月 1 日現在)

### (3) 認定こども園の現状

本市の認定こども園は、平成 25 年より 2 園で展開しています。入園児童数は、平成 25 年から平成 26 年にかけて、保育所籍の園児数を中心に増加傾向にあります。

#### ◆認定こども園の現状◆

年度	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
施設数	1	1	1	1	2	2
定員	235	235	235	235	450	450
園児数	226	217	206	201	288	308
幼稚園籍	76	70	58	57	79	67
保育所籍	150	147	148	144	209	241
施設充足率	96.2	92.3	87.7	85.5	64.0	68.4
備考	平成 17 年度 ～加茂幼児園				木次認定 こども園	

※ここでは認定こども園と同一機能である幼保一体施設「加茂幼児園」を含める

認定こども園の入園児童数については、1 園の時期である平成 21 年で 226 人、全児童数に占める入園児童数の割合は 12.0%でした。その後、2 園に増設された後の平成 26 年では 308 人となっています。

#### ◆認定こども園入園児童数の現状◆

幼稚園	平成 21 年			平成 26 年			入園児童数(b)の増減(%)※1
	全児童数 a	入園児童数 b	入園児童割合(%) c=b/a	全児童数 a	入園児童数 b	入園児童割合(%) c=b/a	
0歳	292	5	1.7	248	12	4.8	※2
1歳	317	24	7.6	268	42	15.7	※2
2歳	291	24	8.2	265	51	19.2	※2
3歳	318	47	14.8	312	62	19.9	※2
4歳	323	63	19.5	272	69	25.4	※2
5歳	337	63	18.7	298	72	24.2	※2
3～5歳児合計	978	173	17.7	882	203	23.0	※2
合計	1,878	226	12.0	1,663	308	18.5	※2

※1 平成 21 年から平成 26 年の、入園児童数の増減割合

※2 平成 21 年では1園、平成 26 年では2園のため、単純比較できないため未表記

資料:「全児童数(a)」は島根県「(推計人口)市町村・年齢(各歳)別人口(各年 10 月 1 日現在)」、「入園児童数」は庁内資料(各年 5 月 1 日現在)

#### ◆認定こども園の年齢別入園児童数◆

	定員 (人)	年齢別児童数(人) 上段: 幼稚園籍、下段: 保育所籍								施設 充足率 (%)	
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計			
加茂幼児園	235	幼稚園籍 85	—	—	—	8	9	17	34	204	86.8
		保育所籍 150	9	30	31	35	34	31	170		
木次こども園	215	幼稚園籍 145	—	—	—	8	13	12	33	104	48.4
		保育所籍 70	3	12	20	11	13	12	71		

資料: 幼稚園籍/庁内資料(各年 5 月 1 日現在)、保育所籍/福祉行政報告例第 54 表(広域受託含む)(5 月初日現在)

#### (4) 雲南市立小中学校及び幼稚園等適正規模適正配置基本計画の概要（幼稚園の抜粋）

同計画では、全園児数が10人未満の幼稚園を「極小規模園」、異年齢混合学級を有する幼稚園を「小規模園」と定義し、極小規模園については計画前期に、小規模園については計画後期に統合を図るよう検討することとしています。

##### ◆統廃合の検討を必要としている幼稚園◆

施設名	計画の進め方	
	前期(平成 22～26 年度)	後期(平成 27～31 年度)
佐世幼稚園	検討・協議	協議が整えば統合
寺領幼稚園	検討・協議	協議が整えば統合
西日登幼稚園	検討・協議	協議が整えば統合
飯石幼稚園	検討・協議 協議が整えば統合	—
鍋山幼稚園	検討・協議	協議が整えば統合

※飯石幼稚園は平成 26 年度より休園

## 2. 子育て支援事業の状況

### (1) 特別保育事業（延長保育・一時保育・休日保育）

本市では、保護者の就労形態の多様化に対応するために、延長保育等の特別保育事業を実施しています。

延べ利用人数(人日/年)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延長保育事業	4,243	3,547	2,412	2,765	2,889
一時預かり保育事業	1,009	934	856	589	474
休日保育事業	16	6	7	2	3

### (2) 幼稚園における預かり保育事業

幼稚園における預かり保育事業は、通常保育日及び長期休業中（夏季・冬季・学年末）における、長期預かり保育（月額制）と一時預かり保育（日額制）を実施しています。

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
長期預かり保育	延べ利用人数(人日/年)	67	1,697	494	171
	実人数(人)	—	—	6	2
一時預かり保育	延べ利用人数(人日/年)	63	888	1,099	999
	実人数(人)	—	62	62	71
預かり保育 合計	延べ利用人数(人日/年)	130	2,585	1,593	1,170
	実人数(人)	—	—	68	73

注1:平成 22 年度は長期預かり保育の人数は申し込み数

注2:平成 23～24 年度は、長期預かり保育の人数は申し込み延べ人数から推計

注3:「—」は数値不詳

### (3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

子育て家庭の居場所づくりとして、また、子育て親子の交流の場、相談の場、情報交換の場として地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）を実施しています。育児に関する講座の開催や子育てサークル等への支援など、総合的な子育て支援を実施しています。

延べ利用人数(人日/年)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	18,000	18,569	18,751	19,316	18,678

### (4) 病後児保育事業

病気の回復期にある児童を、保護者の勤務や傷病、出産、冠婚葬祭など、やむを得ない事由により家庭で育児が困難な場合に一時的に預かる事業です。

延べ利用人数(人日/年)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
病後児保育事業	85	94	147	115	180

資料:(1)～(4)庁内資料

### (5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、子育ての援助をしてほしい人と、子育ての援助をしたい人が育児の相互援助を行う事業です。

延べ利用人数(人日/年)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	939	963	1,153	445	409

### (6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

利用人数(人/年)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	235	234	251	265	234

### (7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）

生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

訪問人数(人/年)		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)	実施数	265	229	256	264	263
	実施率%	99.0	82.0	97.0	94.0	97.0

### (8) 妊婦健診

妊婦健診は、医療機関に委託して実施しています。異常の早期発見、早期治療を図り、母子ともに健康で安心した出産ができるよう支援しています。

受診者数(人/年)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受診者人数(妊娠届提出数)	250	312	277	250	252
受診者延べ人数	507	547	519	459	465
問題なし	336	416	392	368	354
妊娠高血圧症(疑)	4	7	3	5	3
貧血症(疑)	118	114	105	74	96
糖尿病	14	11	19	7	9
その他	5	7	3	5	3
不明	0	0	3	0	0

注:「受診者延べ人数」は、妊婦 1 人あたり 14 回の健診機会のうち、島根県へ報告する 1 回目と 7 回目(平成 23 年度までは 8 回目)の 2 回の健診についての状況について記載。

資料:(5)~(8)庁内資料



## (9) 養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師・助産師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

母子関係訪問件数(件/年)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
養育支援訪問事業	—	1	0	2	1

注:養育支援訪問の実施が必要になった日が属する年度に初めて訪問を受けた人の数を記載。養育支援訪問事業は平成 22 年度より事業開始。

資料:庁内資料

### 【3】次世代育成支援行動計画（後期計画）の点検・評価

次世代育成支援に関連する事業分野は、保育事業活動にとどまらず、学校教育や生涯学習部門、保健・福祉部門、商工・労働部門など、様々な分野との連携・調整が必要です。

本市では、雲南市次世代育成支援行動計画（後期計画）に基づき実行している施策や事業について、所轄する担当課において、その進捗状況を毎年度点検し、課題を抽出するとともに、次年度の取り組みに反映させることとしています。

毎年度のこの作業の中では、個別の問題点や課題、あるいは制度の改定等に基づき、新たな取り組みへの変更・新設、内容調整などが行われてきました。

以下に、次世代計画における取り組み内容の検証結果を概括します。

ここでは、当該計画の6つの基本目標ごとに、進捗確認や点検を行った全ての取り組み内容の中から、今回の事業計画に特に関わりが深い主な事業を抽出して、取りまとめています。

#### 1. 【基本目標1】主な事業の取り組み結果と課題

基本目標1「地域が子どもと親を支え、育てる環境をつくろう」	
取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>【1】地域における子育て支援サービスの充実</li> <li>【2】保育サービスの充実</li> </ul>

##### （1）乳幼児健診（乳児集団健診事業）

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月2つの会場で、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象とした健康診断を行っています。受診率は各年齢とも、ほぼ100%に近い割合で推移しています。</li> <li>・未受診児への勧奨をはじめ、発達障がい等の早期発見等にも力を入れて推進しています。</li> </ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身の健全育成、育児不安の軽減のため、引き続き事業の推進が必要です。</li> <li>・未受診児への受診勧奨をはじめ、健診後の支援体制を、関係機関と連携して推進していく必要があります。</li> </ul>

##### （2）地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子の遊び場、交流の場として提供を行うとともに、育児相談や子育てサークル等の育成支援、また、子育て情報の提供など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。</li> <li>・現在、市内には大東、加茂、木次、三刀屋、掛合の5か所で展開し、利用者数も多少の地域差はありますが、おおむね増加傾向で推移しています。</li> </ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て中の悩みをもつ保護者の負担軽減に向けた事業として定着しており、事業を効率化しながらさらなる充実が求められます。センター間の連携事業やその周知と体制の構築も必要です。</li> </ul>

### (3) ファミリー・サポート・センター事業

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>・育児の援助を受けたい人と援助したい人が、相互に援助を行うことで、就労者が仕事と家庭を両立し、安心して働くことができるよう、大東・加茂・木次・掛合の保育所や子育て支援センターにおいて、窓口業務を実施しています。</li></ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・他の事業（一時保育事業や放課後児童対策事業など）との連携を検討していく必要があります。</li><li>・アドバイザーや会員の資質向上に向けた研修の充実と、会員交流会等への積極的な参加促進が必要です。</li><li>・「地域で子育て」という住民意識の醸成や、気軽に利用できるための積極的なPR、土日や祝日でも対応できる体制づくり等がこれからの課題です。</li></ul>

### (4) 保育所運営

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内の公立保育所において、入所児童の健全な育成のため、通常保育に加え、特別保育事業の実施など、多様化する保育ニーズに適応した保育機能の充実を図っています。</li><li>・また、児童福祉法に定められている施設及び運営の基準を維持しつつ、入所している児童が安全で健康的に保育されるよう、保育環境の向上に努めています。</li></ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・保育所入所児童数は増加の傾向にあり、保育所によっては定員を上回る場所もあります。今後は入所児童数の増加に対応できる保育士の配置の検討や、保育ニーズを踏まえた運営計画の構築が引き続き必要です。</li></ul>

### (5) 特別保育事業

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>・保護者の就労形態の多様化に対応し、特定保育補助事業や一時保育補助事業、延長保育、休日保育補助事業など、特別保育を実施しています。</li></ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・保護者の就労形態の多様化により、保育に対するニーズも多様化の傾向にあります。引き続き、事業の継続とニーズ量に応じた効率的な運営が求められます。</li></ul>

### (6) 病後児保育事業

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>・病気の回復期にある児童で、かつ集団保育が困難な期間に、専用施設で一時的に預かる事業です。</li><li>・近年の経済情勢や雇用環境等により、子どもが病気になっても休めない保護者が多くなっています。</li></ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者からの高評価の声も聞かれ、減免措置も含め、さらに利用しやすい施設となるよう努めていく必要があります。</li></ul>

## (7) 保育料軽減事業・児童手当給付事業

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての土曜日を休所する児童の土曜減免・第3子以降3歳未満の保育料軽減など、経済的負担の軽減を図っています。</li> <li>児童手当は、中学校修了前の児童を養育している家庭に手当を支給します。</li> </ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育てに係る経済的負担の軽減は、家計への支援にもつながり、現在もニーズが高いため、引き続き、子育て支援策としての実施が求められます。</li> <li>申請漏れがないよう、周知や勧奨が引き続き必要です。</li> </ul>

## 2. 【基本目標2】主な事業の取り組み結果と課題

基本目標2「親子が健やかに育つ環境をつくろう」	
取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>【1】子どもや母親の健康の確保</li> <li>【2】食育の推進</li> <li>【3】思春期保健対策の推進</li> <li>【4】小児医療の充実</li> </ul>

### (1) 幼児期の運動促進に関する普及啓発事業

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児期は生涯にわたってスポーツに親しむための基礎づくり、という考え方にに基づき、幼児期における「運動遊び・身体活動」を推進しています。</li> </ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児の現状把握と、実態に応じた運動の機会と場の提供、そして職員、保護者の意識の向上のため、調査研究と周知・啓発が必要です。</li> </ul>

### (2) 小児医療費の助成（乳幼児等医療事業）

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>0歳～小学校就学児童を対象に医療費を助成し、保護者の経済的負担を軽減することにより、安心して受診できる環境を整備し、乳幼児等の疾病の早期発見、早期治療につなげます。</li> </ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の独自助成により、医療費の無料化を行っているため、比較的良い制度として評価されていますが、今後、さらに拡充の検討が必要です。</li> </ul>

### 3. 【基本目標3】主な事業の取り組み結果と課題

基本目標3「子どもが健全に育ち、生きる力が身につく教育環境をつくろう」	
取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>【1】次代の親の育成</li> <li>【2】児童の健全育成</li> <li>【3】子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備</li> <li>【4】家庭や地域の教育力の向上</li> </ul>

#### (1) 放課後児童対策事業（放課後児童クラブ）

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に、生活の場を与え健全な育成を図る事業で、市内9か所で実施しています。（平成27年度以降の新制度では、就学児童として6年生までが対象として法定されます。）</li> </ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の健全育成と保護者の仕事と家庭の両立支援策として、必要な事業であり、引き続き推進します。また、関係機関との連携や指導員の資質向上に向けた研修への参加促進などが必要です。</li> </ul>

### 4. 【基本目標4】主な事業の取り組み結果と課題

基本目標4「子育てに配慮した安全で安心な生活環境をつくろう」	
取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>【1】良好な居住環境の整備</li> <li>【2】安全・安心なまちづくりの推進</li> <li>【3】子どもの安全の確保</li> </ul>

#### (1) 安全・安心なまちづくりの推進

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の公園や広場等設備の修繕や更新等をはじめ、遊具の安全性を確保するための点検などを実施しています。</li> <li>・子どもの安全の確保に向けた防犯、防災対策を推進しています。</li> </ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心な遊び場の確保をはじめ、子どもが事故や犯罪等に巻き込まれないよう、地域と連携した様々な取り組みは、今後とも継続的に必要です。</li> </ul>

## 5. 【基本目標5】主な事業の取り組み結果と課題

基本目標5「仕事と子育てを両立できる環境をつくろう」	
取り組み方針	【1】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

### （1）ワーク・ライフ・バランスの推進

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「雲南市男女共同参画計画」の施策と連携し、事業所等に対し、仕事と子育てや介護などを両立（ワーク・ライフ・バランス）できるように、子育てや介護支援をはじめ、関係機関と連携し様々な取り組みを推進しています。</li> </ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と家庭生活との両立に向けて、育児休業や介護休業を取得しやすい環境整備や、労働時間短縮に向けた働きかけなど、様々な施策に取り組むことが必要です。</li> <li>・男性が育児休業を取得できない環境についての情報収集や、事業所等への働きかけなどを通じて、男性でも取得しやすい環境づくりを目指すことが必要です。</li> </ul>

## 6. 【基本目標6】主な事業の取り組み結果と課題

基本目標6「支援が必要な子ども・家庭に対するサポートができる環境をつくろう」	
取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>【1】児童虐待防止対策の充実</li> <li>【2】ひとり親家庭等の自立支援の推進</li> <li>【3】障がい児施策の充実</li> </ul>

### （1）児童扶養手当事業

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、手当を支給します。近年では、離婚件数の増加等により、対象者が増加傾向にあります。</li> </ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的支援のみならず、就業や自立に向けた総合的な支援を視野に入れた事業の促進が必要です。</li> </ul>

### （2）母子生活支援事業<sup>注</sup>

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子自立支援員による母子・寡婦相談及び支援を行います。離婚件数の増加等に伴い対象者が増加傾向にありますが、特に若い世帯が目立ってきています。相談件数も増加し、内容も多岐にわたっています。</li> </ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化する相談内容に対応するための、体制の充実が課題です。</li> </ul>

注：国では、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号）を着実に実施するため、母子及び寡婦福祉法等に基づくひとり親家庭への就業支援とあわせて、様々な取り組みの充実を図ることとしています。

### (3) 障がい児等保育対策事業

現状	・障がい児等の保育促進に向けて、加配保育士の配置等を行います。
主な課題	・保育に欠ける障がい児等についても、可能な限り受け入れ、保育所での集団生活を通して健常な児童育成に努めることが、引き続き必要です。 ・発達障がいへの対応も今後検討が必要です。 ・障がい福祉計画など、関連計画との連携を図る必要があります。

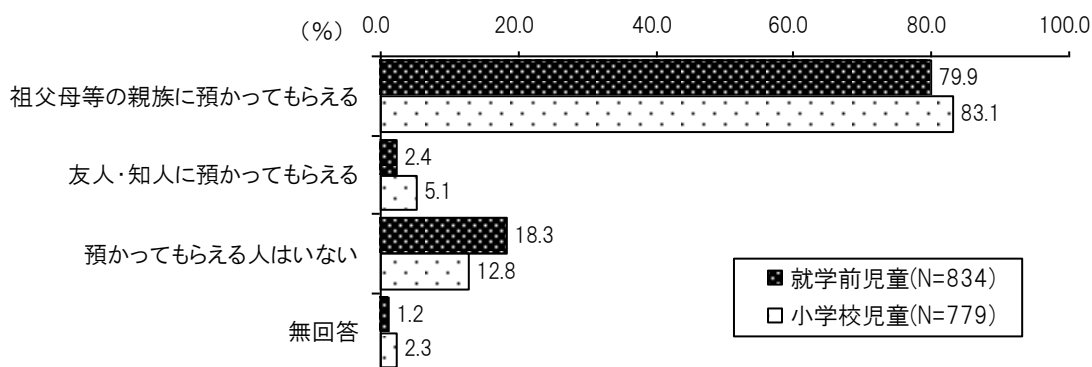
## 【4】利用意向把握調査（ニーズ調査）の結果概要

計画の策定にあたり、市内の就学前児童及び小学校児童を持つ保護者に対し、現在の就労状況や子育て支援施設の利用状況及び今後の利用希望などのニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

以下に、アンケート調査結果の主な概要を抜粋し、取りまとめています。

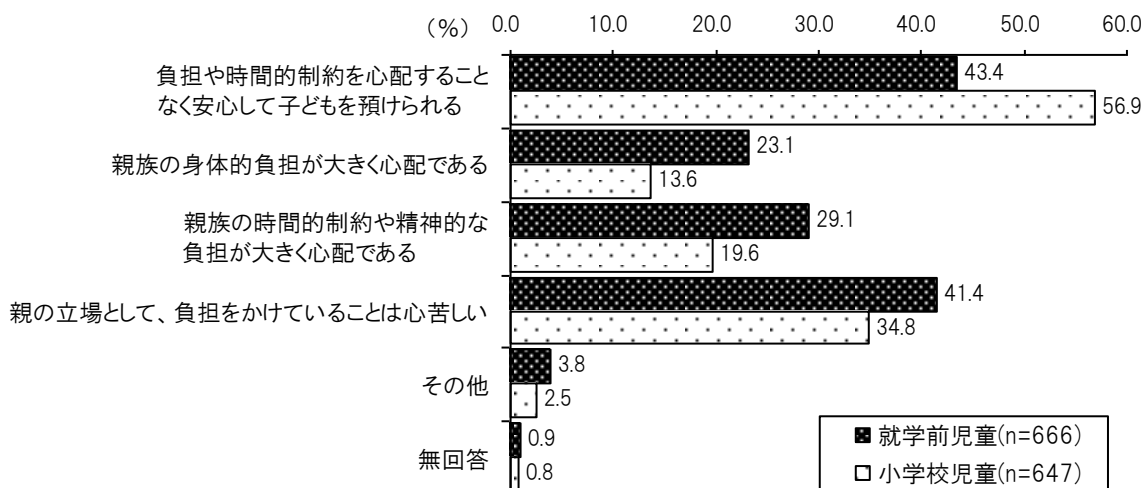
### 1. 親族等からの支援の状況

就学前児童、小学校児童ともに、日頃は祖父母等の親族に預けられる人が多数を占めていますが、預かってもらえる人がいない家庭も就学前児童で2割程度みられます。



親族に預かってもらっている状況としては「安心して預けられる」回答が多い一方で、親族の身体的負担や時間的・精神的負担を心配する割合も高いことが特徴です。

小学校児童になると、親族等の負担を心配する割合は少なくなりますが、心苦しさを感ずる割合は一定程度みられます。

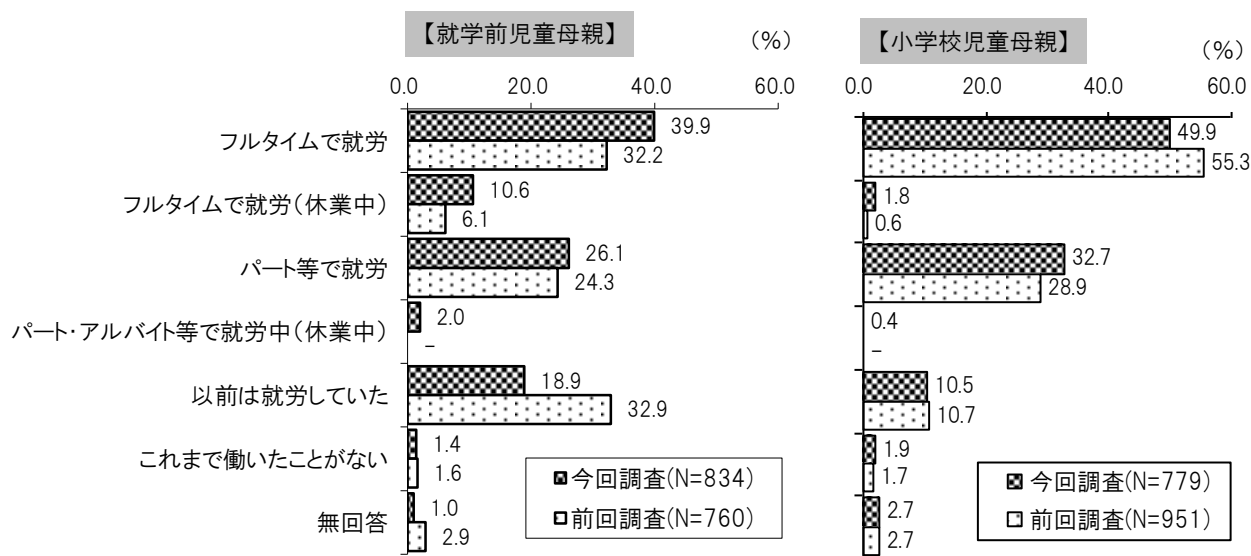




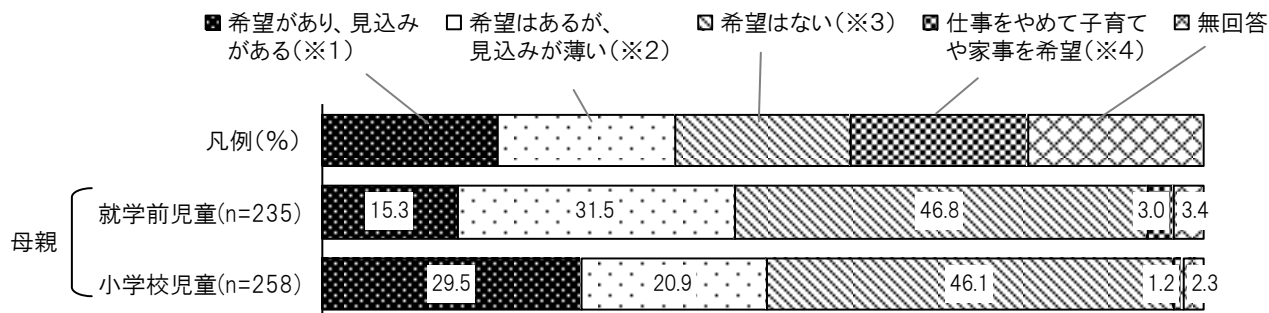
## 2. 保護者の就労状況

就学前児童の母親の約半数がフルタイムで就労しており、約3割がパートタイムで就労しています。合計約8割が現在就労していることとなります。小学校児童では就学前児童に比べ母親の就労している割合は高く、子どもの成長に伴い就労する母親が増えていく傾向がうかがえます。

5年前の「次世代育成支援行動計画（後期計画）」策定時に実施した調査結果（以下「前回調査」）と比較すると、当時フルタイム就労の母親が38.3%（今回50.5%）、パートタイムが24.3%（今回28.1%）、就労者合計62.6%（今回78.6%）、未就労者34.5%（今回20.3%）となっており、就労者が増加している傾向がうかがえます。



現在、パート・アルバイトで就労している就学前児童の母親の半数近くが、フルタイムへの転換を希望しているほか、現在、就労していない母親の大半が今後、パート・アルバイトを中心とした就労を希望しています。今後の就労環境の整備と、そのための子育て支援策の充実が求められます。



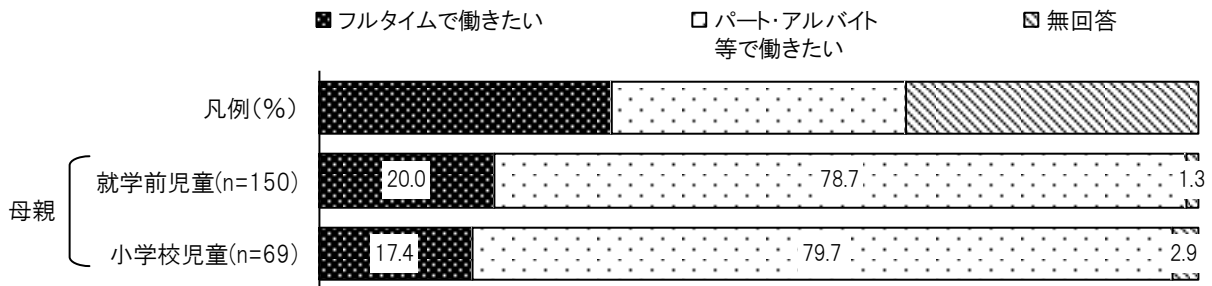
※1 フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある

※2 フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない(またはわからない)

※3 パート・アルバイト等の仕事を続けることを希望している

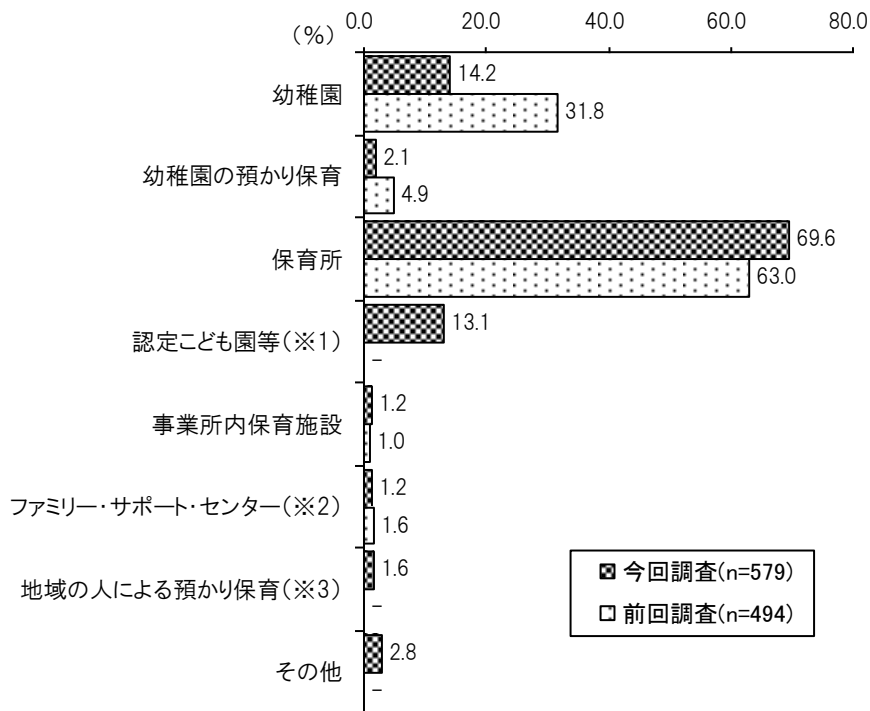
※4 パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい

【現在就労していない母親の就労希望形態】



### 3. 就学前児童の子育て支援施設・事業の利用状況

就学前児童全体の約7割が子育て支援施設や事業を利用しており、そのうち「保育所」が約7割(69.6%)を占めています。次いで「幼稚園」が14.2%となっています。前回調査に比べ、全体の利用と保育所の利用に大きな差は目立ちませんが、前回に比べ幼稚園の利用率が大幅に低下しています(前回31.8%→今回14.2%)。

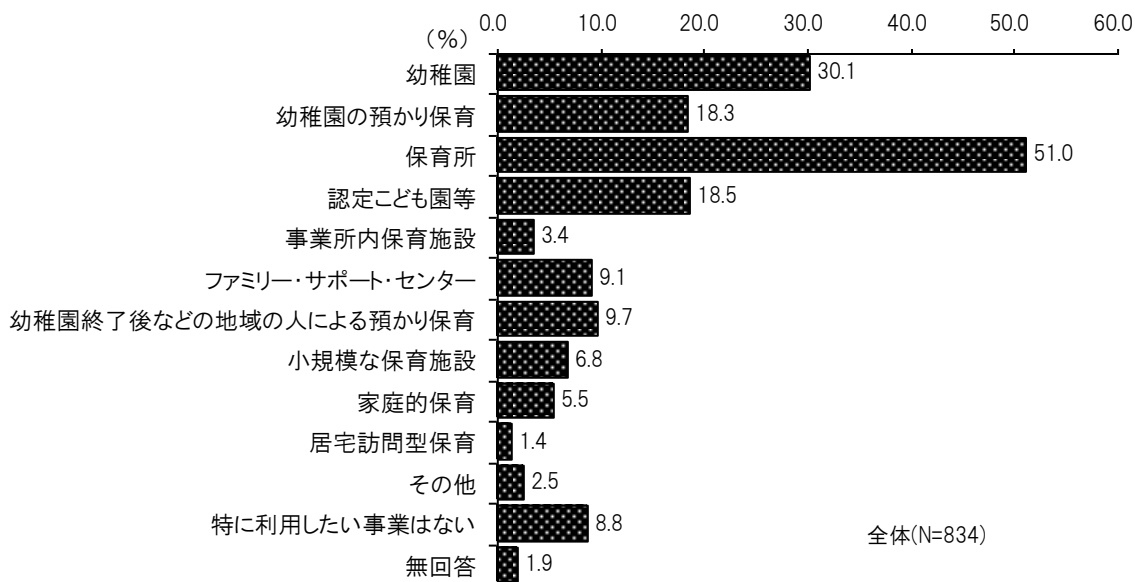


※1:加茂幼稚園、木次こども園

※2:子育ての援助をしてほしい人と、子育ての援助をしたい人が育児の相互援助を行う事業

※3:幼稚園終了後などの地域の人による預かり保育

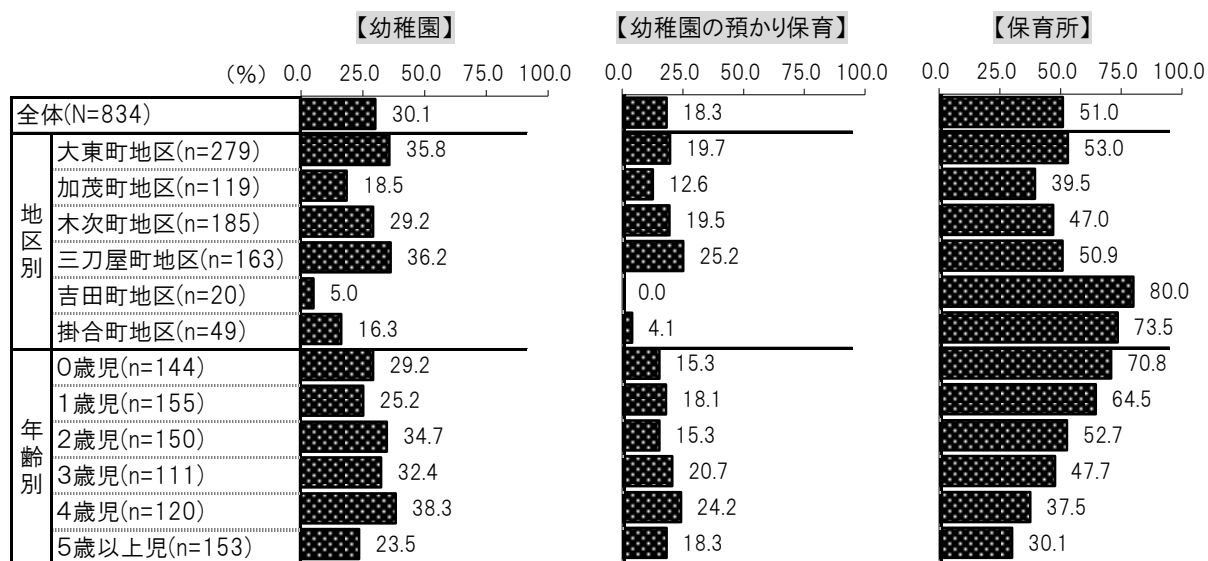
現在、子育て支援施設を利用している、いないに関わらず、今後の利用希望としては「保育所」が51.0%と最も高く、次いで「幼稚園」が約3割、「認定こども園」が2割近い希望となっています。

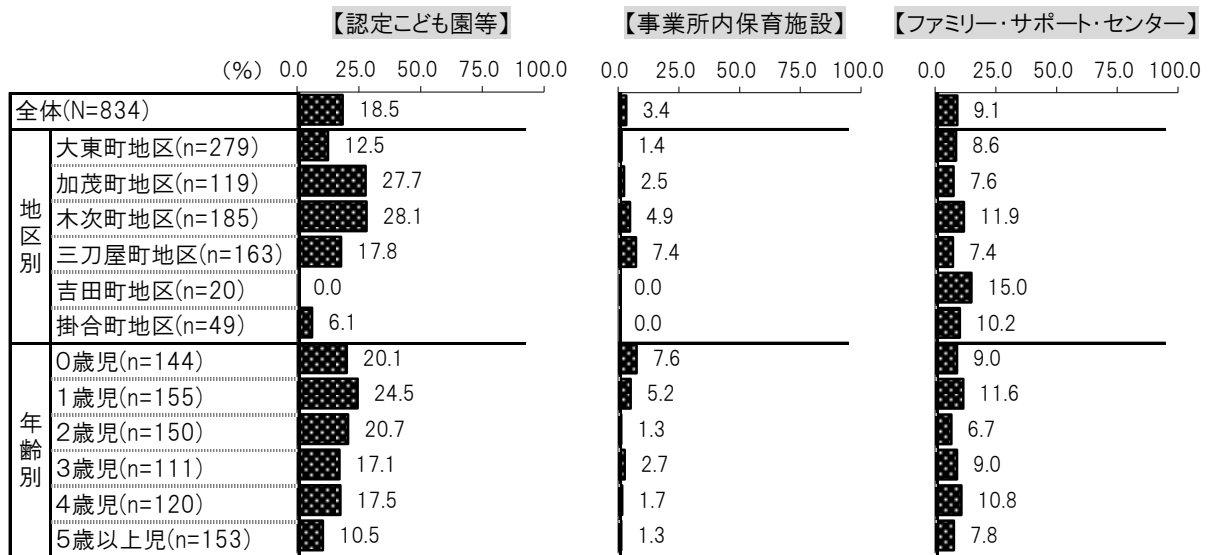


現在、子育て支援施設や事業を利用していない保護者の半数以上が「保育所」の利用を希望しています。

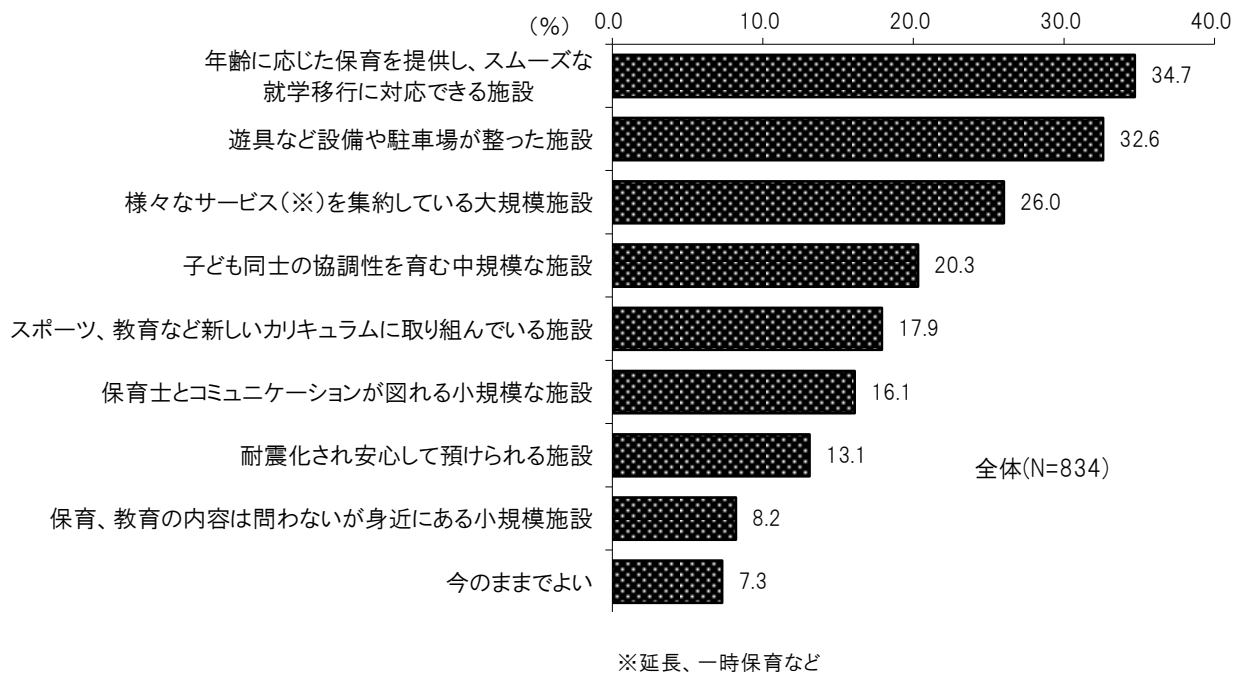
地域別では大東町や三刀屋町で「幼稚園」のニーズが高く、吉田町や掛合町では「保育所」、加茂町や木次町ではすでに設置されている「認定こども園等」のニーズがそれぞれ高くなっています。

子どもの年齢別では、「保育所」は、特に、0歳児で利用希望が7割と高いことが特徴です。幼稚園は2～4歳児でニーズが高くなっています。今後、乳児保育の充実が課題です。



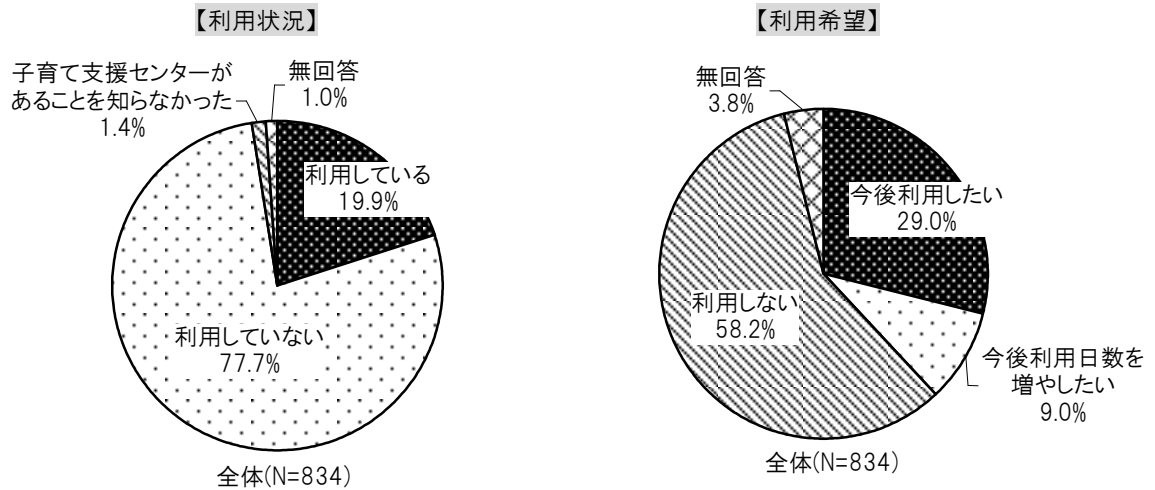


今後、本市に必要な子育て支援施設としては、「スムーズな就学移行に対応できる施設」をはじめ、「遊具など設備や駐車場が整った施設」「様々なサービスを集約している大規模施設」と続いています。



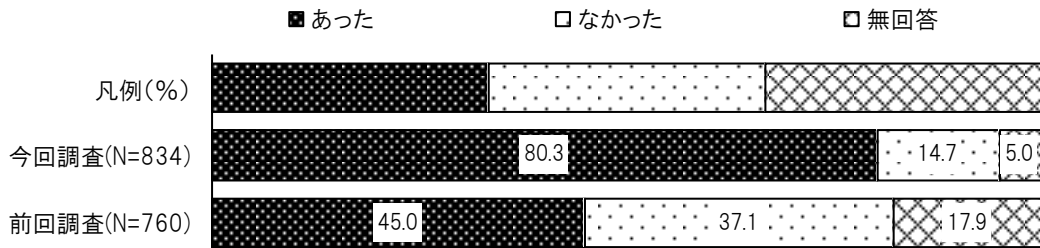
#### 4. 子育て支援センターの利用について

就学前児童における、子育て支援センターの利用は約2割（19.9%）となっており、今後の利用希望については「今後利用したい」が29.0%、「今後利用日数を増やしたい」が9.0%で、合計約4割（38.0%）が利用を希望しています。今後の相談支援体制の充実が課題です。



#### 5. 就学前児童の病気やケガの時の対応について

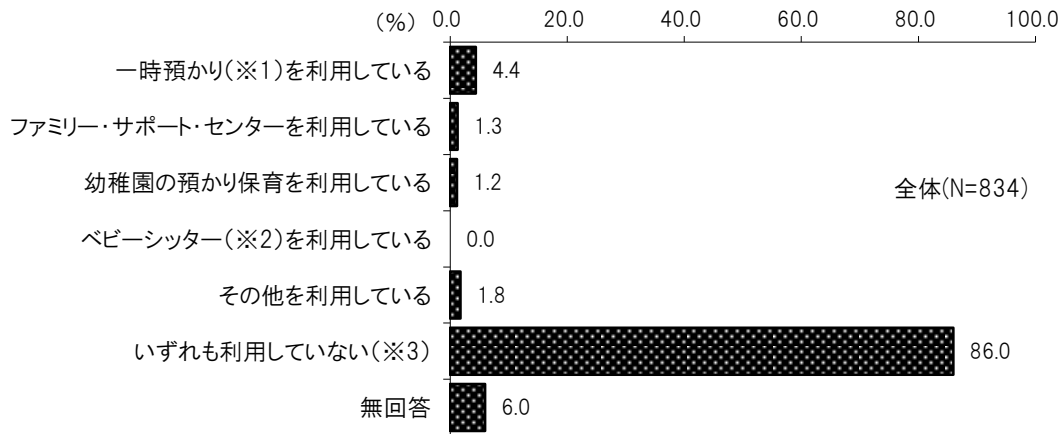
病気やケガで子育て支援施設や事業を利用できなかった割合は8割（80.3%）と高く、前回調査（45.0%）を大きく上回っています。



対応としては、母親が仕事を休んだり、親族・知人にみてもらったりして対処した人が多くなっています。また、その時の病児・病後児保育の利用意向については、「病児施設」を利用したいと思った人が約3割（28.9%）、「病後児施設」が12.9%で、合計4割（41.8%）のニーズがみられます。

## 6. 就学前児童の一時預かり等について

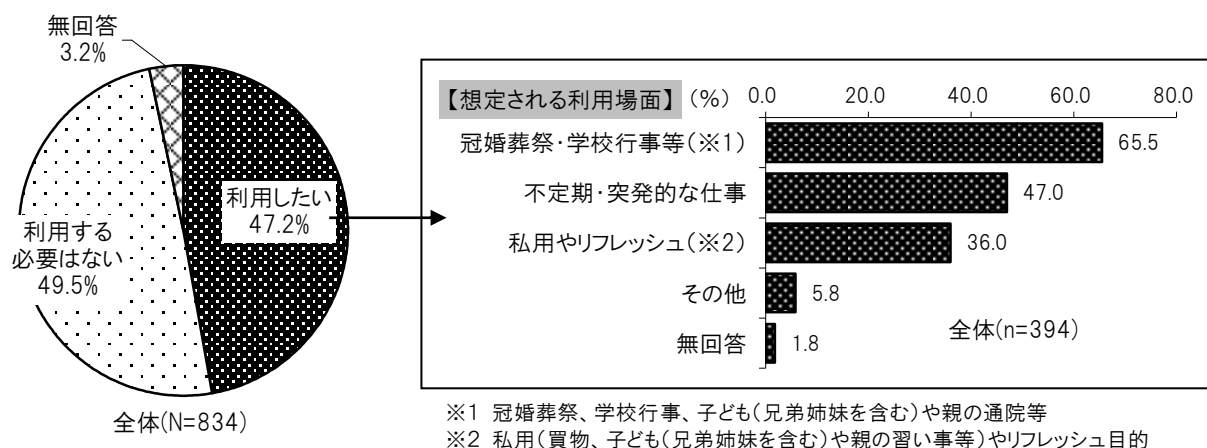
最近1年間に、私用や冠婚葬祭、保護者の通院や突発的な仕事などの理由で、利用したことがある事業としては「一時預かり」が4.4%、「ファミリー・サポート・センター」が1.3%などとなっていますが、大半は「利用していない」と回答しています。



- ※1 私用など理由を問わず、保育所などで一時的に子どもを保育する事業
- ※2 通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合のみ
- ※3 預けられる親族や知人などがある

今後の利用希望は47.2%で、「冠婚葬祭・学校行事等」「不定期・突発的な仕事」などが利用場面として想定され、「保育所や幼稚園など規模の大きな施設」「子育て支援センターなどの小規模な施設」での利用が希望されています。

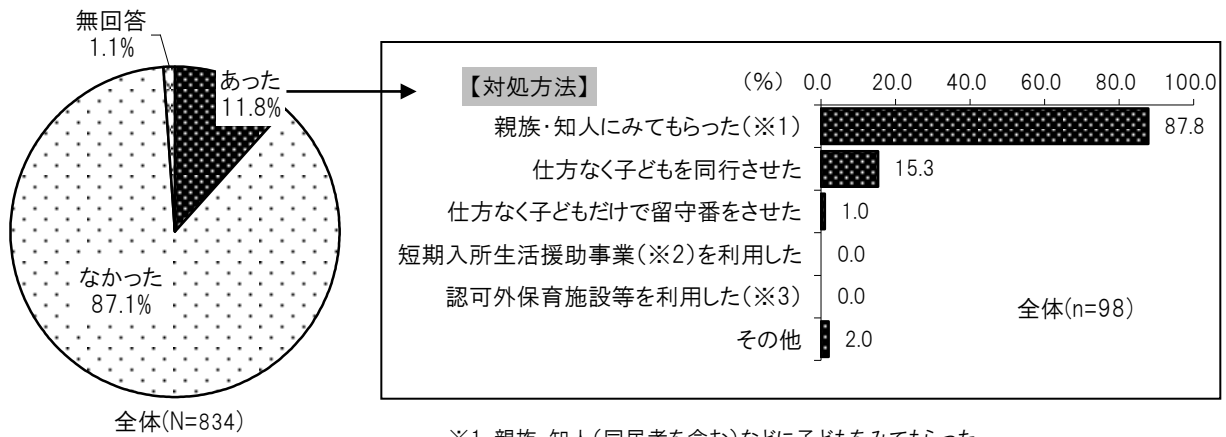
一時預かりは、現在の利用率は低いものの、今後の希望は高くなっており、さらなる周知と、より利用しやすい仕組みづくり、それに向けた体制づくりが課題となります。



- ※1 冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院等
- ※2 私用(買物、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事等)やリフレッシュ目的

## 7. 就学前児童の宿泊を伴う預かりの状況について

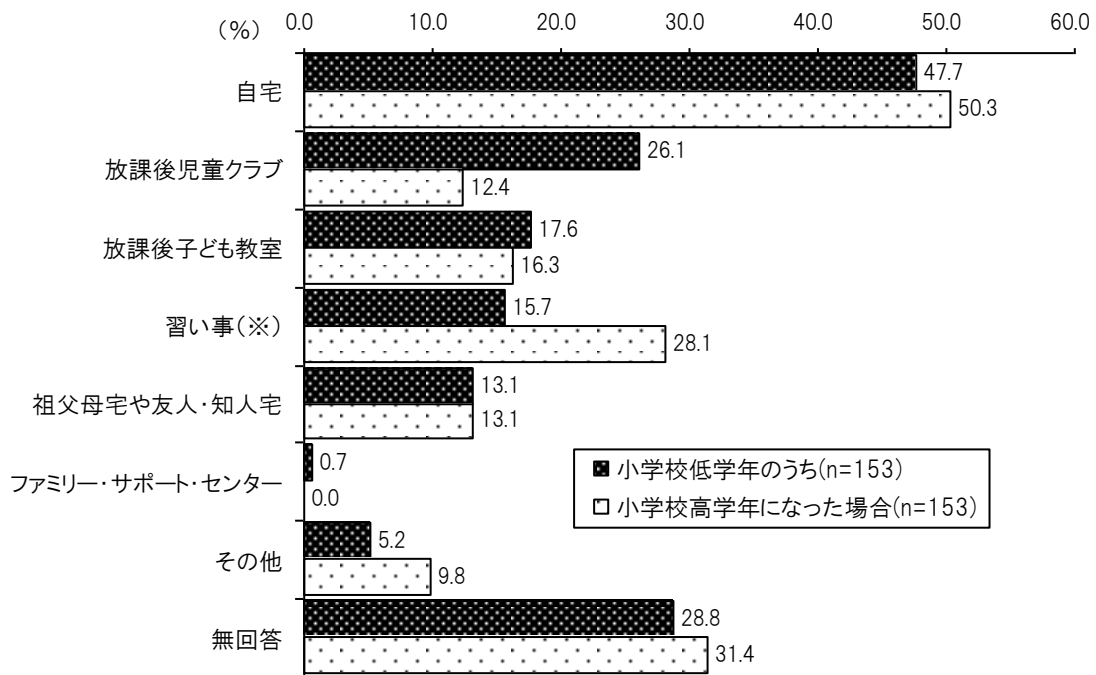
最近1年間に、私用や冠婚葬祭、保護者の通院や突発的な仕事などの理由で、泊まりがけで家族以外の人にみてもらわなければならないことがあった割合は11.8%で、その時は、親族や知人に子どもをみてもらって対処した人が多数を占めています。本市では「ショートステイ」や「トワイライトステイ」は未実施ですが、今後、ニーズの動向を見極めながら対処していく必要があります。



※1 親族・知人(同居者を含む)などに子どもをみてもらった  
 ※2 ショートステイ  
 ※3 認可外保育施設、ベビーシッター等を利用した

## 8. 就学前児童の小学校入学後について

小学校低学年(1~3年生)のうち、自宅に次いで放課後児童クラブで過ごさせたい保護者が多くなっています。しかし、高学年になった場合は、自宅に次いで習い事が中心となっています。



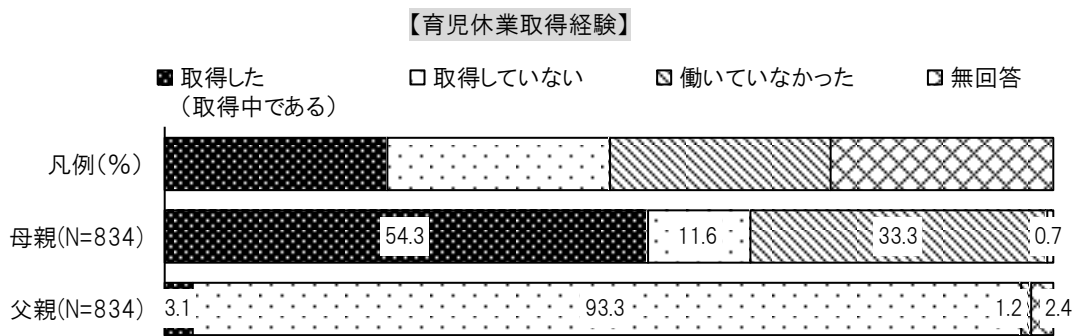
※ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など

一方、小学校児童における、放課後児童クラブの現在の利用は約2割（18.5%）です。前回調査の10.8%からやや増加しています。土曜日の利用者は1割未満（9.0%）です。

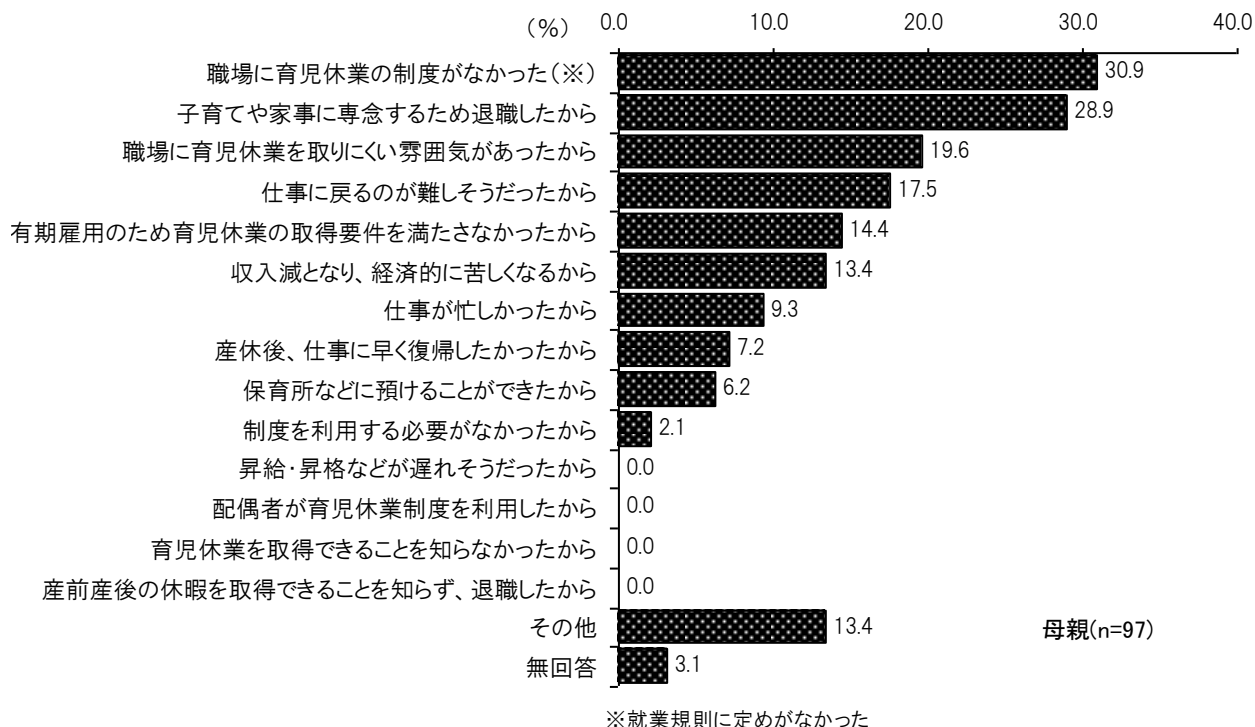
小学校児童における、「放課後子ども教室」の利用については、小学校児童のほぼ4人に1人（26.6%）が利用しており、今後については35.8%の希望がみられました。

## 9. 育児休業制度の利用について

育児休業取得経験は、母親が過半数（54.3%）で、父親は3.1%の回答がありました。また、育児休業を取得した母親の大半が職場復帰しています。



育児休業を取得しなかった母親（1割程度）は「職場に制度がなかった」「退職した」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事に戻るのが難しそうだった」といった理由をあげています。



事業所等への働きかけ等によって、育児休業を、より取得しやすい環境づくりを目指していく必要があります。



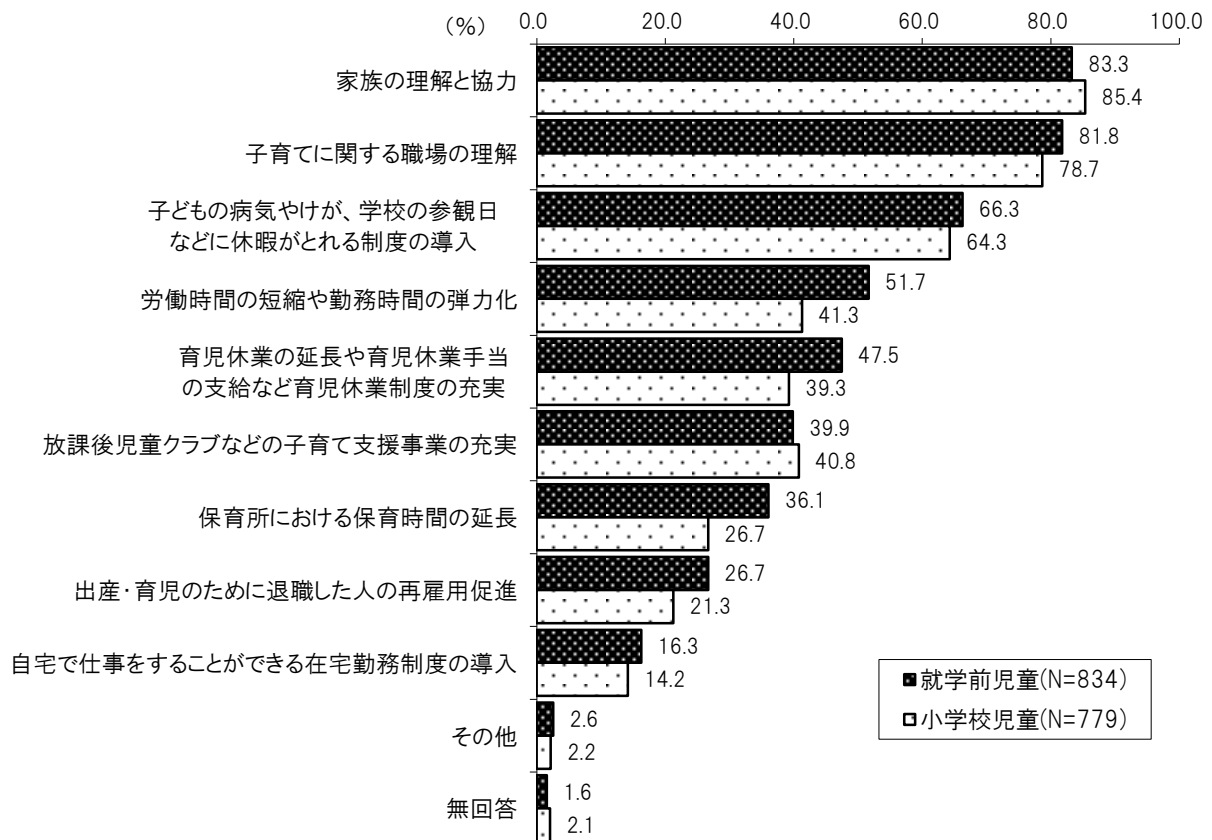
## 10. 子育て全般について

### (1) 理想の子ども数について

就学前・小学校児童の保護者ともに、予定の（実際の）子ども数の方が理想の子ども数よりも少なく、差が目立ちますが、その理由としては、経済的な負担感、仕事と子育ての両立が難しいこと、そして子育ての心理的・肉体的負担感などがあげられます。

### (2) 仕事と子育て両立について

仕事と子育てを両立させるために「家族の理解と協力」「子育てに関する職場の理解」「子どもが病気やけがの時に休暇がとれる制度の導入」などが求められています。



### (3) 子育てに関する悩みについて

就学前児童保護者の悩みは、回答割合の高い順にみると以下の通りです。

「子どもとの時間を十分にとれないこと」 (36.9%)

「子どもを叱りすぎているような気がする」 (31.4%)

「食事や栄養に関すること」 (28.1%)

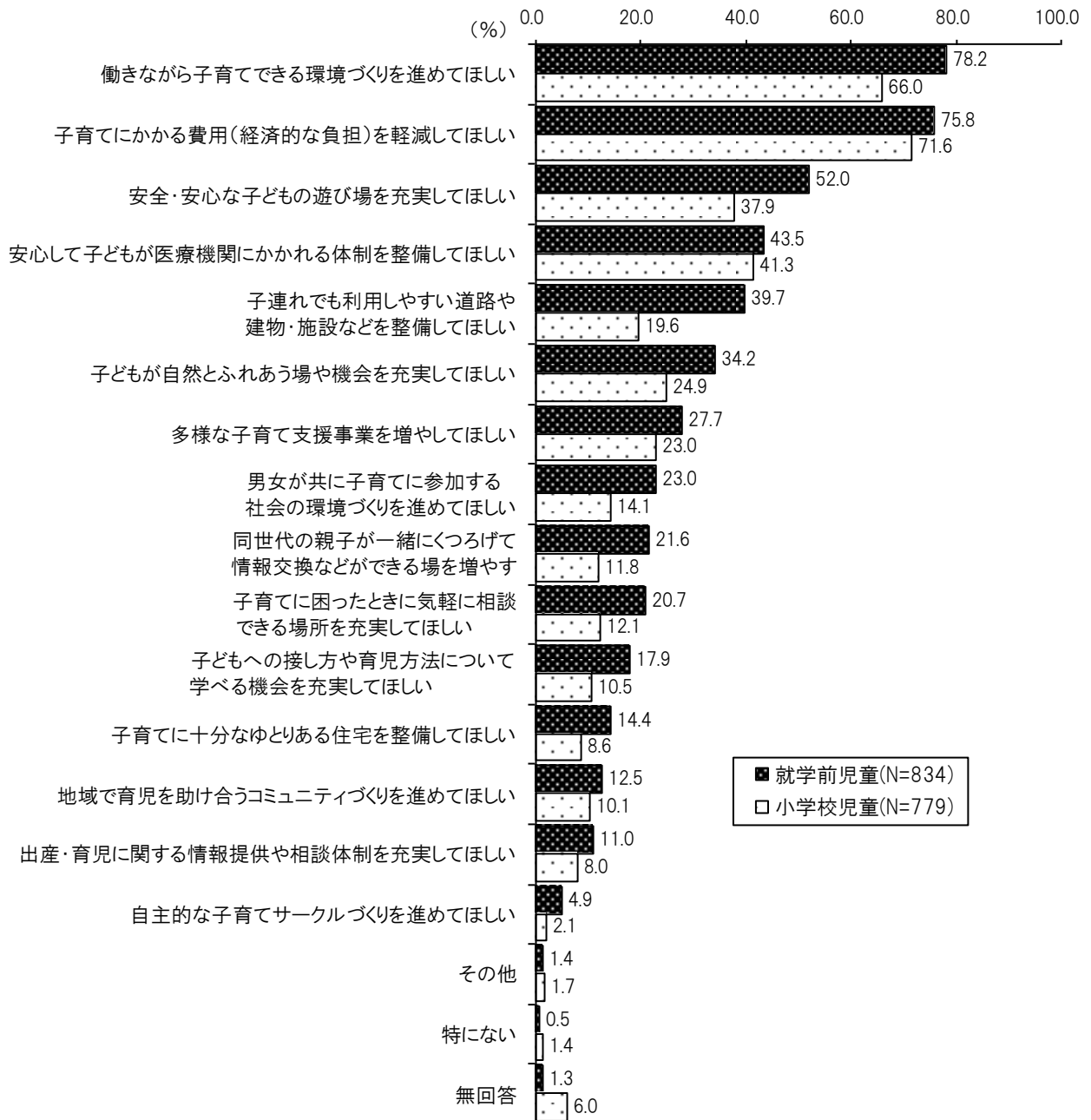
「育児の方法（しつけなど）がよくわからないこと」 (27.0%)

このように、子育てに関する悩みは多岐にわたっています。

小学校児童保護者の場合は、特に「子どもの教育に関すること」と「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が、就学前児童を大きく上回っていることが特徴です。

#### (4) 子育てしやすい社会のため必要と思う支援策

働きながらも子育てできる環境や、子育てにかかる経済的負担の軽減、遊び場の充実や子どもを対象とした医療機関の充実など、就学前児童、小学校児童保護者ともに多岐にわたる施策の充実が求められています。特に、子連れでも利用しやすい道路や建物などの整備については、就学前児童では小学校児童の割合を大きく上回っています。



## 【5】関係団体等ヒアリングシート調査の結果概要

本市の幼稚園・保育所・認定こども園及び子育て支援センター・ファミリー・サポート・センターなどの子育て支援施設を対象とし、郵送での配布・回収によりヒアリングシート調査を実施しました。

以下に、ヒアリングシート調査結果の主な概要を抜粋し、取りまとめています。

### 1. 子育て環境の現状

設問：市内の子育てを取り巻く環境を大まかにとらえた場合、現状、どのように感じていらっしゃいますか。この5年間くらいの変化などを踏まえ、ご意見・ご感想をご自由にお聞かせください。

回答者	回答の要旨
保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園への入園希望が激減。一方、保育所への入園希望は増加傾向で、受入体制が課題。</li> <li>○共働き世帯が増え、長時間子どもを預けることができる保育所のニーズが高まっている。</li> <li>○家庭と子育てや仕事の両立について、悩みを抱える母親からの相談が増えている。</li> </ul>
幼稚園・認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園のニーズが減っている要因として、午後2時までという時間の短さがあげられる。</li> <li>○子どもたちが群れを成して遊ぶ経験や、遊ぶ時間が少なくなっている。</li> <li>○メディアへの接触が多く、外での実体験が少ない子どもが増え、体力の衰えなどに不安がある。</li> <li>○長時間預けたい人が増え、育休明けに早く働くために、0歳児の入園も増えている。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ライフスタイルの変化に伴い、子育て支援センター利用者の低年齢化が進行。0～1歳児が増え、幼稚園入園までを家庭で過ごす2～3歳児が減っている。（子育て支援センター）</li> <li>○共働き世帯の増加や核家族化の加速に伴い、放課後児童クラブの利用者が多くなっている。（放課後児童クラブ）</li> </ul>

### 2. 地域的な問題点や課題

設問：貴所（貴園・貴施設）が所在する地域のことについておうかがいします。地理的条件、人口の動き、少子高齢化、交通事情その他の社会的条件等、教育・保育事業を進めるにあたっての地域的な問題点や困っていること、また課題などはどのようなことですか。

回答者	回答の要旨
保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不便なところにあり、冬季など送迎に困る時がある。（吉田小学校区）</li> <li>○町に幼稚園がなく、保育所も5地区で1か所のみ。遠くて送迎に困っている方がいる。（掛合小学校区）</li> </ul>

回答者	回答の要旨
幼稚園 ・認定 こども園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バスで30分以上通園する子もおり、幼児にとっては負担となっているケースがある。(西小学校区)</li> <li>○園児数が減少傾向にあり、保育や保育士面で園の経営に課題がある。(寺領小学校区)</li> <li>○緊急時の連絡体制の徹底が難しい。(加茂小学校区)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○山間部に住居があり、自動車免許を持たない祖父母が子守りをしている場合、子育て支援センターの行事への参加が難しい。(子育て支援センター)</li> <li>○担当職員や会員数が少なく、突然の対応や病中・病後児に対する対応が不十分。(ファミリー・サポート・センター)</li> <li>○高学年がいない地区があり、「登下校面で心配だ」という声がある。(放課後児童クラブ)</li> <li>○病後児保育室は、木次町や三刀屋町に住む人にとっては遠くて不便なため、利用者が少ない。(病後児保育室)</li> </ul>

### 3. 保護者のニーズと具体的な対処状況

設問：保護者の教育・保育事業に対するニーズ（貴所・貴園・貴施設・貴事業に対する要望等）についておうかがいします。保護者は貴園に対して、どのようなことを求めていますか。また、ニーズに対してどのように対処していますか。

回答者	回答の要旨
保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長時間保育（土・日の保育も含めて）や盆・年末の保育を希望している人が多い。</li> <li>○一時預かりの制度をはじめ、病後児保育、延長保育、早朝保育など、多様な保育サービスが求められている。</li> <li>○きめ細かい保育サービスが望まれ、可能な限り保育士を配置することや、資質向上のための研修を行っている。</li> </ul>
幼稚園 ・認定 こども園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○わが子の園内での様子を知りたいと思っている保護者が多く、ホームページや連絡帳などで対応している。</li> <li>○家庭でできない体験をさせてほしいとの声があり、様々な体験の場を設けている。</li> <li>○預かり保育を期待する声があるものの、現状の体制では難しい面がある。</li> <li>○小学校と連携した保育の推進が求められ、希望に沿えるよう保育の計画を立てて実施している。</li> <li>○土曜日の1日保育が希望されている。</li> <li>○午後2時以降に園庭を開放してほしいとの要望がある。</li> </ul>

回答者	回答の要旨
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児が安心して遊べ、親子の交流や情報交換もできる場が求められている。(子育て支援センター)</li> <li>○0歳児の利用が増えている。(子育て支援センター)</li> <li>○保育所が休みの時に、子どもを預けたいという声が多く聞かれる。しかし援助会員が少ないため、現状では断ることがある。(ファミリー・サポート・センター)</li> <li>○自然の中で体を動かして遊ぶことが望まれており、安全面に配慮しながら、近隣の山や川、野原に出かけている。(放課後児童クラブ)</li> <li>○たくさん子ども達と関わりを持ち、交友関係を広げることが望まれており、異年齢児との関わりを大切に、支援もしている。(放課後児童クラブ)</li> <li>○病児保育(急性期)が希望されている。(病後児保育室)</li> </ul>

#### 4. 国の幼保一体化推進策と認定こども園の普及促進について

設問：幼保一体化について、おうかがいします。国では、親の働く状況の違いに関わらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けることができるニーズへの対応として、幼保一体化を促進し、認定こども園の普及を促進しています。このことについて、どのようにお感じになりますか。

回答者	回答の要旨
保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○親は長時間の受け入れと同時に、教育を受けられる質の高い保育も求めている。</li> <li>○現状の保育所設置基準はそのまま、幼稚園の教育の部分のカバーさせるというのは無理がある。特に人的配置には考慮が必要。</li> <li>○幼稚園と保育所が歩み寄り、お互いに理解し合い、同じ気持ちで向かっていく体制づくりが欠かせない。</li> </ul>
幼稚園 ・認定 こども園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○それぞれの良さを取り入れており、よいと思う。ただ現状では幼稚園籍から保育所籍へと変わり、結局は保育所化していくのではないかと危惧する面もある。</li> <li>○経営面では、事務の煩雑化で大変だと思う。</li> <li>○「質の高い幼児期の学校教育・保育」を実現するためにも必要十分な職員が配置されれば有効だと思う。</li> </ul>

## 5. 認定こども園の運営について

設問：認定こども園の運営等についておうかがいします。次の項目ごとにお答えください。

回答者	回答の要旨
認定 こども園	<p><u>1. 認定こども園になってからのメリット</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○0～5歳の発達をつなげて見ることができる。幼稚園籍と保育所籍の枠を超えた、一貫したカリキュラムでの就学前教育ができる。</li> <li>○0～2歳児は、今までより多く受け入れができるようになった。</li> </ul> <p><u>2. 認定こども園になってからのデメリット</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○午後2時降園の友だちがいることを知り、不安を感じる子どもがいる。</li> <li>○クラス内に幼・保二つの籍があることで、事務等が煩雑になる。</li> <li>○土曜保育の0～2歳児の出席が多く、職員の勤務も増員になる。</li> <li>○幼稚園児が降園時に園庭で遊べなくなった。</li> </ul> <p><u>3. 認定こども園になって拡大した事業（または縮小した事業）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○夜の子育て研修会は年々参加者が減少し、取りやめた。</li> <li>○短時間児の一時預かりが拡大した。</li> <li>○降園時の園庭開放は縮小した。</li> </ul> <p><u>4. 制度上の問題点や課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○年度内の移籍は、事務等が煩雑になる。</li> <li>○管轄の官庁が異なるため、事務が煩雑化し、職員の負担が非常に大きくなる。</li> <li>○保育公開日の回数や時間など、幼稚園と保育所では保護者の要求が異なる点。</li> </ul>

## 6. よく聞く子育ての悩みや不安

設問：貴施設の活動において、参加者や利用者の中から、よく話に出る子育ての悩みや不安としては、どのようなことがありますか。

回答者	回答の要旨
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○離乳食（進め方、食べない、レパートリーに乏しい）。（子育て支援センター）</li> <li>○排せつ（幼稚園の方からが多い。トイレトレーニング、便秘）（子育て支援センター）。</li> <li>○生活リズム（昼寝をしない。夜、寝るのが遅い）。（子育て支援センター）</li> <li>○入所手続きの時期が決まっているため、すぐに預ける所がない。（子育て支援センター）</li> <li>○保育施設が休みの時はどこで預かってもらえるのか。（ファミリー・サポート・センター）</li> <li>○病気の子どもを預かってもらえる所はあるのか。（ファミリー・サポート・センター）</li> <li>○ファミリー・サポート・センターは料金がかかり、長時間預けると多額になる。（ファミリー・サポート・センター）</li> <li>○子ども同士のトラブル（仲間はずれ等）による不登校や成長面での変化など。（放課後児童クラブ）</li> <li>○子どもの急病時など、母親の仕事と子育ての両立。（放課後児童クラブ）</li> <li>○安心して子ども産み、育てられる環境を実現してほしい。（放課後児童クラブ）</li> </ul>

## 7. 今後の重点施策や事業内容

設問：今後、貴所(貴園)が子育て支援として積極的に取り組んでいくべき施策や事業は、どのようなことだと思いますか。

回答者	回答の要旨
保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園と保育所を一体化し、子ども園にすることも必要。</li> <li>○家庭での教育力を高めるような啓発活動。</li> <li>○一時預かり制度の導入。</li> <li>○病後児保育が可能な場所の増設。</li> <li>○未入所児保護者の支援。</li> </ul>
幼稚園 ・認定 こども園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊婦に対しての子育て知識のサポート。</li> <li>○地域の子育てセンターとの連携。</li> <li>○保護者との連携や子育て啓発活動。保護者への保育公開等と参加要請。PTAや小学校との連携。</li> <li>○4歳児の長期預かりの導入。</li> <li>○一時預かり保育の枠の拡大。</li> <li>○家庭にいるお子さんを対象とした園の開放。</li> </ul>

## 8. 事業の活性化に向けた具体的な取り組み

設問：貴施設の事業に、もっと多くの子どもや親子に参加してもらうために（または利用してもらうために）どのような取り組みが必要だと思いますか。

回答者	回答の要旨
保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放送やチラシ、通信など、メディアによる告知活動。(子育て支援センター)</li> <li>○親同士が楽しめる活動の企画・支援。(子育て支援センター)</li> <li>○父親参加の行事の実施。(子育て支援センター)</li> <li>○保健師による新生児訪問や乳児健診時の勧奨。(子育て支援センター)</li> <li>○チラシやポスターなど多様な周知活動。(ファミリー・サポート・センター)</li> <li>○依頼会員の多様なニーズに対応できる援助会員の登録。(ファミリー・サポート・センター)</li> <li>○入所申請の増加に伴う申請制度の見直し。(放課後児童クラブ)</li> <li>○利用者が急増する夏休み時の安全面への対応。(放課後児童クラブ)</li> <li>○利用頻度に応じた保護者負担など、料金体系の見直し。(放課後児童クラブ)</li> <li>○対象児の保護者への多様な周知活動。(病後児保育室)</li> <li>○気軽に利用してもらうための料金の見直し。(病後児保育室)</li> </ul>

## 9. 雲南市に期待すること

設問：雲南市は、これからどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。

回答者	回答の要旨
保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園と保育所の効率化に向けた大きな見直しや改革。</li> <li>○相談、支援、コーディネーターとなる人材の育成。</li> <li>○保育士の確保並びに労働条件の見直しと保障。</li> </ul>
幼稚園 ・認定 こども園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○様々な体験活動（土・日）を通じての、親子関係についての学習や啓発の推進。</li> <li>○行政と保育所・幼稚園と保護者のニーズの最適化。</li> <li>○職員採用に際しての適正規模の実現と適正配置。</li> <li>○幼稚園、保育所ともに職員の育成と資質向上。</li> <li>○保護者のニーズを把握し、それに対応した保育環境（施設と人）の整備。</li> <li>○保護者ニーズに対応した延長保育、土曜保育の充実。</li> <li>○母親支援のための相談機関の設置。妊娠時から子育てについて学べる教室の設置。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもと一緒にいける場所や遊べる場所の提供。（子育て支援センター）</li> <li>○家庭でふれ合う時間を持つきっかけづくりの提供。（子育て支援センター）</li> <li>○「もう一人産んでもいいかな」と思えるような施策。（子育て支援センター）</li> <li>○待機児童が出ないような施策や対応。（子育て支援センター）</li> <li>○保育所に入れない家庭への対応。（ファミリー・サポート・センター）</li> <li>○ファミリー・サポート・センターの広報活動や周知活動の拡大。（ファミリー・サポート・センター）</li> <li>○若年層（指導員）の人材確保と人材育成。（放課後児童クラブ）</li> <li>○障がい児の放課後預かりの実施。（児童通所サービス事業）</li> <li>○各児童クラブ間の交流会や、子育て支援スタッフの研修会の開催。（放課後児童クラブ）</li> <li>○働きながら子育てができるような保育サービスの充実と、子育てしやすい職場環境の実現。（病後児保育室）</li> </ul>



## 10. その他の意見や要望

設問：このほか、ご意見やご要望等があれば、ご記入ください。

回答者	回答の要旨
保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教員免許等特別支援教育の資格を持った者の採用も考えてほしい。</li> <li>○保護者が働きやすい環境整備が望まれます。</li> <li>○保護者が親としての自覚や学びができるシステムをつくってほしい。</li> </ul>
幼稚園 ・認定 こども園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育の重要性が、年々増しています。</li> <li>○保護者だけでなく、現場も相談できる窓口の設置やコーディネーターの配置を希望します。</li> <li>○3歳児検診の徹底に加えて、妊娠、出産、出産後にわたる基本的な生活習慣など、より手厚く丁寧な指導等を望みます。</li> <li>○保育の質の向上を目指した、園長・職員の研修の充実。</li> <li>○保育所と幼稚園、健康推進課と学校教育課の連携強化。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援センター、保健師、総合センター保健福祉課の連携強化。（子育て支援センター）</li> <li>○同じ地域に開設されている学童クラブの職員さんとの意見や情報交換の場、現地見学などの機会をつくってほしい。（放課後児童クラブ）</li> <li>○放課後児童クラブは午後からの勤務になるため、若い保育士の就労につながらないという課題があります。（放課後児童クラブ）</li> <li>○本計画は5年間の計画だが、社会情勢等を踏まえ、毎年、点検・見直しを行ってほしい。（放課後児童クラブ）</li> </ul>

## 第3章 本市における子育て支援の課題

### 1. 子育て支援施設の充実

#### 定員を上回る保育所受け入れ人数と働きながら子育てできる環境づくり

- 現在、本市では多くの子どもが「保育所」や「幼稚園」などを利用しています。「保育所」は、現在の利用者も、今後の利用希望者も多く、地域によっては定員いっぱいの受け入れをしている施設もあります。
- 保育所入所希望者は、特に0～2歳児で高いニーズがみられます。このようなことから、保護者が働きながら子育てできる環境づくりが求められています。

#### 利用者減の幼稚園だが、今後の利用ニーズに応じた整備が必要

- 「幼稚園」の利用者は、近年、減少傾向にあるものの、ニーズ調査では、一定のニーズがみられました。今後、それぞれの地域における保育ニーズとのバランスを考慮しながら、幼稚園の良さを生かした「認定こども園」の整備なども視野に入れた、適正な供給量の設定が必要です。
- また、「幼稚園における預かり保育」などの利用希望も一定程度みられ、ニーズに応じた多様な事業の提供体制が求められています。
- 特に、施設責任者に対するヒアリングシート調査では、既存施設における施設・設備の充実とともに、教育や保育を提供するための人材の確保、技術・技能を含む質の改善も求められています。
- 子どもの豊かな心を育てる環境として、教育が果たす役割は大きく、子どもたちが自ら考え、行動する力の育成や豊かな人間性を目指した教育が期待されています。就学後のみならず、就学前からの取り組みを充実することにより、スムーズな就学移行を目指すことも必要です。

### 2. 地域における子育て支援の充実

#### 現状の利用率を大きく上回る子育て支援センターの利用ニーズ

- 子育て支援センターは子育て親子の交流の場、相談の場、情報交換の場として、相談事業を中心に様々な活動を行っています。ニーズ調査では、子育て支援センターの現在の利用率は2割、今後の利用希望は4割とニーズの高さがうかがえます。実際の利用率とニーズの差を分析し対応を考える必要があります。

#### 多岐にわたる「子育ての悩み」と求められるセンター機能の充実

- 一方、ニーズ調査結果では、子育てに関する悩みとしては「叱りすぎ」「食事や栄養」「しつけ」「病気」「教育」など、多岐にわたっています。ヒアリングシート調査では「離乳食」「排せつ」「生活リズム」などの相談が多いとされています。また、子育てに関する相談先は、現状では家族や友人、祖父母など身近な人が中心となっており、子育て支援センターの利用は少ない状況です。
- 子育て支援センターは、育児に関する講座や子育てサークル等への支援をはじめ、相談機能や情報提供、親同士のネットワークづくり支援の拡充を引き続き図る必要があります。

○子育て支援センターへのヒアリングシート調査では、母親同士のコミュニケーションづくりのみならず、父親の行事への参加も必要とされています。家族で参加できるイベントや父親への参加の勧奨など、参加者の裾野を広げることも必要です。

### **ニーズの高い一時預かりへの対応**

○一方、家庭で子どもをみている保護者の利用を中心とする「一時預かり保育」の現在の利用率は、数パーセント程度と僅かですが、今後の利用希望は半数近くを占めニーズは高くなっています。保育所や幼稚園、子育て支援センターなど身近な場所での「一時預かり保育」が求められています。

## **3. 配慮を必要とする子どもや家庭への支援**

○児童虐待の相談先や連絡先の認知は、いずれも2～3割程度と現状では高くはない状況です。一方で、子どもに対して「必要以上に怒鳴ったことがある」「感情のまま叩いたことがある」など高い割合で出現しています。児童虐待をはじめ、ひとり親家庭、障がい児など、配慮を必要とする子どもや家庭の問題は、多様化・複雑化しています。より専門的な支援を行うための人材の確保や育成など、継続的な支援に向けた取り組みが必要です。

## **4. 安全・安心な子育て環境の充実**

○ニーズ調査では、就学前児童・小学校児童保護者の大半が、地域社会に対して、「子どもが犯罪や事故に合わないよう見守ってほしい」「危険な遊びなどを注意してほしい」と求めています。安全・安心な遊び場を含む、子どもの安全の確保が求められています。防犯や交通安全対策、子育て家庭が暮らしやすい生活環境等の整備も引き続き重要です。

## **5. 仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組み**

### **増加傾向にある共働き世帯**

○ニーズ調査結果では、就学前児童の母親の約半数がフルタイムで就労しており、約3割がパートタイムで就労しています。合計約8割が現在就労していることとなります。小学校児童では就学前児童に比べ母親の就労している割合は高く、子どもの成長に伴い就労する母親が増えていく傾向がうかがえます。

○5年前の「次世代育成支援行動計画（後期計画）」策定時に実施した調査結果（以下「前回調査」）と比較すると、本市では就労する母親が増加傾向にあります。

### **現在、働いていない母親も就労ニーズは高い**

○現在、パート・アルバイトで就労している就学前児童の母親の半数近くが、フルタイムへの転換を希望しているほか、現在、就労していない母親の大半が、今後、パート・アルバイトを中心とした就労を希望しています。

### **育児休業を取得した母親の大半が再就職**

- 母親の育児休業取得経験は過半数で、育児休業を取得した母親の大半が職場復帰しています。ワーク・ライフ・バランス推進に向けて、子育てに関する職場や家族の理解・協力が求められています。

### **継続的に求められるワーク・ライフ・バランスに向けた保育サービスの充実**

- 仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進することは、女性の就業率において、30歳代前半の「婚姻～子育て開始時期」に一旦減少し、その後、再び上昇をみせるいわゆる「M字カーブ」の解消をはじめ、育児・介護も含め、家族が健康を維持しながら安心して暮らしていく上でも重要です。
- そのため、保育所や幼稚園における多様な保育サービスを充実するとともに、関係機関と連携した子育てしやすい就労環境づくり、住民への啓発活動の強化、育児休業や産休取得後のスムーズな職場復帰支援などの取り組みが引き続き重要です。

### **ニーズに応じた適切な施設・事業整備と供給量の確保**

- 本市の場合は、育児休業取得後にほとんどの母親が職場復帰することから、継続して就労を希望する場合は、子どもを適切に預けることができる保育所の、ニーズに応じた整備や量の確保が必要です。

## **6. 放課後児童クラブの充実**

- 小学校児童における、放課後児童クラブの現在の利用率は2割程度ですが、今後の利用希望は3割とニーズは高くみられます。放課後児童クラブについては、新制度では、対象が6年生まで拡大されることから、今後の需要の増加が見込まれます。利用を希望する子どもの受け入れ先の整備をはじめ、指導員の確保も課題です。

## **7. 安心して出産と育児のできる体制の充実**

- ニーズ調査結果では、子育てに関する悩みとして「叱りすぎ」「食事や栄養」「しつけ」「病気」「教育」「発達・発育」など、母子保健や子どもの健康に関する悩みも多く見受けられます。
- 国では、新制度のもと「妊婦健康診査」や「乳児家庭全戸訪問事業」など、母子保健に関する事業をあらためて位置付けています。本市では、「雲南市健康増進実施計画」などに基づいて、様々な母子保健支援事業を推進しています。
- 妊娠・出産期の支援については、これからも安心して妊娠や出産ができるよう、すべての妊婦への受診勧奨を推進するなど保健対策を充実させ、継続していく必要があります。

## 第4章 子育て支援の基本的な考え方

### 【1】基本理念

本市では、「雲南市次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づき、子どもを安心して生み育てることができる基盤を整備するとともに、生命の輝きがすべての住民をつなぐよう家族や地域住民が一体となって、子育てができる環境づくりを推進してきました。

本計画においては、子育て支援事業のさらなる展開と活動の推進を目指して、次世代育成支援行動計画において定めた基本理念を踏襲します。

### ● 本計画の基本理念 ●

## 安心して子育てのできる支えあいのあるまち うんなん

### 【2】基本目標と取り組み方針

基本理念を具体化するための「基本目標」については、先にみた本市における子育て支援の課題を踏まえ、次の4項目を設定し、それぞれに「取り組み方針」を定めます。

取り組みにあたっては、就学前の教育及び保育を適切に提供できる施設整備の推進をはじめ、妊娠、出産から学童期に至るまでの、相談や情報提供機能を充実するなど、子どもの健全な育成のための総合的な子育て支援の環境づくりを推進します。

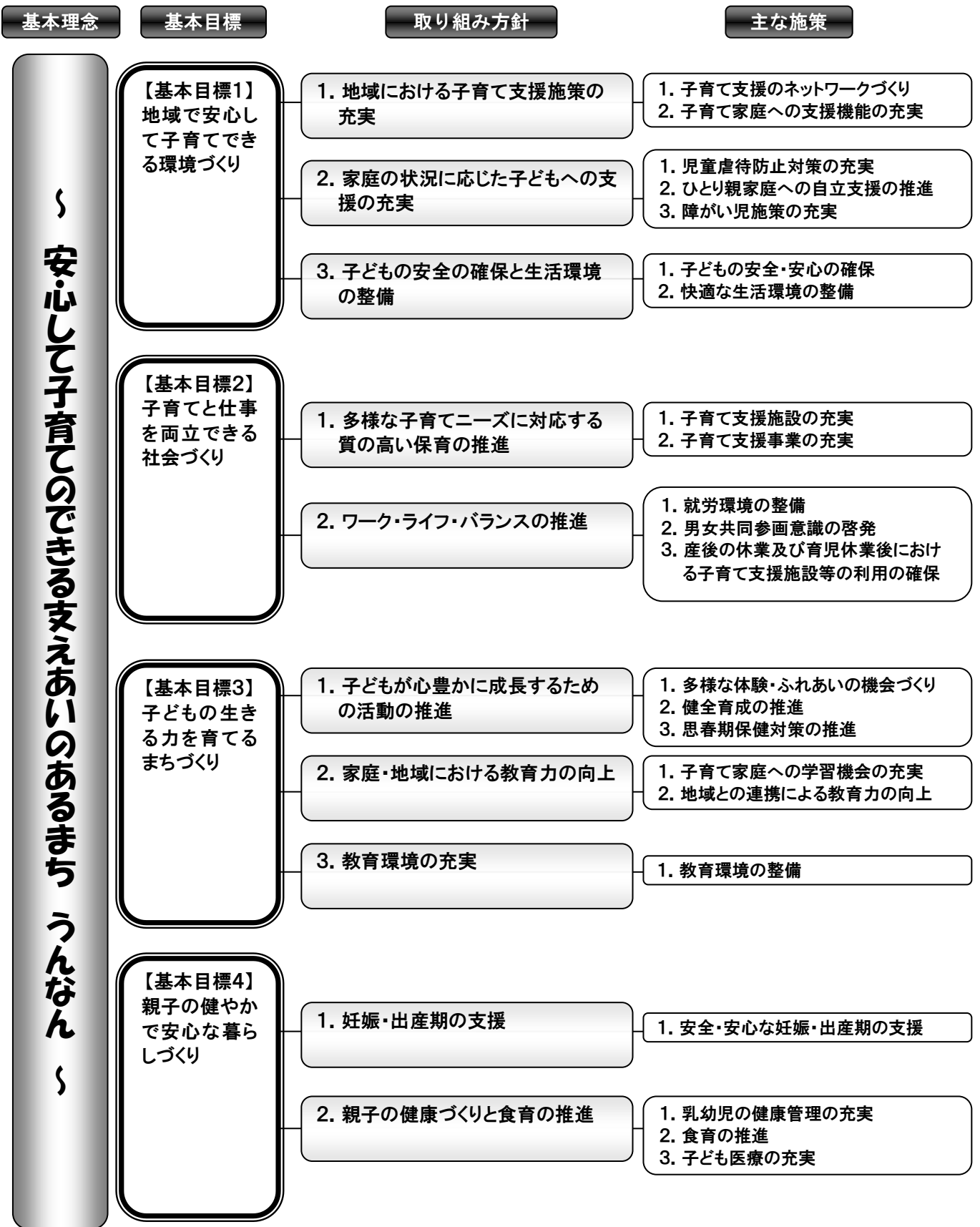
**【基本目標1】 地域で安心して子育てできる環境づくり**

**【基本目標2】 子育てと仕事を両立できる社会づくり**

**【基本目標3】 子どもの生きる力を育てるまちづくり**

**【基本目標4】 親子の健やかで安心な暮らしづくり**

### 【3】施策の体系



## 第5章 施策の展開

### 【基本目標1】地域で安心して子育てできる環境づくり

#### 取り組み方針1. 地域における子育て支援施策の充実

子育てについて気軽に相談ができ、必要な情報を得ることができる環境を整備することにより、子育ての知識・経験の不足や相談相手がいないことからくる不安や孤立感の軽減を図ります。また、楽しく子育てができるよう、子育て中の親子の交流を促進します。

#### (1) 子育て支援のネットワークづくり (子育て支援課・地域振興課・情報政策課)

取り組み事業	事業内容
地域ぐるみの子育て環境づくり	■少子化、核家族化の進行により、地域コミュニティとのつながりが希薄になる傾向がある中、本市では、地域自主組織等との連携により、子どもの見守りや地域での多世代交流、相談の場づくりをはじめ、放課後子ども教室、放課後児童クラブなどに地域と行政が連携して地域ぐるみの子育て支援を進めます。
ネットワークづくり	■子育て支援センター、子育てサロンなど地域で子育て支援に取り組む関係者などを中心として、子育てネットワークを構築し、子育て支援センター事業やファミリー・サポート・センター事業など各事業との連携の強化を図ります。
情報提供の充実	■子育てサロンの紹介等をホームページ上で行っています。今後も、活動団体等の情報を多くの市民に認知してもらえるよう積極的な情報発信に努めるとともに、「子育てガイドブック」の作成・配布など情報提供を図ります。

#### (2) 子育て家庭への支援機能の充実 (子育て支援課・子育て相談室)

取り組み事業	事業内容
保育所地域活動事業	■保育所においては、世代間交流（福祉施設への訪問を通じ、地域のお年寄りと伝承遊び、季節的行事を通じた交流）や地域の子どもたちの異年齢児交流等の地域活動を通じ、地域との連携や交流を深めていきます。
子育て支援センター事業	■子育て家庭の居場所づくりとして、また、子育て親子の交流の場、相談の場、お互いの情報交換の場として、子育て支援センター事業を引き続き、実施します。同事業においては、育児に関する講座や子育てサークル等への支援も行き、子育てをする親がアクセスしやすい情報提供・相談体制の充実を図ります。
ファミリー・サポート・センター事業	■ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての援助をして欲しい人と、子育ての援助をしたい人が育児の相互援助を行う事業です。この事業の一層の充実を図り、子育てサポーターの養成に向け、会員研修の開催や会員数の確保に努めます。
相談窓口の充実	■子育てに関する悩みや不安、疑問について、気軽に相談できる体制の強化に努めるとともに、各種相談窓口の周知を図ります。 ■相談支援にあたっては、子育て相談室が窓口となり、母子保健分野や福祉分野等と連携し、それぞれの専門的な助言や情報提供などの支援を行います。

## 取り組み方針2. 家庭の状況に応じた子どもへの支援の充実

子ども・子育て支援新制度では、虐待などを含め、全ての子どもと子育て家庭を対象として、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することが基本指針で求められています。様々な機会を通して虐待を早期発見でき、また、発見した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、関係機関や地域との連携を充実します。

ひとり親家庭への経済的支援などを行うとともに、個々の家庭状況に応じた、悩みや不安を気軽に相談できる体制を強化します。

障がい児に関する関連計画、関係機関等との連携を十分に図りながら、障がい児への支援を促進します。

### (1) 児童虐待防止対策の充実 (子育て相談室・学校教育課)

取り組み事業	事業内容
相談体制の充実	■児童養育相談員を配置し、児童福祉などに関する相談・支援体制の充実を図ります。
児童虐待防止に向けた広報活動	■児童虐待に関するリーフレット配布、11月の児童虐待防止推進月間を中心に広報・啓発活動をすることにより、児童虐待の未然防止に努めます。
専門機関との連絡調整 (要保護児童対策協議会)	■雲南市要保護児童対策地域協議会を中心に、児童虐待にかかるケースについて専門機関と情報共有を図り、その家庭や児童に向けて連携をとりながら支援を行います。
教育・保育相談事業	■子育て相談室に保育士を配置し、保育園の巡回訪問、教育・保育相談により、最近増加している発達の気になる子どもへの支援のあり方を教育委員会と連携をとりながら検討し、専門機関や就学へのつながりを支援します。
親グループ カウンセリング 事業	■子育てに悩む保護者に親子での良いコミュニケーションについての学習の場をつくります

### (2) ひとり親家庭への自立支援の推進 (子育て支援課)

取り組み事業	事業内容
相談体制の充実	■母子・父子自立支援員による相談体制の充実を図るとともに、児童扶養手当現況届時等を利用し、ひとり親家庭の状況把握に努め、未就労等のひとり親については就労へつなげるなど、自立支援に取り組んでいきます。
母子・父子家庭への制度周知等	■母子・父子家庭への助成制度や就業支援に係る給付金制度等の情報提供の充実を図るとともに、これら給付金事業等については、継続実施します。



**(3) 障がい児施策の充実 (子育て支援課・長寿障がい福祉課・健康推進課)**

取り組み事業	事業内容
障がい児保育	<p>■公立保育所における障がい児保育については、引き続き、実施していきます。また、私立認可保育園へは、障がい児受け入れに対する補助金交付を継続実施し、支援します。</p>
療育システムの確立	<p>■発達障がいの早期発見とともに発達クリニックの実施や療育事業との連携を図り、療育環境の提供に努めます。妊産婦、乳幼児に対する各種健康診査により、疾病や障がいの早期発見に努め、保健指導の充実と子育て家庭の支援を行います。</p>
継続した支援体制の充実	<p>■健診等での障がいの早期発見に引き続き取り組むとともに、集団生活や就学がスムーズに行えるよう、多様な専門機関をはじめ、保育所や幼稚園、学校と連携を図りながら、保育所から幼稚園、小学校へと、切れ目のない支援体制を整備します。</p>
障がい福祉サービスの提供	<p>■障がい福祉サービスの必要な児童に対して、法に基づき各種の支援サービスを提供します。主な取り組みとしては、児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所（ショートステイ）、居宅介護（ホームヘルプ）、移動支援など、様々なサービスを提供します。また、本市障がい福祉計画に基づき、サービス提供体制の充実に取り組みます。</p>

### 取り組み方針3. 子どもの安全の確保と生活環境の整備

子どもにとって安全な生活空間の確保をはじめ、交通安全や防犯に対する意識啓発、安全・安心確保のための地域住民の自主活動等を促進し、地域全体で子どもを見守るまちづくりを一層推進します。また、安心して遊べる公園の整備・充実など、子どもにとって安全で快適な生活環境の確保に努めます。

#### (1) 子どもの安全・安心の確保 (子育て支援課・建設事業課・都市建築課・危機管理室・学校教育課)

取り組み事業	事業内容
歩道整備等による歩行空間の確保	■道路整備に伴う歩道や通学路整備により、歩行エリアのネットワーク化を推進します。また、雲南市通学路交通安全プログラムにより、危険箇所の対策をはじめとする通学路の安全確保に取り組みます。
ユニバーサルデザイン化の推進	■雲南市住宅マスタープランに基づき、公共施設においては、段差の解消などのバリアフリー化を促進するとともに、安心して行動できるまち、すべての人が気持ちよく生活できるまちとなるようユニバーサルデザイン化(施設等の整備等において、子どもや妊産婦をはじめとするあらゆる人が利用しやすいという視点)を推進します。
地域一体となった防犯対策	■引き続き、警察、交通指導員等関係機関と連携しながら、子どもたちへの交通安全指導及び啓発活動を行います。また、保護者を含め地域での交通安全への取り組みを進めるとともに、「雲南市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」等と連携し、犯罪から子どもたちを守る活動を地域と一体となって進めていきます。
防災への取り組み	■防災に関しては、各施設での定期的な避難訓練等を行うとともに、地域の取り組みとして行っていきます。また、保育所等においては、消火訓練に併せ防災訓練も実施します。

#### (2) 快適な生活環境の整備 (子育て支援課・都市建築課・業務管理課・農林土木課)

取り組み事業	事業内容
良質な賃貸住宅の確保	■公営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づいて改善や建て替えを行い、良質な住宅を供給します。また、雲南市住宅マスタープランにおいて、子育て世帯が入居しやすい優良な賃貸住宅の供給促進を行います。
良質で取得しやすい住宅地の確保	■良質で安価な住宅地の整備、供給を促進します。また、子育て世帯が住宅地を取得するにあたって、できるだけ負担が軽減されるような支援を検討し、実施します。
安全な公園や広場等の整備	■既存の公園や広場等の遊具・設備の定期的な点検や修繕・更新を行い、子育て世帯にも安心して利用できる場とします。また、新たな子ども向け遊具の整備や安全で快適な空間づくりについても推進します。

## 【基本目標2】子育てと仕事を両立できる社会づくり

### 取り組み方針1. 多様な子育てニーズに対応する質の高い保育の推進

通常保育事業の充実と併せて、多様な子育て支援事業の提供体制を整備し、保護者の就労形態の多様化や就労希望者の増加による保育ニーズに、きめ細かく対応した保育サービスとともに、専門知識を高めた質の高い保育を推進します。

#### (1) 子育て支援施設の充実 (子育て支援課・学校教育課)

取り組み事業	事業内容
保育の質の充実	■保育サービスの質の充実に向けて、継続的・実践的な研修等を通じて、職員の専門性及び資質の向上を図ります。私立認可保育所に対しても、研修事業等補助金の活用や、市等が行う研修への積極的な参加を促し、公立私立を問わず、保育の質の向上を図ります。
保育所等の費用軽減	■国の動向等を踏まえながら、引き続き、保育所保育料等の適正な軽減に努めます。
計画的な子育て支援施設の整備	■子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、子育て支援施設に対する需要の見込み量の適正な確保に努めます。また、「雲南市立小中学校及び幼稚園等適正規模適正配置基本計画」に基づき、施設運営の効率化に努め、認定こども園の整備など計画的な施設整備を図ります。

#### (2) 子育て支援事業の充実 (子育て支援課・学校教育課・市民環境生活課)

取り組み事業	事業内容
待機児童解消	■保育所入所児童数を踏まえ、保育所定員の見直しや保育士の確保に努めます。
特別保育事業(延長保育事業・一時保育事業・休日保育事業等)	■保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長保育等実施保育所の拡大を検討していきます。
病後児保育事業	■利用者ニーズや利用状況等を踏まえながら、病児保育も視野に入れた事業の充実を検討します。
幼稚園における預かり保育事業	■幼稚園における預かり保育事業は、通常保育日及び長期休業中(夏季、冬季、学年末)における、長期預かり保育(月額制)と一時預かり保育(日額制)を実施します。
放課後児童クラブの充実	■就学後、家に保護者がいない子どもの放課後の居場所として、適切な場を提供します。放課後児童クラブの対象が、これまでは「おおむね10歳未満」であったものが、新制度では6年生までに改められることから、今後ニーズは高まっていくものと想定されます。ニーズに応じた適切な受け入れ体制の確保を図ります。
児童手当等の支給	■子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもを育てられる社会の実現をめざし、国の制度に基づき各種手当を支給します。

## 取り組み方針2. ワーク・ライフ・バランスの推進

子育て中の男女の多様な働き方や、男性の家庭生活への参画と家庭や地域、企業の理解と協力を求めていくとともに、積極的改善措置（ポジティブアクション）の推進と働きかけ、男女共同参画意識の啓発を推進します。また、関係機関と連携し、就職、再就職を支援するとともに、事業所等に対し、仕事と家庭生活の調和が実現した社会をつくるため、子育て期など人生の各段階に応じた多様な生き方が選択、実現できる社会となるよう様々な取り組みを推進します。

### （1）就労環境の整備（子育て支援課・男女共同参画センター・産業推進課）

取り組み事業	事業内容
再就職支援	■結婚や出産、育児などで退職した後、復職したい女性に対し、「雲南市無料職業紹介所」をはじめとする、関連機関や団体等と連携をとり、きめ細やかな就業相談や情報提供、セミナーの開催など再就職支援に取り組みます。
父親の育児参加の促進	■男性の育児や家事への参画参加を促進するための学習会や赤ちゃんが生まれる前からの父親への育児啓発、父親参加型のイベント等の開催に努めます。母性保護規定の周知と職場における母性健康管理の推進を図ります。

### （2）男女共同参画意識の啓発（子育て支援課・男女共同参画センター）

取り組み事業	事業内容
男女共同参画の促進	■性別役割分担意識を払拭し、家庭生活において男女がともに協力しあう意識を高めるために、パンフレットや広報を通じて啓発していきます。また、講座などの学習機会の提供を行います。
職場への意識啓発（事業主）	■仕事と家庭生活のバランスがとれるように、働き方の見直しについて情報提供を行い、意識啓発に努めるとともに、事業主に対し取り組みを推進するよう働きかけるとともに学習機会の提供を行います。

### （3）産後の休業及び育児休業後における子育て支援施設等の利用の確保（子育て支援課）

取り組み事業	事業内容
産休・育休後の保育所等の円滑な利用	<p>■産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、すべての子育て世帯に対して、教育や子育て支援に関する情報提供や相談支援を行います。</p> <p>■育児休業満了時から、保護者の希望する保育施設等を円滑に利用できるよう、対象者の利用希望の把握に努めると共に、利用希望を踏まえて、保育施設との調整を図ります。</p>

## 【基本目標3】子どもの生きる力を育てるまちづくり

### 取り組み方針1. 子どもが心豊かに成長するための活動の推進

地域で活動する人材や各種団体への活動支援を行い、地域活動の活性化を図り、子どもや親子が気軽に体験活動などに参加できる環境づくりを推進します。また、思春期の心身の健康づくりを推進します。

#### (1) 多様な体験・ふれあいの機会づくり（子育て支援課・健康推進課・学校教育課・社会教育課）

取り組み事業	事業内容
子育て家庭や親子の交流促進	■ 育児相談、離乳食教室を通じて、子育て家庭の育児教室や育児交流の機会を引き続き、設けていきます。
ブックスタート事業	■ 4か月児健診時のブックスタート事業を継続実施し、赤ちゃんと保護者に絵本を提供し、絵本を通じた親子のふれあいや家庭での読書のきっかけづくりを行います。
子どもの体験活動や世代間交流	■ 地域住民や関係機関等が協力して、放課後子ども教室事業やふるさと教育、「夢」発見ウィークなど子どもの体験活動や世代間交流の充実に努めます。また、これらの展開により、市民が本市のよさや教育力の高さを自覚できるようにし、学ぶ意欲を高めて学んだことを地域に還元する「知の循環型社会」の形成をめざしながら、地域の教育力の向上を促します。
保育体験学習（中学生・高校生）	■ 保育所や幼稚園等で乳幼児らとふれあい、体験学習を通して豊かな心を育むため、関係機関が協力して、学校における保育に関する学習を支援します。交流センターや集会所等を活用して、中学生・高校生が乳幼児や子育て中の親、小学生等とふれあう機会を提供するとともに、地域に向けた啓発活動を積極的に行います。
子育て支援施設等での交流	■ 子育てサロンや子育て支援センター事業を通じて、小中高生が、乳幼児や子育て中の親、地域住民とふれあうことのできる交流の場づくりを推進します。
『夢』発見プログラムへの取り組み	■ 幼児期から青年期における「知・徳・体」のバランスのとれた力を育てていくことをめざした「夢」発見プログラムに取り組む中で、地域の人たちとふれあい、雲南市のよさを実感し、将来の夢や希望を育てる『夢』発見ウィークなどを、学校や関係機関・団体と協力して推進します。また、地域の大人も地域の良さを理解し、自分の仕事に誇りをもち、自信を持って子どもたちの育成に関わることで、地域の教育力を高め、子どもたちの社会を生き抜く力を育成します。
身体教育医学研究所うんなんの取り組み	■ 「生涯健康でいきいきと暮らす小児期からの健康づくり～地域とともにこころとからだをはぐくむ」を基本理念に、地域住民の身体活動を支援するため、教育・評価・研究活動を実践しています。中でも、元気な子どもたちをたくさん育てることが究極・最良の介護予防ととらえ、運動あそびの促進、スポーツ障害予防に関する指導者向けテキストの作成・普及や、身体活動量・体力調査等の分析を通して、身体を動かすことの好きな子どもの育成・支援を継続します。

**(2) 健全育成の推進 (子育て支援課・健康推進課・学校教育課・社会教育課・地域振興課)**

取り組み事業	事業内容
放課後子ども教室	<p>■放課後・土日・祝日・長期休業等に小学校の余裕教室、交流センター、市内の文化体育施設等を活用し、子どもたちの安全を見守ったり「学び」をサポートするボランティアの参画を得て、昔遊びやスポーツ・文化活動、野外活動、四季折々の催しなど、様々な体験や「学び」の機会を提供し、子どもの「生きる力」を育てます。また、各地域ごとに推進体制を整備し、「地域の子どもたちを地域みんなで育てる」環境づくりに努めます。</p>
青少年の異文化交流	<p>■小・中学生・高校生を対象に、諸外国の青少年との交流を促進し、共同生活・共通体験等を通じて、相互の交流を深め、新しい時代の青少年の国際性の育成を図ります。また、国際交流員を中心として、子どもたちが異文化にふれられるイベント等を開催します。</p>
青少年を取り巻く有害環境対策の取り組み	<p>■警察等関係機関と連携し、子どもを取り巻く社会環境を良好な状況に維持できるよう努めます。併せて、学校では人権教育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育、性教育、情報モラル教育、金銭教育など、生涯を通じて健康で安心・安全な生活を送るために必要な学習を推進し、これらの取り組みを市民へ周知しながら理解を深めていきます。</p>

**(3) 思春期保健対策の推進 (健康推進課・学校教育課・子育て相談室)**

取り組み事業	事業内容
思春期保健	<p>■雲南保健所、雲南圏域健康長寿しまね推進会議等と協力しながら、小・中学校等への、タバコや薬物の害等の正しい知識の普及・啓発を図ります。また、要請のあった小・中学校等へは、食生活改善推進員等と連携を図りながら、生活習慣病やバランスの良い食事づくりの指導も行います。</p>
思春期の心の相談	<p>■スクールカウンセラーによるカウンセリングや保護者支援、教育支援センターによる児童生徒の受け入れ、保護者の相談活動等を継続して実施するとともに、不登校、引きこもり等、思春期の心の相談を充実させます。また、各センターの特性を活かすとともに、連携を図りながら、不登校対策支援を実施していきます。</p>

## 取り組み方針2. 家庭・地域における教育力の向上

子どもが個性を発揮し、のびのびとゆとりある生活を送れるよう、きめ細かな教育の推進とともに、家庭における教育力の向上を支援し、関係機関や地域との連携を深め、地域に開かれた学校づくりを支援します。

### (1) 子育て家庭への学習機会の充実 (学校教育課・社会教育課)

取り組み事業	事業内容
学校・地域が連携した家庭教育支援	■家庭教育の支援は、子どもを取り巻く課題を把握しながら推進していくことが大切です。このことから、教職員やP T A・地域関係者との連携を図りながら地域ぐるみで家庭教育力の向上をめざす取り組みを推進します。
関係機関の連携強化	■すべての市民が、自らのふるさとの未来を託す子どもたちの育成に主体的に取り組むという自覚を持てるよう、子どもを取り巻く地域自主組織、P T A、ボランティア等関係機関の連携を強化します。

### (2) 地域との連携による教育力の向上 (学校教育課・社会教育課)

取り組み事業	事業内容
学校と地域との連携	■学校は、地域の人材を積極的に取り入れるとともに、地域に向けた情報発信にさらに努めます。また、教育支援コーディネーター制度を活用し、雲南市独自の地域と学校の連携体制を創造します。
ふるさと教育の推進	■学校及び地域での学習で地域の人々と直接関わることにより、ふるさとの自然や生活・歴史は、人々の協力によって支えられていること、自然環境と結びついて営まれていることを実感し、ふるさとを大切にすることを育てます。また、地域の人たちにも、ふるさとの良さを語り伝えることの大切さを理解してもらえよう努めます。

## 取り組み方針3. 教育環境の充実 (学校教育課・社会教育課)

関係機関との連携による、きめ細かな学習指導体制による教育を推進し、個性を伸ばす教育活動を推進します。また、安心・安全な教育環境の整備に努めます。

### (1) 教育環境の整備 (学校教育課・社会教育課)

取り組み事業	事業内容
保・幼・小・中の連携・協力	■保育所・幼稚園・小・中学校間などで、積極的に情報交換や学習会を開催し、それぞれの特性を相互理解することで、子どもたちへのきめ細やかな教育の推進を図ります。
保育所・幼稚園・小・中学校等の施設整備	■施設の安全管理を優先し、子どもたちが安全で安心して生活ができ、豊かな自己実現ができる施設をめざし、計画的に整備事業を進めます。
図書館の活用	■市内公立図書館(室)では、子どもの読書活動の推進に努めるため、児童書の充実を図り、子どもが様々な本に触れ、親しむことができる環境づくりに努めます。 ■学校図書館の充実を図り、教員や学校司書、図書館ボランティアなどによる読み聞かせやブックトークなどによって、子どもたちと本を結ぶ取り組みを推進します。

## 【基本目標4】親子の健やかで安心な暮らしづくり

### 取り組み方針1. 妊娠・出産期の支援（健康推進課）

安心して安全に妊娠・出産ができるよう、引き続き、妊娠や出産期の保健対策を充実します。

#### （1）安全・安心な妊娠・出産期の支援（健康推進課）

取り組み事業	事業内容
女性の健康づくり	<p>■子宮頸がん発症の低年齢化に対応し、妊婦健診の充実や早期発見・早期治療の充実を図るため、『成人検診のしおり』や市報により啓発・情報提供を行います。また、20歳の方への子宮頸がん検診無料クーポン券を発行するとともに、妊婦検診で行う子宮頸がん検診にあわせて実施されたHPV（ヒトパピローマウイルス）検査の費用助成を行います。</p>
周産期における母子健康管理	<p>■雲南圏域周産期ネットワークに参画し、保健所や医療機関、助産師等と連携し、母子の健康づくりを支援します。ハイリスクの妊婦や養育不安のある親子等の支援を行います。</p>
不妊治療の支援	<p>■一般不妊治療、特定不妊治療にかかる費用の一部を助成し、不妊治療を行う夫婦を支援します。</p>
妊娠、出産、子育てに関する情報提供	<p>■健康推進課や各総合センターにおいて、妊娠や出産、子育て、不妊に関する相談窓口や学習・交流事業、施設及び制度の紹介など、きめ細かく情報を提供します。また、ホームページや市報、あかちゃんハンドブック等を活用し、情報提供を積極的に行います。</p>
生後4か月前の乳児全数訪問やハイリスク乳児への個別相談等	<p>■母子健康手帳発行時等に面接し、妊婦への個別相談指導を行うとともに、乳児訪問時には母親に対する産後うつチェックを行い、産後不安定になりがちな心理を抱く母親に寄り添い、支援が必要な場合は継続して支援します。養育に不安がある親子へは養育支援訪問を実施し、育児相談、離乳食教室等での個別相談やグループ指導を行います。</p>



## 取り組み方針2. 親子の健康づくりと食育の推進 (健康推進課)

乳幼児健診や予防接種などをはじめ、疾病の予防に努めるとともに、家庭での食育を中心として、地域や学校・行政がそれぞれの役割を明確にしながら協働して、様々な健康支援活動に取り組みます。

### (1) 乳幼児の健康管理の充実 (健康推進課)

取り組み事業	事業内容
こんにちは赤ちゃん事業	■生後4か月までのすべての赤ちゃんのいる家庭を訪問し、発達発育の様子や養育環境を確認するとともに、子育ての不安を軽減し、赤ちゃんが安心して育てることができるよう、健診や予防接種に関する情報提供を行うとともに適切な育児ができるよう助言指導を行います。
妊婦・乳児健康診査	■妊娠期の健康管理を目的に14回を上限に妊婦健診を無料で受けることができるよう支援します。生後1か月の1回と生後6～8か月を目途に2回の乳児健診を医療機関において無料で受けることができるよう支援します。
乳幼児健康診査	■こころも身体も健やかに育つために、発達発育の確認、望ましい生活習慣の確立、疾病の早期発見と発達の課題がある子どもの早期支援を目的に乳幼児健康診査を集団健診で実施します。また、子育て不安を軽減できるようさまざまな不安や悩みを聞き育児不安の軽減を図り、子育てを支援します。市内2会場で毎月1回4か月、10か月の乳児健康診査ならびに1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施します。
育児学習や交流の場の提供	■離乳食教室や育児相談等の育児学習や交流の場の提供を通じて、健やかな子どもの発育を促します。また、親子遊びを学習し母と子が心地よさを共有すること母子の愛着形成を促すことを目的に、おおむね2歳児を対象とした『あそびのきょうしつ』を行います。
栄養指導、歯科指導等	■乳幼児健診や各種教室の際に、栄養指導、歯科指導等基本的な生活習慣の啓発をしながら、小さいころから生活習慣病を予防します。また、フッ化物洗口(フッ化物を使用したむし歯予防)を保育所幼稚園に拡大するとともに、幼児に対するフッ化物歯面塗布の実施を検討します。
各種予防接種	■定期予防接種を継続実施するとともに、予防接種の重要性を周知し、接種率の維持・向上に努めます。また、任意の風しん予防接種の費用の一部助成について、先天性風しん症候群の発生を予防する緊急対策として実施します。
発達クリニック事業	■乳幼児健診等で発見された、心身の発達に課題があるなど精神・運動発達面等において障がいやきたす恐れのある児を早期に把握し、支援することを目的に小児発達の専門医師による発達発育に関する相談を行います。
母子保健推進員活動の充実	■親への声かけや母子保健事業の支援など「親子に寄り添って子育てを応援する誰もが知っている雲南市のお母さん」を目指して、母子保健推進員の拡充を図ります。

**(2) 食育の推進 (健康推進課)**

取り組み事業	事業内容
栄養指導の実施	<p>■母子健康手帳発行時に、妊婦への個別相談指導を行います。また、乳幼児健康診査や離乳食教室を継続実施し、保健師や栄養士による栄養指導を行います。</p>
健康づくり推進協議会	<p>■保健・医療・福祉・教育に関する団体等関係機関や、地域での健康づくりを推進する地域自主組織等で構成する「健康づくり推進協議会」を中心に、小児期からの生活習慣病予防対策を検討するとともに、母子保健の水準を向上させる為に必要な課題について検討します。</p>
食育の推進	<p>■雲南市食育推進計画に基づき、食を通じて人やまちを育む食育推進を図ります。教育機関等での農業体験、小中学校での「弁当の日」や「早寝早起き朝ごはん運動」、地域での調理活動等の体験などによる食を通じた人づくりに努めます。また、地産地消や雲南市産の食材を使った商品の開発、伝統的な食文化の継承をすすめ、食を通じたまちづくりに努めます。「うんなん食育ネット（雲南市食育計画に基づく食育活動の推進会議）」により、食育関係団体と連携しながら食育活動を推進します。</p>

**(3) 子ども医療の充実 (健康推進課・市民環境生活課)**

取り組み事業	事業内容
小児救急電話相談事業等	<p>■休日・夜間の急な子どもの病気の対処法について電話で相談できる、島根県小児救急電話相談（#8000）事業のさらなる周知を図るとともに、救急指定医療機関等についての情報提供の充実を図ります。</p>
子ども医療費の助成	<p>■子どもを持つ家庭が、容易に十分な治療が受けられ、疾病の早期治療により子どもたちの健康を守るため、子ども医療費助成制度について、現在の小学校6年生までから、中学生まで拡充するよう取り組みます。</p>
相談体制の充実	<p>■市内医療機関と随時連携をとりながら、医療に関する正しい知識が普及するよう努めるとともに、小児医療に関する相談に適切に対応できるよう相談体制の充実を図ります。</p>
関係機関の連携強化	<p>■市外の医療機関を含めた県東部エリアにおける関係機関との連携を強化します。また、切れ目のない子育て支援につなげられるよう、小児科・産婦人科医とも連携を密に行います。また、かかりつけ医・かかりつけ歯科医の必要性などを啓発することでかかりつけ医・かかりつけ歯科医の推進を図ります。</p>

## 第6章 子育て支援施設・事業の整備方針

### 【1】子ども・子育て支援新制度の概要

#### 1. 制度の目的

子ども・子育て支援新制度とは、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律「子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布）」に基づく新たな制度のことで、平成27年度（平成27年4月）から施行します。

新制度は、すべての子どもに良質な子育て環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的とする取り組みです。

「子ども・子育て関連3法」は、本計画の根拠法となるものです。

#### 子ども・子育て関連3法（再掲）

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

#### 2. 施設や事業等について

子ども・子育て支援法のサービスは、大きく「教育・保育給付」という事業と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに区分されます。

教育・保育給付は、さらに「施設型給付<sup>注1</sup>」と「地域型保育給付<sup>注2</sup>」「児童手当」に分かれます。

教育・保育給付	地域子ども・子育て支援事業
<p>(1) 施設型給付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付（認可保育所、認定こども園、幼稚園は「教育・保育施設」と称され、そのうち市町村が確認を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。）</li> </ul> <p>(2) 地域型保育給付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（施設型給付及び地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応）</li> </ul> <p>(3) 児童手当</p>	<p>■利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業など13の事業が規定されました。（これらの事業は、都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施されます。）</p>
<p>※子ども・子育て支援法以外の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立認可保育所（現行の制度のまま、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者からの料金の徴収も市町村が行います。）</li> <li>・新制度へ移行しない私立の幼稚園（事業者は私学助成・幼稚園就園奨励費の補助を受けません。）</li> </ul>	

注1：県が認可して市町村が確認をします。

注2：市町村が認可をします。

(1) 施設型給付、(2) 地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定(認定区分)した上で給付することになります(子ども・子育て支援法第19条)。

### (1) 施設型給付の種類

施設型給付とは、認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付を指します。

認可保育所、認定こども園、幼稚園は「教育・保育施設」と称され、そのうち市町村が確認を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。

施設区分	内容	児童年齢	利用できる保護者
幼稚園	・小学校以降の教育の基礎をつくるための、幼児期の教育を行う「学校」	3～5歳	・制限無し
保育所	・就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって「保育する施設」	0～5歳	・共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
認定こども園	・幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	0～5歳	・保護者の就労状況に関わりなく、すべての子どもが教育・保育を一緒に受ける ・保護者の就労状況が変わっても継続して利用可能 (注) 0～2歳児については、保育所と同じ要件となります。

### (2) 地域型保育給付(新たに市町村の認可事業として位置付けられた事業)の種類

事業名	対象児童年齢	事業の内容
小規模保育	0～2歳	・少人数(6～19人)を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
家庭的保育	0～2歳	・保育者の居宅など、家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象に、きめ細かな保育を行います(保育ママなど)。
居宅訪問型保育	0～2歳	・個別のケアが必要な場合(障がい・疾患など)や、保育等の施設が無い地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅に保育士が訪問し、保育を行います(ベビーシッター)。
事業所内保育	0～2歳	・会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

### (3) 児童手当

家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長に資することを目的として、中学生以下を対象として児童手当法に基づき手当を支給します。

### 3. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、地域の子ども・子育て家庭を対象とする事業で、市町村が地域の実情に応じて実施するものです。以下の13の事業が法定されます。

	事業名	内容	本市の実施状況 <sup>注</sup>
1	時間外保育事業 (延長保育事業)	●通常の保育時間(11時間)を超えて、さらに延長して保育を行う事業です。	・本市では現在実施中です。
2	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	●仕事などで日中保護者が家庭にいない、小学校児童を対象に、授業終了後などに預かり、適切な遊びや生活の場を提供します。	・本市では現在実施中です。
3	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	●「ショートステイ」は、保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設または乳児院において子どもを一定期間(原則7日間)預かる事業です。 ●「トワイライトステイ」は、保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを預かる事業です。	・本市では実施していません。
4	地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)	●公共施設や保育所などの身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談などを行う事業です。	・本市では「子育て支援センター」が該当します。
5	一時預かり事業	●保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に家庭での保育が困難な場合に、週3日を限度に保育所に預けることができる事業です。	・本市では現在実施中です。
6	病児・病後児保育事業	●病気やけがの児童(病児)及び回復期にある児童(病後児)を、専門の保育室で看護師・保育士などの専門職員により預かるサービスです。	・本市では「病後児保育事業」を実施しています。
7	ファミリー・サポート・センター事業	●育児の援助を受けたい人(利用会員)と育児の援助を行いたい人(援助会員)が会員となり、地域の中で、子育てを助け合う相互援助活動です。	・本市では現在実施中です。

注:平成26年7月現在

	事業名	内容	本市の実施状況 <sup>注</sup>
8	乳児家庭全戸訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。また、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では「こんにちは赤ちゃん事業」として実施しています。</li> </ul>
9	妊婦健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊娠中の母親の健康状態や、胎児の発育状況などを定期的に確認する妊婦健診にかかる費用の一部を、公費で負担します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では「妊産婦乳幼児個別健診事業」として実施しています。</li> </ul>
10	養育支援訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などがその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施を確保することを目的とした事業です。</li> <li>●「養育支援が特に必要」とする家庭とは、例えば「若年の妊婦、妊婦健康診査未受診者、育児ストレスや産後うつ状態等になっている養育者、虐待のおそれやそのリスクがある家庭など」があげられます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では現在実施中です。</li> </ul>
11	利用者支援 (平成26年度から)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもや保護者の身近な場所等で、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業の利用などについて、情報の集約と提供を行い、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じる事業です。また、それらの人々に必要な情報の提供や助言を行い、関係機関との連絡や調整等を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では現在実施中です。</li> </ul>
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業 (新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●世帯の所得に応じて、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費を公費で助成する事業です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規事業のため未実施です。</li> </ul>
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者の多様な能力を活用した特定教育・保育施設の設置、または運営を促進するための事業です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規事業のため未実施です。</li> </ul>

注:平成26年7月現在

#### 4. 保育の必要性の認定区分

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定することになります。

##### (1) 新制度における認定区分

認定区分	児童年齢	認定内容	利用できる施設	利用時間
1号認定	満3歳以上	教育標準時間認定 (教育を希望する場合)	幼稚園 認定こども園	4時間 <sup>注1</sup>
2号認定	満3歳以上	保育認定 (保育の必要な事由 <sup>注2</sup> に該当し、 保育所等での保育を希望する場合)	保育所 認定こども園	8～11時間
3号認定	満3歳未満 (0～2歳)	保育認定 (保育の必要な事由に該当し、保 育所等での保育を希望する場合)	保育所 認定こども園	8～11時間

注1:1号認定児童が、4時間を超えて保育する場合は、預かり保育の利用となります。

注2:次表参照

##### (2) 保育を必要とする事由について<sup>注3</sup>

1. 保育を必要とする事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）</li> <li>・妊娠・出産</li> <li>・保護者の疾病、障がい</li> <li>・同居または長期入院している親族の介護・看護（常時）</li> <li>・災害復旧</li> <li>・継続的な求職活動（起業準備を含む）</li> <li>・就学（職業訓練校等における職業訓練含む）</li> <li>・虐待やDVのおそれがあること</li> <li>・育児休業取得時に、既に保育所を利用しており、継続利用が必要であると認められること</li> <li>・その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</li> </ul> <p>※同居の親族等が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合あり</p>
2. 保育の必要量	<p>上記のうち、「就労」を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 「保育標準時間」利用→フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）</li> <li>b. 「保育短時間」利用→パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）</li> </ul>
3. 優先利用	<p>ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、子どもに障がいがある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。</p>

注3:上記は、国が示す標準的な内容であり、具体的な運用については、今後、市において順次検討していきます。

## 【2】教育・保育提供区域の考え方

### 1. 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法では、事業計画の策定にあたって、地理的な条件や人口、交通事情や社会的な条件、保育施設の整備状況などを総合的に勘案して、需要の見込量やその確保方策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが求められています。

### 2. 区域設定の考え方

区域については、一般的には小学校区単位、中学校区単位、合併前の旧市町村単位、市町村単位（市町村全域を1つの区域として設定する）などが検討されます。

### 3. 本市における区域設定の考え方

区域設定にあたって、本市における施設配置及び利用の現状等を分析した結果、次のように整理することができます。

- ・実際に既存の保育所・幼稚園等に通園している児童は、比較的広範囲から通園している状況がみられること。
- ・地域によっては、対象児童の人口が少なく、施設利用の見込量が非常に少ない地域がみられたこと。
- ・地域間の実態差（ある地域ではニーズ量そのものが少ない、ある地域ではニーズ量が多いが既存施設でカバー可能など）については、区域をできるだけ広範囲にとらえて需給調整を図る必要があること。
- ・各事業の性格からみて、それぞれの利用者のニーズが異なるため、区域の設定にあたっては、広域性、地域性を加味する必要があること（例えば、ある地域だけが、ある事業のみ極端にニーズが高い場合など、人口の多い大都市部であればその地域だけにその事業を特化させることが可能かもしれないが、人口が少ない地方都市の場合は、それが難しいため広域的に調整する必要があること）。

以上のことから、総合的に判断して、本市では市域全体を1つのサービス提供区域として設定し、事業量の調整を図ることとします。

但し、地域・子ども子育て支援事業に位置付けられる、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、小学校区ごとの利用となっていることから、小学校区単位で需給調整を図ることとします。



### 【3】子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について

子ども・子育て支援法では、事業計画の策定にあたって、各年度に必要な支援事業の「量の見込み（以下「見込量」と表記）」を算出し、それに対応できる提供体制の確保が求められています。見込量の算出にあたっては、各事業のこれまでの実績やニーズ調査結果の回答内容等を踏まえて算出しています。

#### 1. 教育・保育事業の実績値及び見込量（総括表）

単位(人)

	認定区分	実績 <sup>※1</sup>		見込み 平成 26 年度	見込量				
		平成 24 年度	平成 25 年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
幼稚園及び認定こども園(3歳以上)①	1～2号	347	316	273	226	228	212	215	215
幼稚園及び認定こども園(3歳以上教育希望)	1号	—	—	—	95	96	89	90	90
幼稚園及び認定こども園(要保育3歳以上教育希望)	2号	—	—	—	131	132	123	125	125
保育所及び認定こども園(3歳以上保育希望)②	2号	542	580	567	537	540	502	509	509
保育所及び認定こども園＋地域型保育(0～2歳児)③	3号	544	523	555	534	538	534	513	498
保育所及び認定こども園＋地域型保育(0歳児)	3号	155	142	163	173	178	173	165	161
保育所及び認定こども園＋地域型保育(1～2歳児)	3号	389	381	392	361	360	361	348	337
保育時間施設④＝②＋③		1,086	1,103	1,122	1,071	1,078	1,036	1,022	1,007
施設利用者合計⑤＝①＋④		1,433	1,419	1,396	1,297	1,306	1,248	1,237	1,222
0～5歳人口 <sup>※2</sup> ⑥		1,715	1,716	1,663	1,594	1,603	1,539	1,520	1,500
在宅子育て人数⑦＝⑥－⑤		282	297	267	297	297	291	283	278

※1 認定こども園及び保育所実績は、福祉行政報告例 54 表 3 月分より

※1 認定こども園及び幼稚園実績は、学校基本調査(5/1 現在)より

※2 平成 27 年度以降は推計値

## 2. 地域子ども・子育て支援事業の実績値及び見込量（総括表）

事業名		単位 ※5	実績		見込み	見込量				
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1	時間外保育事業 (延長保育)(0～5 歳)	人	265	266	269	508	511	490	484	478
2	放課後児童クラブ※1 (低学年)	人	229	202	237	310	291	292	289	294
	放課後児童クラブ※1 (高学年)(補正)	人	36	32	26	78	76	78	76	71
3	子育て短期支援事業 (ショートステイ)(0～ 5歳)	人 日	—	—	—	0	0	0	0	0
4	子育て支援センター 事業(補正)	人 回	19,316	18,678	20,000	20,736	21,499	22,290	23,111	23,676
5	一時預かり事業※2 (1号認定預かり保 育)(3～5歳)	人 日	1,593	1,170	1,200	269	271	252	255	255
	一時預かり事業※2 (2号認定預かり保 育)(3～5歳)(補正)	人 日				1,330	1,337	1,243	1,259	1,260
	在宅で子育てしてい る家庭(0～5歳) (補正)	人 日	880	506	500	873	875	841	830	818
6	病児・病後児保育※3 (0歳～低学年) (補正)	人 日	病後児 115	病後児 180	病後児 150	576	579	556	549	542
7	ファミリー・サポート・ センター(就学前)	人 日	445	409	250	354	356	342	338	333
	ファミリー・サポート・ センター※4(低学年) (補正)	人 日			150	214	202	202	200	203
	ファミリー・サポート・ センター※4(高学年)	人 日	—	—	—	0	0	0	0	0
8	乳児家庭全戸訪問 事業	人	264	263	280	237	243	236	226	220
9	妊婦健康診査	人	250	252	260	220	226	220	210	205
10	養育支援訪問事業	人	2	1	2	2	2	2	2	2
11	利用者支援事業	か 所	0	0	1	1	1	1	2	2

※1 平成 24～26 年の数値は年間平均登録者数

※2 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

※3 病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)

※4 積算は5歳児の意向から算出

※5 単位の「人日」「人回」は延べ人数を表す

注:事業名に(補正)と表記されている項目は、国の手引きに従って算出した結果に、独自の補正を行い調整した結果であることを示す。

## 【4】提供体制の確保の内容等

### 1. 子育て支援施設の見込量と提供体制（子育て支援課・学校教育課）

各事業の、これまでの実績やニーズ調査結果の回答内容等を踏まえて算出した、各年度に必要な支援事業の見込量に対応できる提供体制の確保については、次の通り設定しました。

#### （1）幼稚園・認定こども園のニーズ（3歳以上）

認定区分	対象者	利用サービス
1号認定	・子どもが満3歳以上で、専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定	・子どもが満3歳以上で、共働き <sup>注</sup> であるが、幼稚園の利用希望が強いと想定される家庭	・幼稚園 ・認定こども園

注：ひとり親家庭を含む（以下同様）

#### 【見込量の考え方】

見込量は、国の統一方式に従って算出しています。1号認定については、対象者（上表）において「幼稚園」もしくは「認定こども園」を利用したいと回答した人の割合を、推計児童数に乗じて算出しています。2号認定で幼稚園利用希望が強い人については、対象者において、現在「幼稚園」を利用している人の割合を、推計児童数に乗じて算出しています。

#### 【確保方策】

平成27年度の見込量226人に対する確保量は750人と、必要量を十分に確保できる見込みです。また、平成28年以降においては、見込量は多少変動しながらも、ほぼ横ばいで推移することが想定されていますが、ある程度ニーズが増加する場合でも、必要量は確保できる見通しです。

単位(人)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込量①	認定こども園及び幼稚園	226	228	212	215	215
	1号認定	95	96	89	90	90
	2号認定	131	132	123	125	125
確保方策② (確保量)	認定こども園及び幼稚園	750	630	585	555	600
過不足②-①		524	402	373	340	385

## (2) 保育所・認定こども園のニーズ（3歳以上）

認定区分	対象者	利用サービス
2号認定	・子どもが満3歳以上で、共働きの家庭	・保育所 ・認定こども園

### 【見込量の考え方】

見込量は、国の統一方式に従って算出しています。対象者において、「幼稚園」の利用希望が強い人以外（現在、幼稚園を利用していない人）の割合を、推計児童数に乗じて算出しています。

### 【確保方策】

平成27年度の見込量は537人です。これに対し、保育所及び認定こども園の確保量（3歳以上）は540人と、必要量を確保できる見込みです。また、平成28年以降においては、見込量は多少変動しながらも横ばいで推移することが想定されていますが、ある程度ニーズが増加する場合でも、必要量は確保できる見通しです。

単位(人)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込量①	認定こども園及び保育所	537	540	502	509	509
確保方策② (確保量)	認定こども園及び保育所	540	660	705	745	700
過不足②－①		3	120	203	236	191

### (3) 保育所・認定こども園・地域型保育のニーズ（0～2歳児）

認定区分	対象者	利用サービス
3号認定	・子どもが満3歳未満で、共働きの家庭	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育

#### 【見込量の考え方】

見込量は、国の統一方式に従って算出しています。対象者において、「保育所」や「認定こども園」等の利用を希望している人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

#### 【確保方策】

平成27年度の見込量は、0歳児で173人、1～2歳児は361人です。これらのニーズに対し、保育所・認定こども園の確保量は0歳で152人、1～2歳児で368人となっており、0歳児の確保方策が若干不足しています。そのため、私立保育所事業者等と連携し、乳幼児施設拡大に向けた方策を検討し、不足の解消に取り組みます。

#### 〈0歳児〉

単位(人)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込量①	認定こども園及び保育所 +地域型保育(0歳児)	173	178	173	165	161
確保方策② (確保量)	認定こども園及び保育所	152	152	152	152	152
	地域型保育事業※	—	—	—	—	—
	合計②	152	152	152	152	152
過不足②-①		△21	△26	△21	△13	△9

※小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

#### 〈1～2歳児〉

単位(人)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込量①	認定こども園及び保育所 +地域型保育(0歳児)	361	360	361	348	337
確保方策② (確保量)	認定こども園及び保育所	368	368	368	368	368
	地域型保育事業※	—	—	—	—	—
	合計②	368	368	368	368	368
過不足②-①		7	8	7	20	31

※小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

## 2. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と提供体制

### (1) 対象事業

地域子ども・子育て支援事業については、子ども・子育て支援法による 13 事業のうち、次に掲げる事業について提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

	事業名	本市での通称 (平成 26 年 7 月現在)
1	時間外保育事業 (延長保育事業)	延長保育事業
2	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	放課後児童クラブ
3	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	—
4	子育て支援センター (地域子育て支援拠点事業)	子育て支援センター事業
5	一時預かり事業 (一時保育事業)	一時保育事業
6	病児・病後児保育事業	病後児保育事業
7	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	ファミリー・サポート・センター事業
8	乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業
9	妊婦健康診査	妊婦健康診査
10	養育支援訪問事業	
11	利用者支援事業 (新規)	

## (2) 提供体制の確保の内容及びその時期

### ①時間外保育事業（延長保育事業）（子育て支援課）

保育所利用者を対象に、通常の保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。

#### 【見込量の考え方】

見込量は、国の統一方式に従って算出しています。共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の就学前児童で、保育事業（保育所、認定こども園、地域型保育事業等）を希望し、かつ18時以降も利用したい人の割合を、推計児童数に乗じて算出します。

#### 【確保方策】

本市の場合、開所時間が18時までの保育所が6施設、18時30分までが6施設です（平成26年10月現在）。そのうち延長保育を行っている施設は7施設で、施設によって30分から90分の延長を行っています。

保護者のアンケートで18時以降の利用を希望する保護者は、延長保育の利用を希望していると考えられることから、18時以降の利用希望人数を見込んでいます。

計画期間内に実施箇所の拡大について取り組み、提供体制の充実に努めます。

単位(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込量①	508	511	490	484	478
確保方策(確保量)②	508	511	490	484	478
実施か所数	7	7	8	8	9

### ②放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）（子育て支援課・社会教育課）

保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

#### 【見込量の考え方】

見込量は、ひとり親家庭または共働き家庭の5歳児を対象に算出します。国の統一方式に従って、就学後、放課後の子どもの居場所として「放課後児童クラブ」を希望している人の割合を推計児童数に乗じて算出した上で、高学年（4～6年生）については、本市のこれまでの実績値等を踏まえて補正を行いました。

小学校区毎の見込量は、利用実態とニーズ調査の利用希望を融合させて算出しました。

#### 【確保方策】

本市では、市内の小学校に通学する児童を対象に、全16小学校区中8小学校区で実施しています。

高学年の受け入れとともに、小学校区に放課後児童クラブが無いところは、需要の状況を見極めながら開設あるいは移送等を検討します。

加えて、国においては「放課後子ども総合プラン」により、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」の計画的な整備等を進める方向性が示されていることから、本市においても検討していきます。

〈低学年〉

単位(人)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
大東小	見込量①	86	81	81	80	82
	確保方策(確保量)②	86	81	81	80	82
	過不足②-①	0	0	0	0	0
西小	見込量①	17	16	16	16	16
	確保方策(確保量)②	17	16	16	16	16
	過不足②-①	0	0	0	0	0
佐世小	見込量①	16	15	15	14	15
	確保方策(確保量)②	8	7	7	14	15
	過不足②-①	△8	△8	△8	0	0
阿用小	見込量①	8	8	8	8	8
	確保方策(確保量)②	8	8	8	8	8
	過不足②-①	0	0	0	0	0
海潮小	見込量①	29	26	26	26	26
	確保方策(確保量)②	29	26	26	26	26
	過不足②-①	0	0	0	0	0
加茂小	見込量①	33	30	30	31	31
	確保方策(確保量)②	33	30	30	31	31
	過不足②-①	0	0	0	0	0
木次小	見込量①	15	14	14	14	14
	確保方策(確保量)②	15	14	14	14	14
	過不足②-①	0	0	0	0	0
寺領小	見込量①	13	12	12	12	12
	確保方策(確保量)②	3	3	12	12	12
	過不足②-①	△10	△9	0	0	0
西日登小	見込量①	4	4	4	4	4
	確保方策(確保量)②	0	0	0	4	4
	過不足②-①	△4	△4	△4	0	0
斐伊小	見込量①	34	33	33	33	33
	確保方策(確保量)②	34	33	33	33	33
	過不足②-①	0	0	0	0	0



〈低学年（続き）〉

単位(人)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
三刀屋小	見込量①	27	25	26	25	26
	確保方策(確保量)②	27	25	26	25	26
	過不足②-①	0	0	0	0	0
飯石小	見込量①	0	0	0	0	0
	確保方策(確保量)②	0	0	0	0	0
	過不足②-①	0	0	0	0	0
鍋山小	見込量①	2	2	2	2	2
	確保方策(確保量)②	2	2	2	2	2
	過不足②-①	0	0	0	0	0
吉田小	見込量①	0	0	0	0	0
	確保方策(確保量)②	0	0	0	0	0
	過不足②-①	0	0	0	0	0
田井小	見込量①	4	4	4	4	4
	確保方策(確保量)②	0	0	0	4	4
	過不足②-①	△4	△4	△4	0	0
掛合小	見込量①	22	21	21	20	21
	確保方策(確保量)②	22	21	21	20	21
	過不足②-①	0	0	0	0	0
【合計】 市全体	見込量①	310	291	292	289	294
	確保方策(確保量)②	284	266	276	289	294
	過不足②-①	△26	△25	△16	0	0

〈高学年〉

単位(人)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
大東小	見込量①	22	22	22	22	20
	確保方策(確保量)②	22	22	22	22	20
	過不足②-①	0	0	0	0	0
西小	見込量①	4	4	4	4	4
	確保方策(確保量)②	4	4	4	4	4
	過不足②-①	0	0	0	0	0
佐世小	見込量①	6	5	5	5	5
	確保方策(確保量)②	2	2	2	5	5
	過不足②-①	△4	△3	△3	0	0
阿用小	見込量①	2	2	2	2	2
	確保方策(確保量)②	2	2	2	2	2
	過不足②-①	0	0	0	0	0
海潮小	見込量①	8	8	8	8	7
	確保方策(確保量)②	8	8	8	8	7
	過不足②-①	0	0	0	0	0
加茂小	見込量①	5	5	6	5	5
	確保方策(確保量)②	5	5	6	5	5
	過不足②-①	0	0	0	0	0
木次小	見込量①	4	4	4	4	4
	確保方策(確保量)②	4	4	4	4	4
	過不足②-①	0	0	0	0	0
寺領小	見込量①	2	2	2	2	2
	確保方策(確保量)②	1	1	2	2	2
	過不足②-①	△1	△1	0	0	0
西日登小	見込量①	0	0	0	0	0
	確保方策(確保量)②	0	0	0	0	0
	過不足②-①	0	0	0	0	0
斐伊小	見込量①	10	10	10	10	9
	確保方策(確保量)②	10	10	10	10	9
	過不足②-①	0	0	0	0	0

〈高学年（続き）〉

単位(人)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
三刀屋小	見込量①	9	9	9	9	8
	確保方策(確保量)②	9	9	9	9	8
	過不足②-①	0	0	0	0	0
飯石小	見込量①	0	0	0	0	0
	確保方策(確保量)②	0	0	0	0	0
	過不足②-①	0	0	0	0	0
鍋山小	見込量①	0	0	0	0	0
	確保方策(確保量)②	0	0	0	0	0
	過不足②-①	0	0	0	0	0
吉田小	見込量①	0	0	0	0	0
	確保方策(確保量)②	0	0	0	0	0
	過不足②-①	0	0	0	0	0
田井小	見込量①	2	2	2	2	2
	確保方策(確保量)②	0	0	0	2	2
	過不足②-①	△2	△2	△2	0	0
掛合小	見込量①	4	3	4	3	3
	確保方策(確保量)②	4	3	4	3	3
	過不足②-①	0	0	0	0	0
【合計】 市全体	見込量①	78	76	78	76	71
	確保方策(確保量)②	71	70	73	76	71
	過不足②-①	△7	△6	△5	0	0

### ③子育て短期支援事業（ショートステイ）（子育て支援課）

保護者が、疾病・疲労など身体上、精神上、環境上等の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

#### 【見込量の考え方】

見込量は、国の統一方式では、全ての家庭類型の0～5歳を対象に、泊まりがけで保護者以外の方が子どもをみなければならなかった場合に、ショートステイを利用した、または仕方なく子どもだけで留守番させた人の割合に利用意向日数（平均利用日数）を乗じて、その結果を推計児童数に乗じて算出します。その結果、見込量は算出されませんでした。

#### 【確保方策】

本市では、現在実施していませんが、保護者ニーズ等を踏まえ、今後検討していきます。

単位(人日/年)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込量	0	0	0	0	0
確保方策(確保量)	—	—	—	—	—

#### ④子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）（子育て支援課）

子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

親子の遊び場、交流の場として提供を行うとともに、育児相談や子育てサークル等の育成支援、また、子育て情報の提供など、子育て家庭に対する育児支援を行います。

##### 【見込量の考え方】

見込量は、国の統一方式では、全ての家庭類型の0～2歳を対象に、地域子育て支援拠点事業を利用している人、利用していないが今後利用したい人の割合に、月当たり平均利用（利用希望）回数を乗じて、その結果を推計児童数に乗じて算出します。その結果に、本市のこれまでの実績値等を踏まえて若干の補正を行いました。

##### 【確保方策】

現在、大東、加茂、木次、三刀屋、掛合の5か所で展開しており、事業を効率化しながらさらなる充実を図ります。また、センター間の連携やその周知を図り、利用を促進します。

単位(人回/年)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込量	20,736	21,499	22,290	23,111	23,676
確保方策(実施か所数)	5	5	5	5	5

## ⑤一時預かり事業（一時保育事業）（学校教育課・子育て支援課）

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった場合に、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

幼稚園在園児については、「幼稚園における預かり保育」により、それ以外に対しては、「保育所における一時保育」により実施します。

### 【見込量の考え方】

#### （1号認定による不定期利用）

見込量は、幼稚園の在園児を対象とした「幼稚園における預かり保育（幼稚園型）」の場合、国の統一方式では、専業主婦や短時間の共働き世帯の3～5歳を対象として、[ア：今後、幼稚園または認定こども園を利用したいと回答した人で、かつ、不定期事業を「利用したい」と回答した人] × [イ：現在、幼稚園を利用している人で、かつ、一時預かり等を利用している人] × 利用意向日数（日）の結果に、推計児童数に乗じて算出します。

#### （2号認定による定期利用）

見込量は、国の統一方式により、共働き家庭やひとり親家庭の3～5歳を対象として、幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）に該当する人×利用意向日数（日）で算出した上で、その結果に対し、本市の実質的な利用状況を想定して補正を行いました。

#### （保育所等による一時預かり）

見込量は、国の統一方式により、全ての家庭類型の0～5歳を対象として、一時預かり（預かり保育）を不定期に「利用したい」と回答した人×利用意向日数（日）の結果に、推計児童数に乗じて算出します。その結果に対し、本市の実質的な利用状況を想定して補正を行いました。

### 【確保方策】

幼稚園在園児については、木次こども園以外に在籍している園児は三刀屋幼稚園で一時預かりの利用が可能となっています。今後は認定こども園への移行した園の中から、計画期間内に実施か所数を増やして、充実を図ります。

単位(人日/年)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
幼稚園 在園児 対象	見込量	1,599	1,608	1,495	1,514	1,515
	1号認定の見込量	269	271	252	255	255
	2号認定の見込量	1,330	1,337	1,243	1,259	1,260
	確保方策(確保量)	1,200	1,200	1,495	1,514	1,515
	確保方策(実施か所数)	2	2	3	3	3

幼稚園在園児以外の保育所の一時保育事業については、7施設で行う現行体制から、計画期間内に実施か所数を増やして、充実を図ります。

単位(人日/年)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保育所等 による一時 預かり事業	見込量	873	875	841	830	818
	確保方策(確保量)	873	875	875	830	818
	保育所等による対応	873	875	875	830	818
	確保方策(実施か所数)	7	7	7	7	8

### ⑥病児・病後児保育事業（子育て支援課）

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。本市では、平成 26 年 10 月現在、病後児保育事業を実施しています。

#### 【見込量の考え方】

見込量は、国の統一方式では、共働き家庭やひとり親家庭の 0～5 歳を対象として、子どもが病気やケガにより「母親または父親が休んだ人」のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人及び「病児・病後児保育施設等・ファミリー・サポート・センターを利用した人」「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人×利用意向日数（日）の結果に、推計児童数に乗じて算出します。

今後、本市では「病後児」に加えて、将来的には「病児」対応も考慮し、現状の実績値を勘案しながら、その結果に対して補正を行いました。

#### 【確保方策】

今後の利用推移や保護者の意向などを把握しながら、関係機関と連携を図り、病後児保育施設の増設及び「病児」受け入れ施設開設に取り組みます。

単位(人日/年)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込量		576	579	556	549	542
確保方策(確保量)		320	480	480	549	542
病児・病後児保育事業		320	480	480	549	542
病児保育事業(実施か所数)		0	0	0	1	1
病児後保育事業(実施か所数)		2	3	3	3	3

**⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（子育て支援課）**

子育ての手助けが欲しい人（依頼会員）、子育ての手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。保育所、学校等への送迎やその後の預かり、子どもが軽度の病気の預かりや通院の送迎、兄弟姉妹の学校行事のときの預かりなどの援助が受けられます。対象児は0歳児～小学校6年生までとしています。

本市では、平成26年10月現在、4か所で実施しています。

**【見込量の考え方】**

見込量は、国の統一方式では、全ての家庭類型の5歳児を対象として、就学後、低学年のうち（または高学年になってから）、放課後「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人×利用意向日数（日）の結果に、推計児童数に乗じて算出します。

国の統一方式に基づく算出では、低学年、高学年ともにニーズは無し（0人）という結果となりましたが、本市では過去の実績において、低学年の利用もあることから、独自に一定程度のニーズを見込み、支援を図ることとしました。

また、本市では、独自に「就学前児童」のニーズ量も試算することとし、本市のこれまでの実績値等を踏まえて見込量を算出しました。

**【確保方策】**

会員の確保と利用促進を図りながら、継続実施します。

**〈就学前児童〉**

単位(人回/年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込量	354	356	342	338	333
確保方策(確保量)	354	356	342	338	333

**〈就学児〉**

単位(人回/年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込量	214	202	202	200	203
確保方策(確保量)	214	202	202	200	203



### ⑧乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（健康推進課）

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。

#### 【見込量の考え方】

見込量は、本市のこれまでの実績値等を踏まえて算出しました。

#### 【確保方策】

事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

単位(回/年)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込量		237	243	236	226	220
確保方策 (提供量)	実施体制(人/年)	12	12	12	12	12
	実施機関	雲南市				
	実施機関(委託団体)	委託 無し				

### ⑨妊婦健康診査（健康推進課）

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

#### 【見込量の考え方】

見込量は、本市のこれまでの実績値等を踏まえて算出しました。

#### 【確保方策】

事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

単位(人回/年)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込量		3,080	3,164	3,080	2,940	2,870
	健診回数(回/年)	14	14	14	14	14
確保方策 (提供量)	実施場所	委託医療機関				
	検査項目	体重・腹囲・子宮底長・血圧・尿検査・血液検査・子宮頸がん検診・性感染症検査・超音波検査				
	実施時期	妊娠 23 週まで(4週間に1回) 妊娠 24 週～35 週(2週間に1回) 妊娠 36 週～出産まで(週に1回)				

### ⑩養育支援訪問事業（健康推進課）

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

#### 【見込量の考え方】

見込量は、本市のこれまでの実績値等を踏まえて算出しました。

#### 【確保方策】

事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

単位(人/年)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込量		2	2	2	2	2
確保方策	実施機関	雲南市				
	実施機関(委託団体)	有（ホームヘルプ事業団体）				

### ⑪利用者支援事業（子育て支援課）

子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。

#### 【見込量の考え方】

見込量は、本市のこれまでの実績値等を踏まえて算出しました。

#### 【確保方策】

事業内容の充実を図りながら、実施箇所の拡大に取り組みます。

単位(か所)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施か所数	1	1	1	2	2
確保方策(実施か所数)	1	1	1	2	2

### (3) その他の事業について

#### ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（子育て支援課）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本市では、国から示される具体的な運営指針等を踏まえ、今後、検討していきます。

#### ⑬本制度への多様な主体の参入を促進する事業（子育て支援課）

子育て支援施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究のほか、多様な事業者の能力を活用した施設の設置や運営を促進するための事業です。

本市では、国から示される具体的な運営指針等を踏まえ、今後、検討していきます。

## 第7章 計画の推進にあたって

### 【1】関係機関等との連携

本市の子育て支援施設（幼稚園・保育所・認定こども園）においては、より一層、質の高い教育・保育サービスの提供を目指します。地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、妊娠期を含むすべての子育て家庭をバックアップします。そのため、庁内の各関係部署間の連携を強化するとともに、関係機関や関連団体、県、近隣市町村とも連携・協力体制の構築を目指し、適切な計画の推進を図ります。

また、スムーズな就学移行を目指すことも必要であることから、子育て支援施設と小学校との連携を、さらに深めるための取り組みを検討し、子どもの成長の切れ目ない支援と環境づくりを進めます。

一方、幼稚園と保育所は、それぞれ文部科学省、厚生労働省の管轄であり、本市においても教育委員会、健康福祉部で管轄しています。

今後、総合的に子育て支援施策の展開を図り、認定こども園化及び子ども・子育て支援新制度への対応を含めた政策を一体的に進めるためには、一元的な組織体制が望ましいことから、庁内において組織体制の再構築を図ります。

### 【2】計画の達成状況の点検・評価

本計画の基礎となっている「雲南市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の推進にあたっては、毎年度、各事業の振り返りを行い、実施上の問題点や課題を整理してきました。

本計画の推進にあたっては、計画（PLAN）→実行（DO）→点検・評価（CHECK）→改善（ACTION）に基づく進行管理を、より一層強化し、常に改善を図ります。

また、部署間の連携や調整をこれまで以上に強化し、相互チェック機能や専門部署の見地からみた助言、協働体制の構築を目指します。

### 【3】市民の参画や地域との連携

この計画を実効性のあるものとするためには、市単独の力のみならず、市民と行政の協働により、施策を推進していく必要があります。

地域における子育て支援は、保育所・幼稚園や認定こども園、学校といった子育て支援の関係者だけが担うものではなく、市民一人ひとりが子育て支援の担い手であるという考えのもとに、自主的・積極的な活動をしていくことが理想と言えます。市民の子育てへの参画と身近な応援で、子育て支援の輪が広がるまちづくりを推進します。

## 1. 雲南市子ども・子育て会議条例

平成25年6月27日

条例第49号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、雲南市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表して会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 2. 雲南市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	役職名	氏 名	任 期
子どもの 保護者 (1号委員)	大東保育園PTA会長 (任命時)	野々村一彦	平成25年10月～
	三刀屋幼稚園PTA会長 (任命時)	中村慎嗣	平成25年10月～
	吉田小学校PTA会長 (任命時)	小柳浩	平成25年10月～
関係団体 代表者 (2号委員)	主任児童委員代表	内田慶子	平成25年10月 ～平成26年3月
		中村七朗	平成26年4月～
	海潮地区振興会会長	加本恂二	平成25年10月～
事業従事者 (3号委員)	幼稚園園長代表	(斐伊幼稚園園長) 菅田敦子	平成25年10月 ～平成26年3月
		(三刀屋幼稚園園長) 飯石桂子	平成26年4月～
	保育所所長代表	(掛合保育所所長) 松田礼子	平成25年10月 ～平成26年3月
		(加茂幼児園園長) 田中敬子	平成26年4月～
	認定こども園代表 (木次こども園園長)	田中喜美代	平成25年10月 ～平成26年3月
		渡部祐子	平成26年4月～
	私立保育所 及び児童クラブ運営者	内田佳榮	平成25年10月～
識見を 有する者 (4号委員)	島根大学理事・副学長	肥後功一	【会長】 平成25年10月～
	雲南保育研究会会長 (島根県保育研究会副会長)	森山幸朗	【副会長】 平成25年10月～
	のぞみ保育設計研究所所長	野津道代	平成25年10月～
行政機関 (5号委員)	出雲児童相談所 判定保護課長	中村千広	平成25年10月～
	雲南保健所健康増進課長	吉井千栄子	平成25年10月 ～平成26年3月
		黒崎千賀子	平成26年4月～
市長が 認める者 (6号委員)	小学校長会代表	(三刀屋小学校校長) 飯島良子	平成25年10月～

### 3. 雲南市子ども・子育て会議ワーキングチーム要綱

平成25年10月3日

訓令第21号

(設置)

第1条 この訓令は、雲南市子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、その案を作成するため、雲南市プロジェクトチームの設置に関する規程（平成17年雲南市訓令第1号）の規定に基づき、雲南市子ども・子育て会議ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この訓令において雲南市子ども・子育て支援事業計画とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定に基づく計画をいう。

(所掌事務)

第3条 ワーキングチームは、雲南市子ども・子育て支援事業計画の案の作成に関し次に掲げる事務を行う。

- (1) 雲南市子ども・子育て会議の進行管理
- (2) 雲南市子ども・子育て支援事業計画の策定業務
- (3) 雲南市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっての関係課との連携及び調整

(組織)

第4条 ワーキングチームは、10人以内で構成し、別表に掲げる課に所属する職員のうちから所属長が推薦する者で組織する。

2 ワーキングチームにチームリーダー及びサブリーダーを置く。

3 チームリーダーは、ワーキングチームの事務を掌理する。

4 サブリーダーは、チームリーダーを補佐し、チームリーダーに事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 ワーキングチーム会議は、チームリーダーが招集し、チームリーダーが議長となる。

2 チームリーダーは、必要があると認めるときは、ワーキングチーム以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 ワーキングチームの庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、チームリーダーが定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。



(訓令の失効)

2 この訓令は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この訓令の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、健康福祉部長が招集する。

別表 (第4条関係)

所属部課
市民環境部 市民環境生活課
健康福祉部 子育て支援課
健康福祉部 健康推進課
教育委員会 学校教育課
大東総合センター 保健福祉課
加茂総合センター 保健福祉課
木次総合センター 保健福祉課
三刀屋総合センター 保健福祉課
吉田総合センター 保健福祉課
掛合総合センター 保健福祉課

#### 4. 雲南市子ども・子育て会議ワークショップの実施状況

平成 26 年 6 月 4 日の子育て会議では、「雲南市ならではの子育て支援について」をテーマにワークショップ（ブレインストーミング）を開催いたしました。

##### 【開催風景】



5. 雲南市幼児期版 夢発見プログラムパンフレット

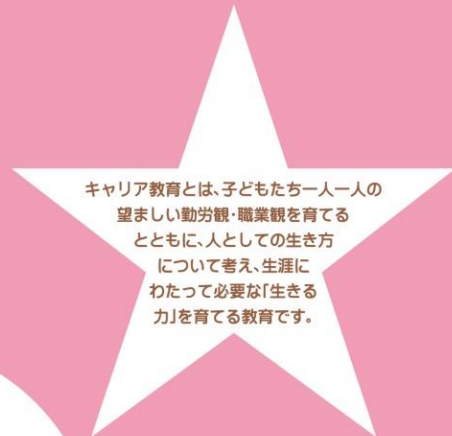
幸運なんです。  
雲南です。

幼児期版



発見プログラム

雲南市キャリア教育推進プログラム



キャリア教育とは、子どもたち一人一人の  
望ましい勤労観・職業観を育てる  
とともに、人としての生き方  
について考え、生涯に  
わたって必要な「生きる  
力」を育てる教育です。



雲南市教育委員会  
雲南市健康福祉部

# ～『夢』発見プログラム幼児期版策定にあたって～

## 幼児期から学童期への円滑な接続を図るために

### ①課題

- ・小一プロブレムに表されるように、小学校での学習や生活への不適応がみられる。
- ・幼児期の経験や学びの成果が小学校の学習や生活につながりにくい。

### ②小学校教育への円滑な接続を図るための取組

- ・幼児期の体験による学びと小学校の学習との連続性について相互理解を深める。
- ・保幼小の情報交換や研修会、交流活動を積極的に行う。
- ・保幼小の教師が協同で指導計画を作成したり、実践の評価・反省を行う。

## 雲南市の子どもたちの現状と課題

- ・普段の遊び場は家の中や家の周りが多く、遊ぶ相手は兄弟が多い。
- ・自然体験として虫捕りや川遊びなどは経験しているが、自然に恵まれた環境にありながら、自然の中でダイナミックに遊んだ経験や直接体験などは少ない。
- ・持久力や指先の力、脚力、バランス感覚などの基礎的な体力に弱さがみられる。
- ・家では、ほとんどの基本的な生活習慣が身についていると思われるが、集団生活において人との関係の中でそれを行動として移していく力が弱い。また食習慣では食事のマナーや偏食などに課題がある。
- ・人の話を聞くことや自分の気持ちを言葉で人に伝える力などに課題がある。

－平成22年10月幼稚園・保育所アンケート調査より－

## 国がめざす幼児教育

### ①幼児教育の重要性

- ・集団の中で生涯にわたる人格形成の基礎を培う。
- ・幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

### ②幼保一体化

- ・幼稚園、保育所（園）いずれの施設でも、一人一人の豊かな学びを保障する必要がある。
- ・平成20年度「保育所保育指針」と「幼稚園教育要領」を同時に改訂、平成21年度より同時実施されている。
- ※子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、小学校との連携を図る。
- ※幼児期の発達の特性と個人差を考慮する。
- ※3歳児から6歳児までの発達の視点である5領域の「ねらい」と「内容」をほぼ同様とする。

## 島根がめざす教育

### ＜島根県教育課程審議会答申＞

遊びを通して、幼児一人一人に豊かな感性を育むことを基盤として確かな学び（知）・豊かな心（徳）・健やかな体（体）の調和のとれた発達を促す。

### ＜しまね教育ビジョン21＞

#### ①基本目標

- ・心身の健康を支え、いきいきと主体的に生きるための意欲が育つ教育
- ・社会の中で支えあい、ともに生きるための力が育つ教育

#### ②島根の教育の特色

- ・恵まれた教育資源（自然・歴史・文化）
- ・伝統行事を生かした教育活動
- ・地域の教育力を生かした教育

ふるさと教育

### ＜ふるまい向上プロジェクトによる取組＞

## 雲南市がめざす教育

ふるさとを愛し 心豊かでたくましく 未来を切り拓く 雲南市の人づくり

- ＜雲南市教育基本計画＞ 『夢』発見プログラムを本市の特色を生かした教育活動の柱に据え推進する
- ＜雲南市次世代育成支援行動計画＞ 地域社会において次世代を担う子ども達が安心して豊かに育つ環境をつくる
- ＜雲南市食育推進計画＞ 食と家庭と地域から生命の大切さを学び、雲南の食の良さを次の世代へ伝える

### 「雲南市の教育」のブランド化

「生きる力」を育むためには雲南市の地域資源を生かした、幼児期からのキャリア教育が必要である。

## 幼児期の『夢』発見プログラム

- 幼児期に育てたい力を明らかにし雲南市内全ての保育所、幼稚園から小学校・中学校へ一貫性のあるプログラムを展開する。
- 幼保の一体化  
全幼稚園・保育所において、『教育課程』や『保育課程』作成の際にこのプログラムの共通理念を盛り込む。

### ＜共通で行う取組の柱＞

- \* 平和と人権
- \* 世の中のしくみと勤労
- \* 自然環境・歴史と文化
- \* 基礎的な体力・生活リズムと「食」
- \* 家庭教育支援

# 雲南市 キャリア教育[幼児期]全体構想

## 雲南市教育基本目標

ふるさとを愛し 心豊かでたくましく  
未来を切り拓く 雲南市の人づくり

## 生きる力

- 日本国憲法
- 教育基本法
- 学校教育法
- 幼稚園教育要領
- 保育所保育指針
- しまね教育ビジョン21

- 地域や保護者の願い
- 保育者の願い

## 雲南市キャリア教育目標

ふるさと雲南への誇りと将来への夢や希望をもち すすんで社会貢献していこうとする心豊かな子どもの育成

## キャリア教育でめざす子ども像 (小・中学校)

「いのち」を大切に  
する子ども

社会に貢献  
できる子ども

夢・希望  
キャリア発達に  
かかわる諸能力

ふるさとに誇りを  
もつ子ども

健康で自立した子ども

## 幼児期に育てたい

## 9つの力

人とコミュニケーションをとる力

集団の一員としての意識をもち、生活を営む力

自分の行動をコントロールする力

「人・自然・もの・こと」とかかわろうとする力

自分を豊かに表現する力

命に感謝し、喜んで食べる力

いろいろな運動を楽しむ力

自分のよさに気づき、自信をもつ

友達と共に活動する力 (共感・共有・協同)

「いのち」を大切に  
する子ども

人とかかわり  
意欲的に遊ぶ子ども

幼児期にめざす  
子ども像

ふるさとが  
好きな子ども

健康で自立した子ども

### 平和と人権

家族の温かさを基盤として、いろいろな人とかかわりを通して、生命の尊さを感じたり、他者への共感性や自分を大切にしようとする態度を育む。

- ・場に応じて気持ちの良い挨拶をする。
- ・自分の好きなことや得意なことを見つかる。
- ・自信や自尊感情をもつ。
- ・友だちの良さを見つかる。
- ・相手の立場に立って共感したり、考えたり、思いやりの気持ちをもったりする。

- ・お誕生日おめでとう
- ・いろいろな人と出会う
- ・生きもの大好き
- ・お花も野菜も大きくなあれ

### 世の中のしくみと勤労

集団生活を通して、人と一緒に生活するために必要な態度や様々な力を身につけるとともに、積極的に行動しようとする意欲を育む。

- ・自分らしさを表現する。
- ・人とコミュニケーションを楽しむ。
- ・生活や遊びの中でルールがあることに気づき大切にする。
- ・一つの目的を共有し、友だちと協力して実現しようとする。

- ・お手伝いできるよ 今日担当 一緒にしよう
- ・〇〇を作ろう
- ・ごっこ遊び 〇〇のことね
- ・こんなお仕事あるんだね

### 自然環境・歴史と文化

地域の自然の中で遊んだり、地域に伝わる伝承文化などにふれることを通じて体験を豊かにするとともに、それを大切にしようとする気持ちを育む。

- ・地域の自然に、四季を通してふれたり、遊んだりする。
- ・地域の人とかかわり、いろいろなことを教えてもらったり、一緒に楽しんだりする。
- ・独自の文化や伝統芸能にふれ、楽しさや面白さを感じてやってみようとする。

- ・ふるさと大好き 触れよう 楽しもう 味わおう
- ・自然大好き 感じよう 見つけよう 楽しもう

### 基礎的体力・生活リズムと「食」

多様な遊びを通して、体の諸機能の発達を促し、しなやかな心と身体をつくるとともに、基本的な生活習慣や生活リズムを確立し、食に対する興味関心を育む。

- ・自分で出来ることは自分でやろうとする。
- ・いろいろな場所で思い切り身体を動かして遊ぶ。
- ・食事の楽しさや食の大切さを知り、すすんで食べる。
- ・野菜を育てる体験や調理体験を通して、食に関心をもつ。

- ・体も心もげんきつき
- ・体をいっぱい動かそう
- ・キッズクッキング
- ・テレビやゲームはお休みだ

## 生きる力・キャリア発達の基盤となるもの

### 《わが家は家族の幸せ基地》

- ・子どもにとって「心のよりどころ」となるような家庭・親子関係を築くことを通じて、人や自分を信じる気持ち「基本的な信頼感」「自己肯定感」を育む。
- ・望ましい家庭を共に創ろうとする家族の取組を通じ、家族を離れた集団の中で自主的に行動する意欲や、より広い世界を探索したり、ともに活動する仲間をつくっていこうとする力の基礎を培う。

- ・家庭教育支援(学習機会の提供・育児相談・仲間作り) ・10秒の愛運動 ・親子読書の推進 ・早寝・早起き、朝ごはん運動 ・親子でふれあい遊び

# 「小中一貫で育てたいキャリア発達に関わる能力」

年齢	観点1	観点2	観点3	観点4
3歳児	<p>☺ 生活リズムを整える</p> <p>☺ 身の回りのことを自分でしようとする</p>	<p>☺ みんなで楽しく食べる</p>	<p>☺ 進んで身体を動かすことを楽しんだり、喜んだりする</p> <p>☺ 遊びの中でいろいろな動きを経験する</p>	<p>☺ 身の回りのいろいろなことに興味をもつ</p>
4歳児	<p>☺ 場面に応じて自分からあいさつをしたり、応えたりする</p>	<p>☺ 楽しく感謝して食べる</p>	<p>☺ 様々な場所で身体のいろいろな部分を動かす</p>	<p>☺ 人や自然への感性(感覚)を豊かにする</p> <p>☺ 自ら遊びや活動を生み出していく意欲をもつ</p>
5歳児	<p>☺ 気持ちの良い言葉を使う</p> <p>☺ 人の役に立つことを嬉しく感じる</p>	<p>☺ 食への意識を高める</p>	<p>☺ 自分の力を試したり、粘り強く続けたりする</p>	<p>☺ 身近な人や自然などを大切にしようとする</p> <p>☺ ふるさとに愛着をもち、大切にする</p>
小中学校	<p>✍ 将来設計能力</p>	<p>✍ 将来設計能力</p>	<p>✍ 人間関係形成能力</p> <p>✍ 意志決定能力</p>	<p>✍ 情報活用能力</p>

# 力につながる【幼児期に育てたい力】



## 観点5

自分のよさに  
気づき、自分に  
自信をもつ

☺ 愛着関係・信頼関係を確立し、情緒を安定させる

☺ 自信や自尊感情をもつ



☺ 友達の良さに気づいたり、認めたりする



- ✎ 人間関係形成能力
- ✎ 情報活用能力
- ✎ 将来設計能力
- ✎ 意志決定能力

## 観点6

人とコミュニケーションをとる力

☺ 保育者との信頼関係を築く

☺ いろいろな人と出会い、かかわりをもつ

☺ 仲間同士の信頼関係を築く

☺ 人の話を聞く



☺ 相手の気持ちを受け止める



- ✎ 人間関係形成能力
- ✎ 意志決定能力

## 観点7

自分を豊かに  
表現する力

☺ 自分の思いや感じたこと、考えたことをいろいろな方法で素直に表わす

☺ 自己主張する

☺ 自分の気持ちを言葉を使って表現する

☺ 自分の好きなことや得意なことを見つける

☺ 相手に自分の思いを伝える喜びを感じる

☺ 言葉を使って、自分の経験や考えたことを伝える



- ✎ 人間関係形成能力
- ✎ 意志決定能力

## 観点8

自分の行動を  
コントロールする力

☺ 順番を守ろうとしたり、待ったりする



☺ 集団の中で自己意識をもつ

☺ 場面に応じて自分の気持ちを抑えたり、葛藤を経験したりする

☺ 目的をもって遊び、集中し、持続し、粘り強く実現していこうとする

☺ 葛藤やつまづきに耐え、乗り越えようとする

☺ 生活や遊びの中で、ルールがあることに気づき、それを大切にしようとする

☺ 問題を自分で考えたり、工夫したりして解決していこうとする

- ✎ 人間関係形成能力
- ✎ 将来設計能力
- ✎ 意志決定能力

## 観点9

友達とともに  
活動する力

☺ 相手(友達)のもっているイメージや意図がわかる

☺ 相手(友達)の立場に立って共感したり、考えたり、思いやったりする

☺ 相手(友達)のもっているイメージや意図と自分のそれとをつなげたり、重ね合わせていきながら、遊びを共有していく

☺ 一つの目的を共有し、友達と協同して実現していく



- ✎ 人間関係形成能力
- ✎ 将来設計能力
- ✎ 意志決定能力

# 市内すべての保育所(園)・幼稚園で取り組む共通

年齢

## 平和と人権

## 世の中のしくみと勤労

3  
歳  
児  
・  
4  
歳  
児  
・  
5  
歳  
児

### お誕生日おめでとう

- ・家族として大事にされる喜び
- ・お父さんお母さん 家族に感謝
- ・誕生日会でお祝い



### いろいろな人と出会おう

- ・他園や異年齢の人たちとの交流活動



### 生きもの大好き

- ・直接触れる体験
- ・飼育



### お花も野菜も大きくなあれ

- ・花壇や畑で育てる



### お手伝いできるよ 今日は当番一緒にしよう

- ・当番活動
- ・掃除
- ・片付け 整頓
- ・分別



### 〇〇を作ろう

- ・遊びに必要なものを作る
- ・いろいろな素材、材料、道具を使う



### ごっこ遊び 〇〇のことね

- ・イメージの共有
- ・役割分担と共同
- ・言葉のやりとり



### こんなお仕事あるんだね

- ・やってみたいな憧れ体験 (例：消防士)



・10秒の愛は大切な宝物

・子育て仲間をつくりませんか

・子育てのことを一緒に考

わが家は家族の





# 題材(例)



このパンフレットの中間はポスターとして壁などに貼ってご使用ください。



## 自然環境・歴史と文化

## 基礎的体力・生活リズムと「食」

### ふるさと大好き

### 触れよう 楽しもう 味わおう

- ・雲南の伝統的な食や行事に親しむ
- ・地域を探検する
- ・地域の人と交流する



### 自然大好き


### 感じよう 見つけよう 楽しもう

- ・四季を通して身近な山や川で遊ぶ
- ・園庭で遊ぶ
- ・どろんこ遊び 水遊び
- ・光、風、雲、雨、雷、雪、霜、氷などの自然現象
- ・草花、樹木、土、石、水などの自然物





### 体も心もげんきつき

- ・ひとりでできることは自分で
- ・毎日早寝、早起き、朝ご飯
- ・食べた後は歯磨き
- ・楽しく食べる 感謝して食べる


### 体をいっぱい動かそう

- ・多様な運動にふれる機会をつくる
- ・より難しいことへのチャレンジ
- ・みんなで楽しい運動会


### キッズクッキング

- ・みんなで作って食べる
- ・食べ物のことを知る

### テレビやゲームは お休みだよ

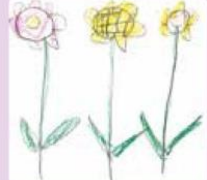
- ・ノーメディアの日



### の幸せ基地

- ・親子読書は心の栄養
- ・一緒に遊べば体も心もぽっかぽか

えましよう話しましよう



『夢』発見プログラム  
 幼児期版は、これからの  
 雲南市の幼児教育  
 (就学前教育)の  
 基盤となるもの  
 です。

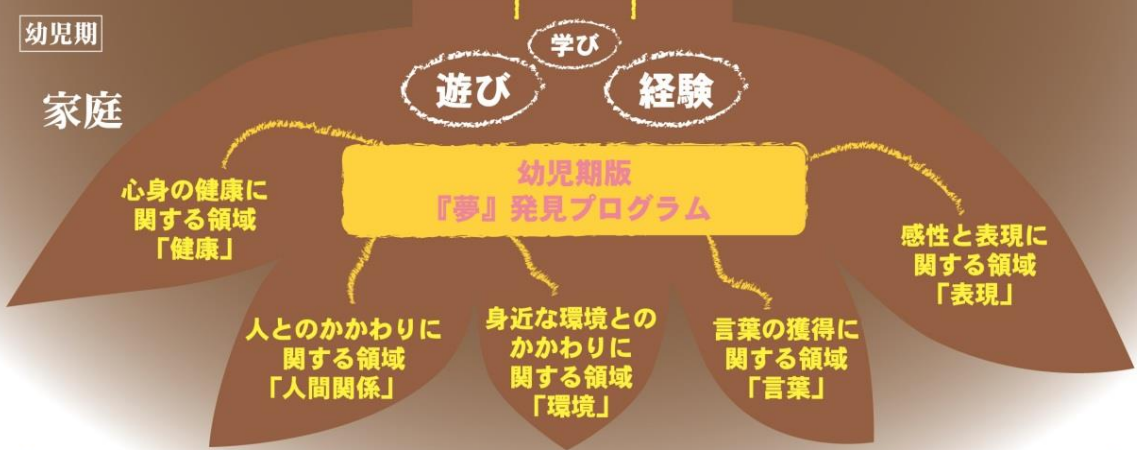


児童・生徒期

幼児期は、生きる力の根っこを作るときです。  
 じょうぶな根っこを作るためには、幼児期の「豊かな学び」と、それを支える家庭が大切です。

幼児期

家庭



※領域…「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」において幼児の発達の側面から5つの領域が共通して示されている各領域は、幼児に育つことが期待される心情、意欲、態度である「ねらい」と、指導することで幼児が身につけることが望まれる「内容」で編成されている。

雲南市の幼稚園・保育所(園)ではこのプログラムの趣旨に添い、地域の教育資源を生かし、小学校・中学校とも連携をとりながら実践を積み重ね、より良い保育を創造していきます。  
 そして、幼稚園と保育所が一体となって、雲南市のキャリア教育「生き方教育」を支える土台を作ります。

## 雲南市子ども・子育て支援事業計画

---

発行年月	平成 27 年 3 月
発行	島根県雲南市 〒699-1392 島根県雲南市木次町木次 1013 番地 1 TEL 0854 - 40 - 1044 FAX 0854 - 40 - 1049
編集 印 刷	雲南市子育て支援課 株式会社 ぎょうせい

---